

321
22



* 0004269000 *

0004269-000

特 265-561

日本改造法案大綱

北一輝・著

西田税

昭和3

ABB

357

特 265
561

北
一輝氏著

日本改造法案大綱



普及版の刊行に際して

日本改造法案の普及は吾等多年の期望であつたが、何事も思ふに任せぬことばかりであつた。

斯の版は同志田中操君の努力によりて刊行せらるゝものである。田中君は一下級船員である。本書を天下に普及せんと欲するが爲めに同君は五年間僅かなる賃銀を積んで此度の出版費を提供された。吾等は、君の深甚なる志願と不断不屈の努力に對して無限の感激敬意を献ぐる者である。

三年前、編纂者は著者の意をうけて第三回の公刊頒布をしたことがあるが、田中君の普及版は其れに同じいものである。只異なる悦ぶべき点は、六年前公刊の時に當局から伏字にせられた改造行程の手段方法の部が、此度其の大部分を解除されたことである。この事は別に隠れたる同志増田一悦君の努力によるものである。併せて茲に感謝の意を表する次第である。

昭和三年十月

編纂者 西田 税

凡例

- 一、此ノ改造法案ハ世界大戰終了ノ後、大正八年八月上海ニ於テ起草セル者ナリ。「極秘」ヲ印シ謄寫ニ附シテ未ダ公刊ニ至ラザル時、九年一月發賣頒布ヲ禁ゼラル。書中ニ存スル削除部分ハ公刊ニ際シ官憲ノ削除シタルモノナリ。
- 二、固ヨリ削除セラレタル一行一句ト雖モ日本ノ法律ニ違反セル文字ニ非ザルハ論ナシ。恐ラクハ單ナル行政上ノ目的ニ出デシト信ズ。從テ何等カ不穩矯激ナル者ノ伏在セルカニ感ジテ草案者ニ質問照會スル等ノナカラムコトヲ望ム。二三枝ヲ折ルモ大樹ハ損傷サルルコトナシ。
- 三、奈翁戰爭ガ十八世紀ト十九世紀トヲ劃セル如ク十九世紀ノ終焉二十世紀ノ初頭ハ眞ニ世界大戰ノ一大段落ヲ以テ限ラルベシ（世紀ノ更新ヲ十進數ニ依リテ思考スベカラズ）天ノ命、二十世紀ノ第一年ヲ以テ此ノ法案ヲ起草セシメタルヲ拜謝ス。從テ前世紀ニ續出シタル舊キ哲人等ノ誤謬多キ革

命理論ヲ準繩トシテ此ノ法案ヲ批判スル者ヲ歡ブ能ハズ。時代錯誤トハ是ナリ。昔者娘ヲシテ其ノ母ニ背カシメンガ爲メニ來レリト云ヘル者アリ。二十世紀ニ命ジテ十九世紀ニ背クヲ禁ズル革命論ノ多キヲ不審ナリトス。四、「註」ハ固ヨリ説明解釋ヲ目的トセルモ、語辭悉ク簡單明瞭時ニハ只結論ノミヲ綴リシ者アリ。第二十世紀ノ人類ハ聰明ト情意ヲ増進シテ「然リ然リ」「否ナ否ナ」ニテ足ル者ナラザルベカラズ。現代世界ヲ展開セシメタル三大發明ノ中火藥ガ人類ヲ殺スヨリモ甚シク、印刷術ノ害毒全世界ノ頭腦ヲ朽腐シ盡クセリ。爲メニ簡明ナル一事一物ヲモ迂漫ナル愚論ナクシテ解悟スル能ハザル穉態ハ阿片中毒者ト語ル如シ。日本改造法案ノ起草者ハ當然ニ革命的大帝國建設ノ一實行者タラザルヲ得ズ。從テ其レガ左傾スルニセヨ右傾スルニセヨ前世紀的頭腦ヨリスル是非善惡ニ對シテ應答ヲ免除サレンコトヲ期ス。恐ラクハ閑暇ナシ。

大正十二年五月

北 一 輝

日本改造法案大綱目次

緒 言 : 一

卷一 國民ノ天皇 : 一

憲法停止——天皇ノ原義——華族制廢止——普通選舉——國民自由ノ恢復——國家改造內閣——國家改造議會——〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

卷二 私有財産限度 : 一七

私有財産限度——改造後ノ私有財産限度超過者——在郷軍人團會議

卷三 土地處分三則 : 二七

私有地限度——私有地限度ヲ超過セル土地ノ國納——土地徵集機關

目 次

將來ノ私有地限度超過者——徵集地ノ民有制——都市ノ土地市有制——國有タルベキ土地

卷四 大資本ノ國家統一……………三八

私人生產業限度——私人生產業限度ヲ超過セル生產業ノ國有——資本徵集機關——改造後私人生產業限度ヲ超過セル者——國家ノ生産的組織——其一銀行省——其二航海省——其三鑛業省——其四農業省——其五工業省——其六商業省——其七鐵道省——莫大ナル國庫收入

卷五 勞働者ノ權利……………五一

勞働省ノ任務——勞働賃銀——勞働時間——勞働者ノ利益配當——勞働的株主制ノ立法——借地農業者ノ擁護——幼年勞働ノ禁止——婦人勞働

卷六 國民ノ生活權利……………六三

兒童ノ權利——國家扶養ノ義務——國民教育ノ權利——婦人々權利ノ擁護——國民人權ノ擁護——勳功者ノ權利——私有財產ノ權利

卷七 朝鮮其ノ他現在及將來ノ領土ノ改造方針……………八八

朝鮮ノ郡縣制——朝鮮人ノ參政權——三原則ノ擴張——現在領土ノ改造順序——改造組織ノ全部施行セラるベキ新領土

卷八 國家ノ權利……………一〇五

徵兵制ノ維持——開戰ノ積極的權利

結 言……………一二九

參考論文目次

『支那革命外史』序文

ヴェルサイユ會議に對する最高判決

ヨツフエ君に訓ふる公開狀

『國體論及純正社會主義』序文

第三次公刊「改造法案」序文

日本改造法案大綱

緒言

今ヤ大日本帝國ハ内憂外患竝ビ到ラントスル有史未曾有ノ國難ニ臨メリ。國民ノ大多數ハ生活ノ不安ニ襲ハレテ一二歐洲諸國破壊ノ跡ヲ學バントシ、政權軍權財權ヲ私セル者ハ只龍袖ニ陰レテ惶々其不義ヲ維持セントス。而シテ外、英米獨露悉ク信ヲ傷ケザルモノナク、日露戰爭ヲ以テ漸ク保全ヲ與ヘタル隣邦支那スラ酬ユルニ却テ排侮ヲ以テス。眞ニ東海粟島ノ孤立。一步ヲ誤ラバ宗祖

ノ建國チ一空セシメ危機誠ニ幕末維新ノ内憂外患ヲ再現シ來レリ。只天佑六千萬同胞ノ上ニ炳タリ。日本國民ハ須ラク國家存立ノ大義ト國民平等ノ人權トニ深甚ナル理解ヲ把握シ、内外思想ノ清濁ヲ判別採捨スルニ一點ノ過誤ナカルベシ。歐洲諸國ノ大戰ハ天其ノ驕侈亂倫ヲ罰スルニ「ノア」ノ洪水ヲ以テシタルモノ。大破壊ノ後ニ狂亂狼狽スル者ニ完備セル建築圖ヲ求ム可ラザルハ勿論ノ事。之ト相反シテ、我が日本ハ彼ニ於テ破壊ノ五ケ年ヲ充實ノ五ケ年トシテ惠マレタリ。彼ハ再建ヲ云フベク我ハ改造ニ進ムベシ。全日本國民ハ心ヲ冷カニシテ天ノ賞

罰斯クノ如ク異ナル所以ノ根本ヨリ考察シテ、如何ニ大日本帝國ヲ改造スベキカノ大本ヲ確立シ、舉國一人ノ非議ナキ國論ヲ定メ、全日本國民ノ大同團結ヲ以テ終ニ天皇大權ノ發動ヲ奏請シ、天皇ヲ奉ジテ速カニ國家改造ノ根基ヲ完ウセザルベカラズ。

支那印度七億ノ同胞ハ實ニ我が扶導擁護ヲ外ニシテ自立ノ途ナシ。我が日本亦五十年間ニ二倍セシ人口増加率ニヨリテ百年後少クモ二億四五千萬人ヲ養フベキ大領土ヲ餘儀ナクセラル。國家ノ百年ハ一人ノ百日ニ等シ。此ノ餘儀ナキ明日ヲ憂ヒ彼ノ悽慘タル鄰邦ヲ悲シム者、如

何ゾ直譯社會主義者流ノ巾幗的平和論ニ安ンズルヲ得ベキ。階級鬭爭ニヨル社會進化ハ敢テ之ヲ否マズ。而モ人類歴史アリテ以來ノ民族競爭國家競爭ニ眼ヲ蔽ヒテ何ノ所謂科學的ゾ。歐米革命論ノ權威等悉ク其ノ淺薄皮相ノ哲學ニ立脚シテ終ニ「劍ノ福音」ヲ悟得スル能ハザル時、高遠ナル亞細亞文明ノ希臘ハ率先其レ自ラノ精神ニ築カレタル國家改造ヲ終ルト共ニ、亞細亞聯盟ノ義旗ヲ翻シテ眞個到來スベキ世界聯邦ノ牛耳ヲ把リ、以テ四海同胞皆是佛子ノ天道ヲ宣布シテ東西ニ其ノ範ヲ垂ルベシ。國家ノ武裝ヲ忌ム者ノ如キ其智見終ニ幼童ノ類ノミ。

卷一 國民ノ天皇

憲法停止。天皇ハ全日本國民ト共ニ國家改造ノ根基ヲ定メンガ爲ニ天皇大權ノ發動ニヨリテ三年間憲法ヲ停止シ兩院ヲ解散シ全國ニ戒嚴令ヲ布ク。

註一。權力ガ非常ノ場合有害ナル言論又ハ投票ヲ無視シ得ルハ論ナシ。如何ナル憲法ヲモ議會ヲモ絕對視スルハ英米ノ教權的「デモクラシー」ノ直譯ナリ。是レ「デモクラシー」ノ本面目ヲ蔽フ保守頑迷ノ者、其ノ笑フベキ程度ニ於テ日本ノ國體ヲ説明スルニ高天ケ原的論法ヲ以テスル者アルト同シ。海軍擴張案ノ討議ニ於テ東郷大將ノ一票ガ醜惡代議士ノ三票ヨリ價値ナク、社會改策ノ採決ニ於テ「カルル・マルクス」ノ一票ガ大倉喜八郎ノ七票ヨリ不義ナリト言フ能ハズ。由來投票政治ハ數ニ絕對價値ヲ附シテ

質ガ其レ以上ニ價值ヲ認メラルベキ者ナルヲ無視シタル舊時代ノ制度ヲ傳統的ニ維持セルニ過ギズ。

註二。「クーデター」ヲ保守專制ノ爲メノ權力濫用ト速斷スル者ハ歴史ヲ無視スル者ナリ。奈翁ガ保守的分子ト妥協セザリシ純革命的時代ニ於テ「クーデター」ハ議會ト新聞ノ大多數ガ王朝政治ヲ復活セントスル分子ニ滿チタルヲ以テ革命遂行ノ唯一道程トシテ行ヒタル者。又現時露國革命ニ於テ「レーニン」ガ機關銃ヲ向ケテ妨害的勢力ノ充滿スル議會ヲ解散シタル事例ニ見ルモ「クーデター」ヲ保守的權力者ノ所爲ト考フルハ甚シキ俗見ナリ。

註三。「クーデター」ハ國家權力即チ社會意志ノ直接的發動ト見ルベシ。其ノ進歩的ナル者ニ就キテ見ルモ國民ノ團集ソノ者ニ現ハル、コトアリ。奈翁「レーニン」ノ如キ政權者ニヨリテ現ハル、コトアリ。日本ノ改造ニ於テハ必ズ國民ノ團集ト元首トノ合體ニヨル權力發動タラザルベカラズ。

註四。兩院ヲ解散スルノ必要ハ其レニ據ル貴族ト富豪階級ガ此ノ改造決行ニ於テ、天皇及國民ト兩立セザルヲ以テナリ。憲法ヲ停止スルノ必要ハ彼等ガ其ノ保護ヲ將ニ一掃セントスル現行法律ニ求ムルヲ以テナリ。戒嚴令ヲ布ク必要ハ彼等ノ反抗的行動ヲ彈壓スルニ最モ拘束サレザル國家ノ自由ヲ要スルヲ以テナリ而シテ無智半解ノ革命論ヲ直譯シテ此ノ改造ヲ妨グル言動ヲナス者ノ彈壓ヲモ含ム。

天皇ノ原義。天皇ハ國民ノ總代表タリ、國家ノ根柱タルノ原理主義ヲ明カニス。

此ノ理義ヲ明カニセンガ爲ニ神武國祖ノ創業明治大帝ノ革命ニ則リテ

以テ天皇ヲ補佐シ得ベキ器ヲ廣ク天下

ニ求ム。

天皇ヲ補佐スベキ顧問院ヲ設ク。顧問院議員ハ天皇ニ任命セラレ其ノ人員ヲ五十名トス。

顧問院議員ハ内閣會議ノ決議及議會ノ不信任決議ニ對シテ天皇ニ辭表ヲ捧呈スベシ。

但、内閣及議會ニ對シテ責任ヲ負フモノニ非ズ。

註一。日本ノ國體ハ三段ノ進化ヲナセルヲ以テ天皇ノ意義又三段ノ進化ヲナセリ。第一期ハ藤原氏ヨリ平氏ノ過渡期ニ至ル專制君主國時代ナリ。此間理論上天皇ハ凡テノ土地ト人民トヲ私有財産トシテ所有シ生殺與奪ノ權ヲ有シタリ。第二期ハ源氏ヨリ徳川氏ニ至ルマデノ貴族國時代ナリ。此間ハ各地ノ群雄又ハ諸侯ガ各其範圍ニ於テ土地ト人民トヲ私有シ其上ニ君臨シタル幾多ノ小國家小君主トシテ交戦シ聯盟シタル者ナリ。從テ天皇ハ第一

期ノ意義ニ代フルニ、此等小君主ノ盟主タル幕府ニ光榮ヲ加冠スル羅馬法王トシテ、國民信仰ノ傳統的中心トシテノ意義ヲ以テシタリ。此進化ハ歐洲中世史ノ諸侯國神聖皇帝羅馬法王ト符節ヲ合スル如シ。第三期ハ武士ト人民トノ人格的覺醒ニヨリテ各ソノ君主タル將軍又ハ諸侯ノ私有ヨリ解放サレントシタル維新革命ニ始マレル民主國時代ナリ。此時ヨリノ天皇ハ純然タル政治的中心ノ意義ヲ有シ、此ノ國民運動ノ指揮者タリシ以來現代民主國ノ總代表トシテ國家ヲ代表スル者ナリ。即チ維新革命以來ノ日本ハ天皇ヲ政治的中心トシタル近代的民主國ナリ。何ゾ我ニ乏シキ者ナルカノ如ク彼ノ「デモクラシー」ノ直譯輸入ノ要アランヤ。此ノ歴史ト現代トヲ理解セザル頑迷國體論者ト歐米崇拜者トノ爭鬪ハ實ニ非常ナル不祥ヲ天皇ト國民トノ間ニ爆發セシムル者ナリ。兩者ノ救フベカラザル迷妄ヲ戒シム。

註二、國民ノ總代者ガ投票當選者タル制度ノ國家ガ或ル特異ナル一人タル制度ノ國ヨリ優越ナリト考フル「デモクラシー」ハ全ク科學的根據ナシ。國家ハ各々其國民精神ト建國歴史ヲ異ニス。民國八年マデノ支那ガ前者タ

ル理由ニヨリテ後者タル白耳義ヨリ合理的ナリト言フ能ハズ。米人ノ「デモクラシー」トハ社會ハ個人ノ自由意志ニヨル自由契約ニ成ルト云ヒシ當時ノ幼稚極マル時代思想ニヨリテ、各歐洲本國ヨリ離脱シタル個々人ガ村落の結合ヲナシテ國ヲ建テタル者ナリ。其ノ投票神權說ハ當時ノ帝王神權說ヲ反對方面ヨリ表現シタル低能哲學ナリ。日本ハ斯ル建國ニモ非ズ、又斯ル低能哲學ニ支配サレタル時代モナシ。國家ノ元首ガ賣名的多辯ヲ弄シ下級俳優ノ如キ身振ヲ晒シテ當選ヲ爭フ制度ハ、沈黙ハ金ナリヲ信條トシ謙遜ノ美德ヲ教養セラレタル日本民族ニ取リテハ一ニ奇異ナル風俗トシテ傍觀スレバ足ル。

註三。現代ノ宮中ハ中世の弊習ヲ復活シタル上ニ歐洲ノ皇室ニ殘存セル別個ノ其等ヲ加ヘテ、實ニ國祖建國ノ精神タル平等ノ國民ノ上ノ總司令者ヲ遠ザカルコト甚シ。明治大帝ノ革命ハ此ノ精神ヲ再現シテ近代化セル者。從テ同時ニ宮中ノ廓清ヲ決行シタリ。之ヲ再ビスル必要ハ國家組織ヲ根本的ニ改造スル時獨リ宮中ノ建築ヲノミ傾柱壞壁ノママニ委スル能ハザレバ

ナリ。

註四。

華族制廢止。華族制ヲ廢止シ、天皇ト國民トヲ阻隔シ來レル藩屏ヲ撤去シテ明治維新ノ精神ヲ明ニス。

貴族院ヲ廢止シテ審議院ヲ置キ衆議院ノ決議ヲ審議セシム。

審議院ハ一回ヲ限リトシテ衆議院ノ決議ヲ拒否スルヲ得。審議院議員ハ各種ノ勳功者間ノ互選及勅選ニヨル。

註一。貴族政治ヲ覆滅シタル維新革命ハ徹底的ニ遂行セラレテ貴族ノ領地ヲモ解決シタルコト、當時ノ一佛國ヲ例外トシタル歐洲ノ各國ガ依然中世的領土ヲ處分スル能ハザリシヨリモ百歩ヲ進メタルモノナリキ。然ルニ大西郷等革命精神ノ體現者世ヲ去ルト共ニ單ニ附隨的ニ行動シタル伊藤博文等ハ、進ミタル我ヲ解セズシテ後レタル彼等ノ貴族的中世的特權ノ殘存セルモノヲ模倣シテ輸入シタリ。華族制ヲ廢止スルハ歐洲直譯制度ヲ棄テテ維新革命ノ本來ニ返ヘル者。我ノ短所ナリト考ヘテ新ナル長ヲ學ブ者ト速斷スベカラズ。既ニ彼等ノ或者ヨリ進ミタル民主國ナリ。

註二。二院制ノ一院制ヨリ過誤少ナキ所以ハ輿論ガ甚ダ多クノ場合ニ於テ感情的雷同的瞬間的ナルヲ以テナリ。上院ガ中世的遺物ヲ以テセズ各方面ノ勳功者ヲ以テ組織セララル所以。

普通選舉。二十五歳以上ノ男子ハ大日本國民タル權利ニ於テ平等普通ニ衆議院議員ノ被選舉權及ビ選舉權ヲ有ス。地方自治會亦之ニ同シ。女子ハ參政權ヲ有セズ。

註一。納稅資格ガ選舉權ノ有無ヲ決スル各國ノ制度ハ、議會ノ濫觴ガ皇室ノ徵稅ニ對シテ其ノ費途ヲ監視セントシタル英國ニ發スト雖モ、日本國自身ノ原則トシテハ國民タル權利ノ上ニ立テザルベカラズ。即チ如何ナル國民モ間接稅ノ負擔者ナラザルハナシト云フ納稅資格ノ擴張セラレタル普通選舉ノ義ニ非ズ。徵兵ガ「國民ノ義務」ナリト云フ意義ニ於テ選舉ハ「國民ノ權利」ナリ。

註二。國家ヲ防護スル國民ノ義務ハ國政ヲ共治スル國民ノ權利ト一個不可分ノ者ナリ。日本國民タル人權ノ本質ニ於テ、羅馬ノ奴隸ノ如ク、又昇殿

ヲモ許サレザル王朝時代ノ犬馬ノ如ク、純乎タル被治者トシテ或ル治者階級ノ命令ノ下ニ其ノ生死ヲ委スベキ理ナシ。此ノ權利ト此ノ義務トハ一切ノ條件ニ依リテ干犯サルルコトヲ許サズ。從テ假令國外出征中ノ現役將卒ト雖モ何等ノ制限無ク投票シ且ツ投票セラルベシ。

註三。女子ノ參政權ヲ有セズト明示セル所以ハ日本現存ノ女子が覺醒ニ至ラズト云フ意味ニ非ズ。歐洲ノ中世史ニ於ケル騎士ガ婦人ヲ崇拜シ其眷顧ヲ全ウスルヲ士ノ禮トセルニ反シ、日本中世史ノ武士ハ婦人ノ人格ヲ彼ト同一程度ニ尊重シツツ婦人ノ側ヨリ男子ヲ崇拜シ男子ノ眷顧ヲ全ウスルヲ婦道トスル禮ニ發達シ來レリ。コノ全然正反對ナル發達ハ社會生活ノ凡ナニ於ケル分科的發達トナリテ近代史ニ連ナリ、彼ニ於テ婦人參政運動トテレル者我ニ於テ良妻賢母主義トナレリ。政治ハ人生ノ活動ニ於ケル一小部分ナリ。國民ノ母國民ノ妻タル權利ヲ擁護シ得ル制度ノ改造ヲナサバ日本ノ婦人問題ノ凡テハ解決セラル。婦人ヲ口舌ノ鬭爭ニ慣習セシムルハ其天性ヲ殘賊スルコト之ヲ戰場ニ用フルヨリモ甚シ。歐米婦人ノ愚昧ナル多

辯、支那婦人間ノ強奸ナル口論ヲ見タル者ハ日本婦人ノ正道ニ發達シツツアルニ感謝セン。善キ傾向ニ發達シタル者ハ惡シキ發達ノ者ヲシテ學バシムル所アルベシ。コノ故ニ現代ヲ以テ東西文明ノ融合時代ト云フ。直譯ノ醜ハ特ニ婦人參政權問題ニ見ル。(國民ノ生活權利參照)。

國民自由ノ恢復。從來國民ノ自由ヲ拘束シテ憲法ノ精神ヲ毀損セル諸法律ヲ廢止ス。文官任用令。治安警察法。

新聞紙條例。出版法等。

註。周知ノ道理。只各種閥族等ノ維持ニ努ムルノミ。

國家改造內閣。戒嚴令施行中現時ノ各省ノ外ニ下掲ノ生産の各省ヲ設ケ更ニ無任所大臣數名ヲ置キテ改造內閣ヲ

組織ス。

改造内閣員ハ從來ノ軍閥、吏閥、財閥、黨閥ノ人々ヲ斥ケテ全國民ヨリ廣ク偉器ヲ選ビテ此ノ任ニ當ラシム。

各地方長官ヲ一律ニ罷免シ國家改造知事ヲ任命ス。選任ノ方針右ニ同ジ。

註。徳川ノ君臣ヲ以テ維新革命ヲナス能ハザル同一理由。但シ革命ハ必ズシモ流血ノ多少ニ依リテ價值ヲ決スルモノニ非ズ。恰モ外科手術ニ於テ流血ノ多量ナル理由ヲ以テ少量ナル者ヲ不徹底ナリト言フ能ハザルガ如シ。要ハ手術者ノ力量ト手術セラルベキ患者ノ體質如何ニ在リ。現時ノ日本ハ充實強健ナル壯者ナリ。露西亞支那ノ如キハ全身腐肉朽骨ノ老癯患者ナリ。古今ヲ達觀シ東西ニ卓出セル手術者ノアラバ日本ノ改造ノ如キ談笑ノ間ニ成ルベシ。

國家改造議會。戒嚴令施行中普通選舉ニ依ル國家改造議會ヲ召集シ改造ヲ協議セシム。

國家改造議會ハ天皇ノ宣布シタル國家改造ノ根本方針ヲ討論スルコトヲ得ズ。

註一。

權力濫用ノ「クーデ

ター」ニ非ズシテ國民ト共ニ國家ノ意志ヲ發動スル所以。

註二。是レ法理論ニ非ズシテ事實論ナリ。露獨ノ皇帝モ斯カル權限ヲ有スベシト云フ學究談論ニ非ズシテ日本天皇陛下ニノミ期待スルナリ。

註三。現時ノ資本萬能官僚專制ノ間ニ普通選舉ノミヲ行フモ選出サル、議員ノ多數又ハ少數ハ改造ニ反對スル者及反對スル者ヨリ選舉費ヲ得タル當選者ナルヲ以テナリ。但、戒嚴令中ノ議員選舉タリ議會開會ナルヲ以テ有

害ナル候補者又ハ議員ノ權利ヲ停止スベキヲ得ルハ論ナシ。
註四。

コトノミニ依リテ維新革命ハ佛國革命
ヨリモ悲惨ト動亂ナクシテ而モ徹底的ニ成就シタリ。再ビ

ニ依リテ日本ノ國家改造ハ露西亞革命ノ虐殺兵亂ナク、獨逸革命ノ痴鈍
ナル徐行ヲ往過セズシテ整然タル秩序ノ下ニ貫徹スベシ。

卷二 私有財産限度

私有財産限度。日本國民一家ノ所有シ得ベキ財産限度ヲ
壹百萬圓トス。

海外ニ財産ヲ有スル日本國民亦同ジ。

此ノ限度ヲ破ル目的ヲ以テ財産ヲ血族其他ニ贈與シ又ハ
何等カノ手段ニヨリテ他ニ所有セシムルヲ得ズ。

註一。一家トハ父妻子女及ビ直系ノ尊卑族ヲ一括シテ云フ。

註二。限度ヲ設ケテ壹百萬圓以下ノ私有財産ヲ認ムルハ、一切ノ其レヲ許
サザランコトヲ終局ノ目的トスル諸種ノ社會革命說ト社會及人生ノ理解ヲ
根本ヨリ異ニスルヲ以テナリ。個人ノ自由ナル活動又ハ享樂ハ之レヲ其ノ

私有財産ニ求メザルベカラズ。

貧富ヲ無視シタル劃一的平等ヲ考フルコトハ誠ニ社會萬能說ニ出發スルモノニシテ、或者ハ此非難ニ對抗センガ爲メニ個人ノ名譽的不平等ヲ認ムル制度ヲ以テセント云フモ、コハ價値ナキ別問題ナリ。人ハ物質的享樂又ハ物質活動其者ニ就キテ劃一的ナル能ハザレバナリ。自由ノ物質的基本ヲ保證ス。

註三。外國ニ財産ヲ有スル國民ニ此限度ノ及ブハ法律上當然ナリ。之ヲ明示シタル所以ハ此限度ヨリ免カルル目的ヲ以テスル外國ノ財産ヲ禁ズルヲ明カニシタル者。佛蘭西革命ノ時ノ亡命貴族ノ例。租界ニ逃居シテ財産ノ安固ヲ計ル現時支那官僚富家ノ例。

註四。社會主義ガ私有財産ノ確立セル近代革命ノ個人主義民主主義ノ進化ヲ繼承セル者ナリトハ此ノ故ナリ。民主的個人ヲ以テ組織サレザル社會ハ奴隸的社會萬能ノ中世時代ナリ。而シテ民主的個人ノ人格的基礎ハ即チ其ノ私有財産ナリ。私有財産ヲ尊重セザル社會主義ハ、如何ナル議論ヲ長論

大著ニ構成スルニセヨ、要スルニ原始的共產時代ノ回顧ノミ。

私有財産限度超過額ノ國有。私有財産限度超過額ハ凡テ無償ヲ以テ國家ニ納付セシム。

此ノ納付ヲ拒ム目的ヲ以テ現行法律ニ保護ヲ求ムルヲ得ズ。

若シ是ニ違反シタル者ハ天皇ノ範ヲ蔑ニシ國家改造ノ根基ヲ危クスルモノト認メ戒嚴令施行中ハ天皇ニ危害ヲ加フル罪及國家對スル内亂ノ罪ヲ適用シテ之ヲ死刑ニ處ス。

註一。經濟的組織ヨリ見タルトキ、現時ノ國家ハ統一國家ニ非ズシテ經濟的戰國時代タリ經濟的封建制タラントス。米國ノ如キハ確實ニ經濟的諸侯政治ヲ築キ終レルモノナリ。國家ハ、嘗テ家ノ子郎等又ハ武士等ノ私兵ヲ養ヒテ討伐セシ攻戰時代ヨリ現時ノ統一ニ至レリ。國家ハ更ニ其ノ内容タル經濟的統一ヲナサンガ爲ニ、經濟的私兵ヲ養ヒテ相殺傷シツツアル今ノ經濟的封建制ヲ廢止シ得ベシ。

註二。無償ヲ以テ徵集スル所以ハ、現時ノ大資本家大地主等ノ富ハ其實社會共同ノ進歩ト共同ノ生産ニヨル富ガ惡制度ノ爲メ彼等少數者ニ停滯シ蓄積セラレタル者ニ係ハルヲ以テナリ。理由ノ第二ハ、公債ヲ以テ悉ク此等ヲ賠償スル時ハ、彼等ハ公債ニ變形シタル依然タル巨富ヲ以テ國家ノ經濟的統一ヲ毀損シ得ベキカヲ有スルヲ以テナリ。第三ノ理由ハ、國家トシテ不合理ナル所有ニ對シテ賠償ヲナス能ハズ實ニ其資本ヲシテ有史未曾有ノ活用ヲナスベキ切迫セル當面ノ經綸ヲ有スルヲ以テナリ。

註三。違反者ニ對シテ死刑ヲ以テセント云フハ必ズシモ希望スル所ニ非ズ。又固ヨリ無産階級ノ復讐的騷亂ヲ是非スルニモ非ズ。實ニ貴族ノ土地徵集ヲ執行スルニ、大西郷ガ異議ヲ唱フル諸藩アラバ一舉討伐スベキ準備ヲナシタル先哲ノ深慮ニ學ブベシトスル者ナリ。二三十人ノ死刑ヲ見バ天下悉ク服セン。

改造後ノ私有財産超過者。國家改造後ノ將來、私有財産限度ヲ超過シタル富ヲ有スル者ハ其ノ超過額ヲ國家ニ納付スベシ。

國家ハ此ノ合理的勤勞ニ對シテ其ノ納付金ヲ國家ニ對スル獻金トシテ受ケ明カニ其ノ功勞ヲ表彰スルノ道ヲ取ルベシ。

此ノ納付ヲ避クル目的ヲ以テ血族其他二分有セシメ又ハ贈與スルヲ得ズ。

違反者ノ罰則ハ、國家ノ根本法ヲ紊亂スル者ニ對スル立法精神ニ於テ、別ニ法律ヲ以テ定ム。

註一。現時ノ致富ト改造後ノ致富トガ致富ノ原因ヲ異ニスルヲ了解スベシ
註二。最少限度ノ生活基準ニ立脚セル諸多ノ社會改造說ニ對シテ、最高限度ノ活動權域ヲ規定シタル根本精神ヲ了解スベシ。深甚ナル理論アリ。

註三。前世紀的社會主義ニ對スル一般且ツ有理ノ非難即チ各人平等ノ分配ノ爲メニ勤勉ノ動機ヲ喪失スベシト云フ如キ非難ヲ此ノ私有財産限度制ニ移シ加フルヲ得ズ。第一、私有財産權ヲ確認スルガ故ニ尠シモ平等的共產主義ニ傾向セズ、而シテ私有財産ニ限度アリト雖モ聊カモ勤勉ヲ傷ケズ、一百萬圓以上ノ富ハ國有タルベキガ故ニ、工夫ハ多クノ賃銀ヲ要セズ商家ハ

廣キ買客ヲ欲セズト思考スル者ナシ。

註四。私人一百萬圓ヲ有セバ物質的享樂及ビ活動ニ於テ至ラザル所ナシ。國民ノ國家内ニ生活スル限リ神聖ナル人權ノ基礎トシテ國家ノ擁護スル所以。數百萬數千萬數億萬ノ富ニ何等立法的制限ナキハ國家ノ物質的統制ヲ現代見ル如キ無政府狀態ニ放任スル者。國家ガ國際間ニ生活スル限リ國家ノ至上權ニ於テ國家ノ所有ニ納付セシムル所以。

註五。私産限度超過者ガ法律ヲ遵守セズシテ不可行ニ終ルベシト狐疑スル勿レ。刑法ヲ遵守セズシテ放火殺人ヲ敢テスル者アルガ故ニ刑法ハ空想ナリト云フ者ナシ。國憲ヲ紊亂スル者ニ課罰スル別個重大精密ナル法律ヲ制定スル所以ナリ。

在郷軍人團ハ在郷軍人ノ平等普通ノ互選ニヨル在郷軍人
團會議ヲ開キテ此ノ調査徵集ニ當ル常設機關トナス。

註一。在郷軍人ハ嘗テ兵役ニ服シタル點ニ於テ國民タル義務ヲ最モ多大ニ
果シタルノミナラズ其ノ間ノ愛國の常識ハ國民ノ完全ナル中堅タリ得ベ
シ。且其ノ大多數ハ農民ト労働者ナルガ故ニ同時ニ國家ノ健全ナル労働階
級ナリ。而シテ既ニ一絲不紊レザル組織アルガ故ニ改造ノ斷行ニ於テ露獨ニ
見ル如キ騒亂ナク眞ニ日本ノミ專ラニスベキ天佑ナリ。

註二。露西亞ノ勞兵會及其レニ倣ヒタル獨逸其他ノ勞兵會ニ比スル時在郷
軍人團ノ如何ニ合理的ナルカヲ見ルベシ。在郷軍人團ハ兵卒ノ素質ヲ有ス
ル労働者ナル點ニ於テ勞兵會ノ最モ組織立テル者トモ見ラルベシ。

註三。

註四。固ヨリ在郷軍人團ガ其ノ調査ト徵集ニ一ノ過誤失當ナキヲ期スルタ
メニ必要ナル官廳ヲシテ必要ニ應ジテ協力補佐セシムルハ論ナシ。而シテ
亦固ヨリ在郷軍人團會議ハ各種ノ労働團體ニヨリテ協力補佐セラル、ハ論
ナシ。

註五。現在ノ在郷軍人會其者ニ非ズ。平等普通ノ互選ト明示セルヲ見ヨ。

卷三 土地處分三則

二四

私有地限度。日本國民一家ノ所有シ得ベキ私有地限度ハ時價拾萬圓トス。

此ノ限度ヲ破ル目的ヲ以テ血族其他ニ贈與シ又ハ其他ノ手段ニヨリテ所有セシムルヲ得ズ。

註一。國民ノ自由ヲ保護シ得ル國家ハ同時ニ國民ノ自由ヲ制限シ得ルハ論ナシ。外國ノ侵略又ハ其他ノ暴力ヨリ安全ニ其土地ヲ私有シ得ル所以ハ凡テ國家ノ保護ニヨル。資本的經濟組織ノ爲ニ國內ニ不法ナル土地兼併ガ行ハレテ、大多數國民ガ其生活基礎タル土地ヲ奪取セラレツツアルヲ見ルトキ、國家ハ當然ニ土地兼併者ノ自由ヲ制限スベシ。

註二。時價拾萬圓トシテ小地主ト小作人トノ存立ヲ認ムル點ハ、一切ノ地主ヲ廢止セント主張スル社會主義的思想ト根據ヲ異ニス。又土地ハ神ノ人類ニ與ヘタル人權ナリト云フガ如キ愚論ノ價值ナキハ論ナシ。凡テニ平等ナラザル個々人ハ其經濟的能力享樂及經濟的運命ニ於テモ劃一ナラズ。故ニ小地主ト小作人ノ存在スルコトハ神意トモ云フベク、且ツ社會ノ存立及發達ノ爲メニ必然的ニ經由シツツアル過程ナリ。

私有地限度ヲ超過セル土地ノ國納。私有地限度以上ヲ超過セル土地ハ之ヲ國家ニ納付セシム。

國家ハ其賠償トシテ三分利付公債ヲ交付ス。但シ私產限度以上ニ及バズ。

其ノ私有財産ト賠償公債トノ加算ガ私產限度ヲ超過スル

者ハ其超過額丈ケ賠償公債ヲ交付セズ。

違反者ノ罰則ハ戒嚴令施行中前掲ニ同ジ。

註一。日本現時ノ大地主ハ其經濟的諸侯タル形ニ於テ中世貴族ノ土地ヲ所有セルニ似タルモ、所有權ノ本質ニ於テ全ク近代的ノ者ナリ。中世ノ所有權思想ハ其ノ所有ガ奪取ナルト否トヲ問ハズ強者ノ權利ノ上ニ立テル者ナリキ。維新革命ハ所有權ノ思想ガ強力ニヨル占有ニ非ズシテ勞働ニ基ク所有ニ一變スルト共ニ強力ガ其強力ヲ失ヒテ其所有權ヲ喪失シタル者。之レニ反シテ此ノ私有地限度超過ヲ徵集スルコトハ近代的所有權思想ノ變更ニ非ズ。單ニ國家ノ統一ト國民大多數ノ自由ノ爲ニ少數者ノ所有權ヲ制限スル者ニ過ギズ。故ニ私有財產限度以下ニ於テ所有權ニ伴フ權利トシテ賠償ヲ得ル者ナリ。

註二。故ニ中世貴族ノ所有地ヲ現今ニ至ルモ解決スル能ハズシテ終ニ獨立問題ニマデ破裂セシメタル愛蘭ノ土地問題ト此ノ私有地限定制トハ其思想ニ於テモ進歩ノ程度ニ於テモ雲泥ノ差アルヲ知ルベシ。又現時露西亞ノ土地沒收ノ如キハ明カニ維新革命ヲ五十年後ノ今ニ於テ拙劣ニ試ミツツアル者ニ過ギズ。彼ガ多クノ點即チ軍事政治學術其他ノ思想ニ於テ遙カニ後進國ナルハ論ナシ。土地問題ニ於テ英語ノ直譯ヤ「レニン」ノ崇拜ハ佳人ノ醜婦ヲ羨ムノ類。

土地徵集機關。在郷軍人團會議ハ在郷軍人團ノ監視ノ下

ニ私有地限度超過者ノ土地ノ評價徵集ニ當ルベシ。

註。前掲ノ如シ。

將來ノ私有地限度超過者。將來其ノ所有地ガ私有限度ヲ超過シタル者ハ其ノ超過セル土地ヲ國家ニ納付シテ賠償

ノ交付ヲ求ムベシ。

此ノ納付ヲ拒ム目的ヲ以テ血族其他ニ贈與シ又ハ其他ノ手段ニヨリテ所有セシムルコトヲ得ズ。違反者ノ罰則ハ國家ノ根本法ヲ紊亂スル者ニ對スル立法精神ニ於テ、別ニ法律ヲ以テ定ム。

徵集地ノ民有制。國家ハ皇室下附ノ土地及私有地限度超過者ヨリ納付シタル土地ヲ分割シテ土地ヲ有セザル農業者ニ給付シ年賦金ヲ以テ其所有タラシム。
年賦金額年賦期間等ハ別ニ法律ヲ以テ定ム。

註一。社會主義的議論ノ多クガ大地主ノ土地兼併ヲ移シテ國家其者ヲ一大

地主トナシ以テ國民ハ國家ノ所有ノ土地ヲ借耕スル平等ノ小作人タルベシト云フハ原理トシテハ非難ナシ。之ニ反對シテ露西亞ノ革命的思想家ノ多クハ國民平等ノ土地分配ヲ主張シテ又別個ノ理論ヲ土地民有制ニ築ク者多シ。併シ乍ラ斯ル物質的生活ノ問題ハ或ル劃一ノ原則ヲ豫斷シテ凡テヲ演繹スベキ者ニ非ズ。若シ原則ト云フ者アラバ、只國家ノ保護ニヨリテノミ各人ノ土地所有權ヲ享受セシムルガ故ニ最高ノ所有者タル國家ガ國有トモ民有トモ決定シ得ベシト云フコト是レノミ。露西亞ニ民有論ノ起ルハ正當ナルト共ニ愛蘭ノ貴族領ガ國有タルベキモ可能ナリ。即チ二者ノ孰レカヲ決シ得ル國家ハ其ノ國情ノ如何ヲ考ヘテ最善ノ處分ヲナセバ可ナリトス。日本ガ大地主ノ土地ヲ徵集スルコトハ最高ノ所有者タル國家ノ權利ニシテ國有ナリ。而シテ日本ガ小農法ノ國情ナルニ考ヘテ之ヲ自作農ノ所有權ニ移シ以テ土地民有制ヲ取ルコトモ日本トシテノ物質生活ヨリ築カルベキ幾多ノ理論ヲ有ス。且ツ動カスベカラザル原理ハ都市ノ住宅地ト異ナリテ農業者ノ土地ハ資本ト等シク其經濟生活ノ基本タルヲ以テ、資本ガ限度以內

ニ於テ各人ノ所有權ヲ認メラルル如ク土地亦其限度内ニ於テ確實ナル所有權ヲ設定サルルコトハ國民的人權ナリトス。

註二。此ノ日本改造法案ヲ一貫スル原理ハ、國民ノ財產所有權ヲ否定スル者ニ非ズシテ、全國民ニ其所有權ヲ保障シ享樂セシメントスルニ在リ。熱心ナル音樂家ガ借用ノ樂器ニテ満足セザル如ク、勤勉ナル農夫ハ借用地ヲ耕シテ其勤勉ヲ持續シ得ル者ニ非ズ。人類ヲ公共的動物トノミ考フル革命論ノ偏局セルコトハ、私利的欲望ヲ經濟生活ノ動機ナリト立論スル舊派經濟學ト同ジ。共ニ兩極ノ誤謬ナリ。人類ハ公共的ト私利的トノ欲望ヲ併有ス。從テ改造サルベキ社會組織亦人性ヲ無視シタル此等兩極ノ學究的臆說ニ誘導サルルコト能ハズ。

都市ノ土地市有制。都市ノ土地ハ凡テ之ヲ市有トス。

市ハ其賠償トシテ三分利付市債ヲ交付ス。

賠償額ノ限度及私有財產ト其加算ガ私有財產限度ヲ超過シタル者ハ前掲ニ同シ。

土地徵集機關亦前掲ニ同ジ。

註一。都市ト限リテ町村住宅地ヲ除外セル所以ハ、公有トスベキ理由ガ町村ノ程度ニ於テハ完成セザルヲ以テナリ。

註二。都市地價ノ騰貴スル理由ハ農業地ノ如ク所有者ノ勞力ニ原因スル者ニ非ズシテ大部分都市ノ發達其者ニ依ル。都市ハ其發達ヨリ結果セル利益ヲ單ナル占有者ニ奪ハルル能ハズ。以テ之ヲ市有トスルモノナリ。

註三。都市ハ其借地料ノ莫大ナル收入ヲ以テ市ノ經濟ヲ遺憾ナカラシムルヲ得。從テ都市ノ積極的發達ハ此財源ニヨリテ自由ナルト共ニ、其ノ發達ヨリ結果スル借地料ノ騰貴ハ亦循環的ニ市ノ財源ヲ豊カニス。

註四。家屋ハ衣服ト等シク各人ノ趣味必要ニ基ク者ナリ。三坪ノ邸宅ニ甘

ズル者アルベク數拾萬圓ノ高樓ヲ建ツルモノアルベシ。或ル時代ノ社會主義者ノ市立ノ家屋ヲ考ヘシ如キハ市民ノ全部ニ居常且終生劃一ナル兵隊服ヲ着用セシムベシト云フト一般、愚論ナリ。

註五。既ニ都市ノ私有地ヲ許サザルガ故ニ、設定セラレタル地上權ヨリ利得ヲ計ルコトヲ得ズ。即チ借家ヲ以テ利得ヲ爲ス者ハ家屋其者ヨリノ利得ニシテ地上權ニ伴フ利益ヲ計上スルヲ得ズ。此ノ爲メニ市ハ五年目毎ニ借地料ノ評價ヲナス。

國有地タルベキ土地。大森林又ハ大資本ヲ要スベキ未開墾地又ハ大農法ヲ利トスル土地ハ之ヲ國有トシ國家自ラ其經營ニ當ルベシ。

註一。下掲大資本ノ國家統一ノ原則ニ依ル。

註二。我ガ日本ニ於テハ國民生活ノ基礎タル土地ノ國際的分配ニ於テ將來大領土ヲ取得セザルベカラザル運命ニ在リ。從テ國有トシテ國家ノ經營スベキ土地ノ莫大ナルヲ考フベシ。要スルニ凡テヲ通ジテ公的所有ト私的所有ノ併立ヲ根本原則トス。

註三。日本ノ土地問題ハ單ニ國內ノ地主對小作人ノミヲ解決シテ得ベカラズ。土地ノ國際的分配ニ於テ不法過多ナル所有者ノ存在スルコトニ革命的理論ヲ擴張セズシテハ、言論行動一瞥ノ價值ナシ。「國家ノ權利」參照)

卷四 大資本ノ國家統一

私人生産業限度。私人生産ノ限度ヲ資本壹千萬圓トス。
海外ニ於ケル國民ノ私人生産業亦同ジ。

註一。私有財産限度ト私人生産限度ト同一視スベカラズ。合資株式合名又ハ自己ノ財産ニ非ザル借入金ヲ以テ生産ヲ營ム後者ノ制限ハ財産ノ制限タル前者ト全ク別事ナリ。

註二。限度ヲ設ケテ私人生産業ヲ認ムル所以ハ前掲ノ諸註ヨリ推シテ明ナル如ク幾多ノ理由アリ。人ノ經濟的活動ノ動機ノ一ガ私欲ニアリト云フモ其一。新タナル試ガ公共的認識ヲ待ツ能ハズシテ常ニ個人ノ創造的活動ニ依ルト云フモ其二。如何ニ發達スルモ公共的生産ガ國民生活ノ全部ヲ蔽フ能ハズシテ、現實的將來ハ依然トシテ小資本ニヨル私人經濟ガ大部分ヲ占

ムル者ナリト云フモ其三。國民自由ノ人權ハ生産的活動ノ自由ニ於テ表ハレタル者ニツキテ特ニ保護助長スベキ者ナリト云フモ其四。數フルニ盡キザル是等ノ理由ハ社會主義ガ其ノ建設的理論ニ於テ未ダ全ク世ノ首肯ヲ得ザル缺陷ヲ示ス者ナリ。「マルクス」ト「クロボトキン」トハ未開ナル前世紀時代ノ先哲トシテ尊重スレバ可。

私人生産業限度ヲ超過セル生産業ノ國有。私人生産業限度ヲ超過セル生産業ハ凡テ之ヲ國家ニ集中シ國家ノ統一的經營トナス。

賠償金ハ三分利付公債ヲ以テ交付ス。賠償ノ限度及私有財産トノ關係等凡テ私有財産限度ノ規定ニヨル。

違反者ノ罰則ハ戒嚴令施行中前掲ニ同ジ。

註一。大資本ガ社會的生產ノ蓄積ナリト云フコトハ社會主義ノ原理ニシテ明白ナルコト説明ヲ要セズ。然ラバ社會則チ國家ガ自己ノ蓄積セル者ヲ自己ニ收得シ得ルハ亦論ナシ。

註二。現時ノ大資本ガ私人ノ利益ノ爲ニ私人ノ經營ニ委セラルルコトハ人命ヲ殺活シ得ベキ軍隊ガ大名ノ利益ノ爲ニ大名ニ私用セラルルコトト同ジ。國內ニ私兵ヲ養ヒテ私利私欲ノ爲ニ攻伐シツ、アル現代支那ガ政治的ニ統一セル者ト云フ能ハザル如ク、鐵道電信ノ如キ明白ナル社會的機關ヲスラ私人ノ私有タラシメテ甘ンズル米國ハ金權督軍ノ内亂時代ナリ。國民ノ安寧秩序ヲ保持スルコトガ國家ノ唯一任務ナリトセバ、國民ノ死活榮辱ヲ日夜ニ亘リ終生ヲ通ジテ脅威シツ、アル此等ヲ處分セズシテハ國家ナキニ同ジ。無政府黨ハ怖ル、ノ要ナシ。國家ガ國家自ラノ義務ト權能トヲ無視スルコトヲ畏ルベシトナス。

註三。積極的ニ見ルトキ大資本ノ國家的統一ニヨル國家經營ハ米國ノ「ツラスト」獨逸ノ「カルテル」ヲ更ニ合理的ニシテ國家ガ其ノ主體タル者ナリ。「ツラスト」「カルテル」ガ分立的競争ヨリ遙カニ有理ナル實證ト理論ニヨリテ國家的生產ノ將來ヲ推定スベシ。

註四。大生産業ノ徵集ニ於テ其等ヲ有シ、更ニ土地徵集ニ於テモ各所ニ其等ヲ有スル大富豪等ハ、要スルニ只壹百萬圓ヲ所有シ得ルノミナリ。之ト同時ニ壹百萬圓以下ノ株券ヲ有シ合資ヲ有スル者ハ、其ノ干與セル株式會社合資會社ノ徵集セラルル時一ノ傷害ナキ賠償ヲ受クル者ナリ。即チ所謂上流階級ナル者ヲ除ケル中産以下ノ全國民ニハ寸毫ノ動搖ヲ與ヘズ。

資本徵集機關。私人生産業限度ヲ超過セル資本ノ徵集機

關ハ在郷軍人團會議タルコト前掲ニ同ジ。

註。私有財産限度超過者ノ調査ト徵集ガ根本ナルヲ以テ土地超過者ト資本

超過ノ處分ニ當ルコトハ只根本ヲ收メテ枝葉ニ及ブ者ニ過ギズ。在郷軍人團ヲ以テスル時ハ必ズモ三年ノ戒嚴令ヲ要セズ。

改造後私人生産業限度ヲ超過セル者。改造後ノ將來、事業ノ發達其他ノ理由ニヨリテ資本ガ私人生産業限度ヲ超過シタル時ハ凡テ國家ノ經營ニ移スベシ。國家ハ賠償公債ヲ交付シ且ツ繼承シタル該事業ノ當事者ニ其人ヲ任ズルヲ原則トス。

違反者ノ罰則ハ、國家ノ根本法ヲ紊亂スル者ニ對スル立法精神ニ於テ、別ニ法律ヲ以テ定ム。

其ノ事業ガ未ダ私人生産業限度ノ資本ニ達セザル時ト雖モ、其ノ性質上太資本ヲ利トシ又國家經營ヲ合理ナリト認ムル時ハ、國家ニ申達シ双方協議ノ上國家ノ經營ニ移スコトヲ得。

註一。壹千萬圓以上ノ生産業ガ國營タルベキ爲ニ起ル疑惑ハ事業家ノ奮闘心ヲ挫折セシムベシト云フコトナリ。是ニ對シテ人類ハ公共的動物ナリト云フ共產主義者ノ人生觀ガ半面ヨリ最モ有力ニ説明シ盡シタルハ人ノ知ル如シ。且ツ利己的欲望其者ヲ解剖スルモ、事業家ノ事業經營ニ於テハ其ノ手腕ノ發揮ヲ見ル自己満足、其ノ經營的手腕ノ社會ニ認識セラル、ヲ欲スル功名的動機ガ多大ニ含有セラル、ヲ發見スベシ。現代ノ將軍等ガ愛國心ノ外ニ此等功名的動機、軍事的手腕ヲ發揮セントスル自己満足ノ動機ノ爲ニ戰場ニ死戦スルヲ見ヨ。彼ノ戰國時代ノ將軍等ガ一州ヲ略セバ一州ヲ領

シ一城ヲ拔ケバ一城ノ主タリト云フ私利的經濟的欲望ヲ掲ゲタル争鬪ヨリ劣ル者ナシ。固ヨリ敢テ凡テヲ事業家ノ公共的動機ニ要メズ。其ノ利己的欲望中ニ含有サル、斯カル幾多ノ動機ハ、其ノ事業ヲ發展セシメタル國家的認識ト、國家ニ移レル事業ヲ其人ニ經營セシムル手腕發揮ノ自己満足トニヨリテ、實ニ争ヒテ私人生産業限度ヲ超過セントスル奮闘心ヲ刺戟シ鞭撻スベシ。況ンヤ斯カル改造組織ノ後ニ於テハ、公共的動物タル人類ノ美性ハ之ヲ阻害スル惡制度ナキガ爲ニ、著シク國民ノ心意行動ヲ支配スルニ至ルハ確定シタル理論ヲ有ス。

註二。私人壹百萬圓ノ私的財産ヲ有スルニ至ラバ、一切ノ私利的欲求ヲ斷チテ只社會國家ノ爲メニ盡クスベキ欲望ニ生活セシムベシ。私人壹千萬圓ノ私的産業ニ至ラバ其ノ事業ノ基礎及ビ範圍ニ於テ直接且ツ密接シテ國家社會ノ便益福利以外一點ノ私的動機ヲ混在セシムベキ者ニ非ズ。故ニ此ノ二者ノ制限ハ現今マデ放任セラレタル道德性ヲ國家ノ根本法トシテ法律化スルニ過ギザルナリ。

國家ノ生産的組織。

其一。銀行省。私人生産業限度以上ノ各種大銀行ヨリ徵集セル資本、及ビ私有財産限度超過者ヨリ徵集シタル財産ヲ以テ資本トス。

海外投資ニ於テ豊富ナル資本ト統一的活動。他ノ生産的各省ヘノ貸付。私人銀行ヘノ貸付。通貨ト物價トノ合理的調整。絶對的安全ヲ保證スル國民預金等。

註一。現時ノ分立セル銀行ト此ノ銀行省トノ對外能力ヲ考フル時、其ノ差等ハ殆ド支那ノ私兵ト日本ノ統一軍隊程ノ懸隔ヲ見ルベシ。私兵ヲ糾合シテ對外利權ヲ争フガ如キハ資本ノ乏シキ日本ニ取リテ必敗ナリ。

註二。貿易順調ニシテ外國ヨリ貨幣ノ流入横溢シ爲ニ物價騰貴ニ至ル恐アル時、銀行省ハ其ノ金塊ヲ貯藏シテ國家非常ノ用ニ備フルト共ニ、物價ヲ合理的ニ調整スルヲ得ベシ。經濟界ノ好況ヲ却テ反對ニ國民生活ノ憂患トスル現下ノ大矛盾ハ一ニ國家ガ「金權」ヲ有セザルニ基ク。

註三。國民膏血ノ貯金又ハ事業ノ運命ヲ決スベキ預金等ガ銀行ノ破産ニヨリテ消散スルコトハ國民生活ノ一大不安ナリ。如何ニ岩下清周二重刑ヲ課スルモ幾萬人ノ被害者ニ何ノ補ヒタラズ。大日本帝國ガ國民ト共ニ亡ビザル限リ銀行省ノ預金ニ不安ナシ。

其二。航海省。私人生産業限度以上ノ航海業者ヨリ徵集シタル船舶資本ヲ以テ遠洋航路ヲ主トシ海上ノ優勝ヲ爭フベシ。造船造艦業ノ經營等。

註。是レ海上ノ鐵道國有ニ過ギズ。其ノ外國同業者トノ競争能力等ハ「トラスト」「カルテル」ヨリ推論シ得ベク、以下ノ各省皆同ジ。

其三。鑛業省。資本又ハ價格ガ私人生産業限度以上ナル各種大鑛山ヲ徵集シテ經營ス。銀行省ノ投資ニ伴フ海外鑛業ノ經營。新領土取得ノ時私人鑛業ト併行シテ國有鑛山ノ積極的開發等。

註一。資本ノミナラズ鑛山ノ價格ヲ明示セル所以。機械其他ノ設備ヲ資本トシテ鑛山其者ノ價格ガ資本ナルコトヲ忘レントスル誤解ヲ防グ。

註二。國民ノ屍山血河ニヨリテ獲得シタル鑛山(例ヘバ撫順炭鑛ノ如キ)ヲ少數者ニ壟斷シツ、アル現時ノ状態ハ實ニ最惡ナル政治ト云フノ外ナシ。

愛國心ノ頽廢モ無政府黨ノ出現モ國家自ラガ招ク者。

四四

其四。農業省。國有地ノ經營。臺灣製糖業及ビ森林ノ經營。臺灣、北海道、樺太、朝鮮ノ開墾。南北滿洲、將來ノ新領土ニ於ケル開墾、又ハ大農法ノ耕地ヲ繼承セル時ノ經營。

註。臺灣ニ於ケル糖業及ビ森林ニ對スル富豪等ノ罪惡ガ國家ノ不仁不義ニ歸セラル、如キハ國家及ビ國民ノ忍ビ得ベキ者ニ非ズ。將來臺灣ノ幾十倍ナル大領土ヲ南北滿洲及ビ極東西比利亞ニ取得スベキ運命ニ於テ、同一ナル罪惡ヲ國家國民ノ責任ニ嫁セラル、コトハ日本ノ國際的威嚴信用ヲ汚辱シ、土地ノ國際的分配ノ公正ノ爲メニ特ニ日本ノ享有セル領土擴張ノ生活

權利ヲ損傷シ、如何ナル大帝國建設モ百年ノ壽ヲ全ウスル能ハザルベシ。

其五。工業省。徵集シタル各種大工業ヲ調整シ統一シ擴張シテ眞ノ大工業組織トナシテ、各種ノ工業悉ク外國ノ其等ト比肩スルヲ得ベシ。私人ノ企テザル國家的欠陥タルベキ工業ノ經營。海軍製鐵所、陸軍兵器廠ノ移管經營等。

註。工業ノ「トラスト」的「カルテル」的組織ハ資本乏シク列強ヨリ後レタル日本ニハ特ニ急務ナリ。又今回ノ大戰ニ暴露セラレタル如ク日本ハ自營自給スル能ハザル幾多ノ工業アリ。自己ノ私利ヲ目的トスル資本制度ニ依頼シテ晏如タルコトハ、今日及ビ今後日本ノ國際的危機ノ忍ブ能ハザル所ナリ。

其六。商業省。國家生產又ハ私人生產ニヨル一切ノ農業的工業的貨物ヲ案配シ、國內物價ノ調節ヲナシ、海外貿易ニ於ケル積極的活動ヲナス。

此ノ目的ノ爲ニ凡テ關稅ハ此省ノ計算ニヨリテ內閣ニ提出ス。

註一。己ニ私有財産限度アリ、私有地限度アリ、私人生産業限度アリ。私人ハ惡用スベキ大資本ヲ奪ハレタルガ故ニ國家ノ物價調節ニ反抗シテ買占メ賣惜ミ等ヲナスコト能ハズ。從テ國家ノ物價調節ハ一絲不紊整然トシテ行ハルベシ。大地主ト投機商人トノ有スル大資本ガ米穀ノ買占メ賣惜ミヲ自由ナラシメテ現時ノ米價騰貴ヲ現出シツ、アルヲ見ヨ。凡テノ物價問題悉ク茲ニ發ス。彼等ノ大資本ヲ奪ハズシテ物價調節ヲ云フ如キハ抱腹ス

ベキ空想政治ナリ。

註二。國內ノ物價ガ世界的原因、即チ世界大戰中ノ如キ世界的物價騰貴ノ爲ニ騰貴スルトキハ國家ハ一般國民ノ購買能力ト世界市價トノ差額ヲ輸出稅トシテ課稅スベシ。公私生産品一律ニ課稅サル、ハ論ナシ。斯クシテ國內物價ノ暴騰ヲ防グト同時ニ、貿易上ノ利益ヲ國庫ニ收得スルヲ得ベシ。但シ此等ハ非常變態ノ經濟狀態ニシテ輸出稅ヲ課スル如キ原則ニ非ザルハ論ナシ。而モ非常ニ遭遇シタル時國民ノ不安騷亂ヲ招クガ如キ國家組織ヲ以テシテ、如何ゾ大日本帝國ノ世界的使命ヲ全ウスルヲ得ベキ。將來一大戰爭ヲ覺悟スルナラバ特ニ非常時ニ安泰ナルベキ改造ヲ要ス。

其七。鐵道省。今ノ鐵道院ニ代ヘ、朝鮮鐵道南滿鐵道等ノ統一。將來新領土ノ鐵道ヲ繼承シ、更ニ布設經營ノ積極的活動等。

私人生産業限度以下ノ支線鐵道ハ之ヲ私人經營ニ開放スベシ。

註一。鮮血ノ南滿鐵道ガ富豪ニ壟斷サル、ノ不義ト危險トハ鑛業省ノ註ニ述ベタルガ如シ。若シ將來ノ大領土ニ於ケル諸多ノ鐵道ヲ再ビ南滿鐵道ニ學バシキルコトアラバ國民ニ鬪志ナキコト明白ナリ。

註二。鐵道ノ國有ナルガ故ニ現時ノ如ク民間ノ鐵道布設ガ阻害セラル、ハ第一國民ノ經濟的自由ヲ蹂躪スルノミナラズ、國有鐵道其者ノ利益ヲ減殺スルモノナリ。陸上ノ鐵道ナルガ故ニ山間僻村ノ支線ヲモ國有トシ、海上ノ鐵道ナルガ故ニ全世界ニ通ズル幹線ヲモ民有トスベシトハ道理ニ合セザルモ甚シ。鐵道ノ國有タルベキ者ト民有タルベキ者ト、亦實ニ私人生産業限度ノ原則及ビ大資本ノ國家統一ノ原則ノ下ニ律セラルベシ。國家ノ大本ハ一ニシテ二ナシ。

莫大ナル國庫收入。生産的各省ヨリノ莫大ナル收入ハ殆ド消費的各省及ビ下掲國民ノ生活保障ノ支出ニ應ズルヲ得ベシ。從テ基本的租稅以外各種ノ惡稅ハ悉ク廢止スベシ。

生産的各省ハ私人生産者ト同一ニ課稅セララルハ論ナシ。
鹽、煙草ノ專賣制ハ之ヲ廢止シ、國家生産ト私人生産トノ併立スル原則ニヨリテ、私人生産業限度以下ノ生産ヲ私人ニ開放シテ公私一律ニ課稅ス。

遺産相續税ハ親子ノ權利ヲ犯ス者ナルヲ以テ單ニ手數料ノ徵集ニ止ム。

註一。國家ノ徵集シ得ベキ資本ノ概算ハ推想スルヲ得ベキモ、其眞實ヲ去ル甚ダ遠キコトハ在郷軍人團ノ調査徵集ヲ必要トスル所以ナリ。

註二。國家ノ生産的収入ノ増大スルニ從ヒテ、營ニ惡税ノミナラズ多クノ租税ヲ廢止シ得ルノ時來ル可キハ推想シ得ベシ。

註三。遺産相續ヲ機トシテ國家ガ收得ヲ計ラントスル社會政策者流ノ人權的思想ニ不徹底ナルヲ思考スヘシ。

卷五 労働者ノ權利

労働省ノ任務。 内閣ニ労働省ヲ設ケ國家生産及ビ個人生産ニ雇傭サルル一切労働者ノ權利ヲ保護スルヲ任務トス。

労働爭議ハ別ニ法律ノ定ムル所ニヨリテ労働省之ヲ裁決ス。 此裁決ハ生産的各省個人生産者及ビ労働者ノ一律ニ服従スベキ者ナリ。

註一。労働者トハ力役又ハ智能ヲ以テ公私ノ生産業ニ雇傭セラル、者ヲ云フ。從テ軍人官吏教師等ハ労働者ニ非ズ。例ヘバ巡查ガ生活權利ヲ主張スル時ハ其所屬タル内務省ガ決定スベク、教師ガ増給運動ヲナス時ハ文部省

ガ解決スベシ。勞働省ノ與カル所ニ非ズ。

註二。同盟罷工ハ工場閉鎖ト共ニ此ノ立法ニ至ルベキ過程ノ階級闘争時代ノ一時的現象ナリ。永久的ニ認メラルベキ勞働者ノ特權ニ非ザルト共ニ、一躍此ノ改造組織ヲ確定シタル國家ニ取リテハ斷然禁止スベキ者ナリ。但シ此ノ改造ヲ行ハズシテ而モ徒ラニ同盟罷業ヲ禁壓セントスルハ大多數國民ノ自衛權ヲ蹂躪スル重大ナル暴虐ナリトス。

勞働賃銀。勞働賃銀ハ自由契約ヲ原則トス。

其爭議ハ前掲ノ下ニ勞働省之ヲ決定ス。

註一。自由契約トセル所以ハ國民ノ自由ヲ凡テニ通ゼル原則トシテ國家ノ干涉ヲ背理ト認ムルニ依ル。眞理ハ一社會主義ノ專有ニ非ズシテ自由主義經濟學ノ理想ニ亦犯スベカラザル者アリ。等シク勞働者ト云フモ各人ノ能

率ニ等差アリ。特ニ將來日本領土内ニ居住シ又ハ國民權ヲ取得スル者多キ時、國家ガ一々ノ異民族ニツキ其ノ能率ト賃銀トニ干涉シ得ベキニ非ズ。現今ニ於テハ資本制度ノ壓迫ニヨリテ勞働者ハ自由契約ノ名ノ下ニ全然自由ニ拘束セラレタル賃銀契約ヲナシツ、アリ。而モ改造後ノ勞働者ハ眞個其ノ自由ヲ保持シテ些ノ損傷ナカルベキハ論ナシ。

註二。自由（則チ差別觀ヲ忘レテ只觀念的平等ニ立脚シタル時代ノ社會主義的理想家國民ニハ徵兵制ノ如ク勞働強制ノ如ク勞働強制ヲ課セント考ヘシコトアリ。人生ハ勞働ノミニヨリテ生クル者ニ非ズ。又個々人ノ天才ハ勞働ノ餘暇ヲ以テ發揮シ得ベキ者ニアラズ。何人ガ大經世家タルカ大發明家大哲學者大藝術家タルカハ、彼等ノ立案スル如ク社會ガ認メテ勞働ヲ免除スト云フ事前ニ察知スベカラズシテ悉ク事後ニ認識セラル、者ナレバナリ、社會主義ノ原理ガ實行時代ニ入レル今日トナリテハ其レニ附帶セル空想的糟粕ハ一切棄却スベシ。

労働時間。労働時間ハ一律ニ八時間制トシ日曜ヲ休業シテ賃銀ヲ支拂フベシ。

農業労働者ハ農期繁忙中労働時間ノ延長ニ應ジテ賃銀ヲ加算スベシ。

註。説明ノ要ナシ。但シ餘ノ時間ヲ以テ修養ニ享樂ニ自由ナル人權ニ基キテ、家庭的労働ヲナシ又他ノ營業ヲナスハ等シク個人ノ自由ナリ。

労働者ノ利益配當。私人生産ニ雇傭セラルル労働者ハ其ノ純益ノ二分ノ一ヲ配當セラルベシ。

此ノ配當ハ智能的労働者及ビ力役的労働者ヲ總括シタル

者ニシテ、各自ノ俸給賃銀ニ比例シテ分配ス。

労働者ハ其ノ代表ヲ選ビテ事業ノ經營計劃及ビ收支決算ニ干與ス。

農業労働者ト地主トノ間亦之ニ同シ。

國家的生産ニ雇傭セラルル労働者ハ此ノ利益配當ニ代ルベキ半期毎ノ給付ヲ得ベシ。事業ノ經營收支決算ニ干與スル代リニ衆議院ヲ通ジテ國民トシテ國家ノ全生産ニ發言スベシ。

註一。労働者ハ其ノ労働ヲ賣却スル者ナリトハ舊派經濟學ノ誤說ナリ。企業家ガ其ノ企業的能力ヲ其ノ資本タル機械鑛山土地等ニ加ヘテ利益ヲ計ルト同ジク、労働者ハ其等ノ資本ニ労働ヲ加ヘテ利益ヲ計ル者ナリ。機械其

者ハ人類ノ知識ヲ結晶シタル祖先ノ遺産タリ、社會ノ共同的產物タリ。鑛山土地等其者ハ全ク自然ノ存在ニシテ其レヲ所セシムル凡テノ力ハ國家ナリ。而シテ是等ノ資本ヨリ利益ヲ得ントシテ茲ニ各種ノ人力ヲ要ス。企業家ハ企業的能力ヲ提供シ勞働者ハ智能的力役的能力ヲ提供ス。勞働者ノ月給又ハ日給ハ企業家ノ年俸ト等シク作業中ノ生活費ノミ。一方ノ提供者ニハ生活費ノミヲ與ヘテ其ノ提供ノタメニ生レタル利益ヲ與ヘズ他方ノ提供者ノミ生活費ノ外ニ凡テノ利益ヲ專有スベシトハ、其ノ不合理ニシテ無智ナルコト殆ト下等動物ノ社會組織ト云フノ外ナシ。勞働者ガ經營計劃ニ參與スルノ權ハ此ノ一方ノ提供者トシテナリ。

註二。國家生産ノ勞働者ニ利益配當ヲ用ヒザル所以ハ、國家ハ全生産ノ永遠的經營ヲ本旨トスルガ故ニ、全國家ノ生産的活動ノ爲ニ或省ニハ殊更ニ投賣ヲ行ハシメテ損失ヲ顧ミザルコトアル如ク、或ル省ヲ犠牲トシテ或省ノ對外競争ヲ專ラナラシムルコトモアルベキヲ以テナリ。斯ル場合ニ於テ各別ニ利益配當ヲナス時ハ非常ナル不公平ヲ生ジ甲省ノ勞働者ノ利益配當

ヲ奪ヒテ乙省ノ其レニ與フルガ如キヲ生ズベシ。從テ又生産方針ニ干與スルノ權ハ國家全局ノ生産成績ヲ達觀シ得ベキ衆議院ニ於テセザルベカラザル所以トナル。

勞働的株主制ノ立法。私人生産業中株式組織ノ事業ハ其レニ雇傭サルル肉體的精神的勞働者ヲシテ、自ラ其ノ株主タリ得ル權利ヲ設定スベシ。

註一。是レ自己ノ勞働ト自己ノ資本トガ不可分のニ活動スル者ナリ。事業ニ對スル分擔者トシテノ當然ナル權利ニ基キテ制定サルベシ。別個生産能率ヲモ思考スベシ。

註二。私人生産業限度内ノ事業ニ於テ將來半世紀一世紀間ハ現代ノ如キ腐敗破綻ヲ來ス怖アル者ト推定スベシ。從テ、勞働的株主ヲ併存セシムルコ

トハ内容の根本的ニ常ニ該事業ヲ健確ニ支持スベシ。

註三。労働の株主ノ發言權ハ労働爭議ヲ株主會議内ニ於テ決定シ一切ノ社會的不安ナカラシムベシ。

借地農業者ノ擁護。私有地限度内ノ小地主ニ對シテ土地ヲ借耕スル小作人ヲ擁護スル爲メニ、國家ハ別個國民人權ノ基本ニ立テル法律ヲ制定スベシ。

註一。限度以上ノ土地ヲ分有セシムル大本ハ別ニ存セリ。而モ小地主對小作人ノ間ヲ規定シテ一切ノ横暴脅威ヲ排除スベキ細則ヲ要ス。

註二。一切ノ地主ナカラシメント叫ブ前世紀ノ舊革命論ヲ私有限度内ノ小地主對小作人ノ間ニ巢ハシム可カラズ。舊社會ノ情勢ヲ存セシムル凡テノ處ニ舊世紀ノ革命論ハ繁殖スベシ。

幼年労働ノ禁止。滿十六歳以下ノ幼年労働ヲ禁止ス。

之ニ違反シテ雇傭シタル者ハ重大ナル罰金又ハ體刑ニ處ス。

尊族保護ノ下ニ尊族ノ家庭ニ於テ労働スル者ハ此限りニ非ズ。

註。國民人權ノ上ヨリ説明ヲ要セズ。滿十六歳以下トセルハ下掲ノ國民教育期間ナルヲ以テナリ。體刑ヲ課スル所以ハ國家ノ兒童ヲ保護スルニ最モ嚴勵ナルベキヲ以テナリ。實ニ國家ノ生産的利益ノ方面ヨリ見ルモ、幼童ニシテ殘賊スルヨリモ其ノ天賦ヲ完全ニ啓發スベキ教育ヲ施シタル後ノ労働ガ幾百倍ノ利益ナルハ論ナシ。四海同胞ノ天道ヲ世界ニ宣布セントスル者ガ、自ラノ國家内ニ於ケル幼少ナル同胞ヲ酷使シテ何ノ國民道德ゾ。

婦人労働。婦人労働ハ男子ト共ニ自由ニシテ平等ナリ。但シ改造後ノ大方針トシテ國家ハ終ニ婦人ニ労働ヲ負荷セシメザル國是ヲ決定シテ施設スベシ。

國家非常ノ際ニ處シ婦人が男子ノ労働ニ代ハリ得ベキ爲ニ男子ト平等ナル國民教育ヲ受ケシム。(「國民ノ生活權利」參照)。

註一。現時ノ農業發達ノ程度ニ於テハ婦人ヲ炎天ニ晒ラシテ其ノ美ヲ破リ、又ハ貧困者多キ近キ將來ニ於テハ婦人ヲ工場ニ驅使シテ其ノ樂ヲ奪フコトモ止ムヲ得ザル人間生活ナリ。然シナガラ大多數婦人ノ使命ハ國民ノ母タルコトナリ。妻トシテ男子ヲ助クル家政労働ノ外ニ、母トシテ保姆ノ労働ヲナシ、小學教師ニ劣ラザル教育的労働ヲナシツ、アル者ハ婦人ナ

リ。婦人ハ己ニ男子ノ能ハザル分科的労働ヲ十二分ニ負荷シテ生レタル者。是等ノ使命的労働ヲ廢セシメテ全ク天性ニ合セザル労働ヲ課スルハ、雷ニ婦人其者ヲ殘賊スルノミナラズ、直ニ其ノ夫ヲ殘賊シ其子女ヲ殘賊スル者ナリ。此ノ改造ニヨリテ男子ノ労働者ノ利得ガ優ニ妻子ノ生活ヲ保證スルニ至ラバ、良妻賢母主義ノ國民思想ニヨリテ婦人労働者ハ漸次的ニ労働界ヲ去ルベシ。

註二。此ノ點ハ女子參政權問題ニ於ケルガ如ク、日本ト歐米トガ全然發達ノ傾向ヲ異ニシ來リ且ツ異ニスベキ將來ヲ示ス者ナリ。日本婦人ノ人格ハ歐米ノ如ク男子ノ職業ヲ争ヒテ認めラルベキ將來ヲ假想スルノ要ナシ。國家組織ガ下掲ノ如ク母トシテ又妻トシテノ婦人ノ生活ヲ保證シ、婦人が男子ト平等ノ國民教育ヲ受クルナラバ、其ノ妻トシテノ労働母トシテノ労働ガ人格的尊敬ヲ以テ認識セラル、ハ論ナシ。

註三。婦人ハ家庭ノ光ニシテ人生ノ花ナリ。婦人が妻タリ母タル労働ノミトナラバ、夫タル労働者ノ品性ヲ向上セシメ、次代ノ國民タル子女ヲ益々

優秀ナラシメ、各家庭ノ集合タル國家ハ百花爛漫春光駘蕩タルベシ。特ニ社會的婦人ノ天地トシテ、音樂美術文藝教育學術等ノ廣漠タル未墾地アリ。此ノ原野ハ六千年間婦人ニ耕ヤシ播カレズシテ殘レリ。婦人ガ男子ト等シキ牛馬ノ勞働ニ服スベキ者ナラバ天ハ彼ノ心身ヲ優美纖弱ニ作ラズ。

卷六 國民ノ生活權利

兒童ノ權利。滿十六歲未滿ノ父母又ハ父ナキ兒童ハ、國家ノ兒童タル權利ニ於テ、一律ニ國家ノ養育及ビ教育ヲ受クベシ。國家ハ其ノ費用ヲ兒童ノ保護者ヲ經テ給付ス。父生存シテ而モ父ニ遺棄セラレタル兒童亦同ジ。但シ此ノ場合ニ於テ國家ハ別途其ノ父ニ對シテ賠償ヲ命ジ、從ハザルモノハ勞働ヲ課シテ賠償ニ充テシム。父母ノ遺產ヲ相續セル兒童、又ハ母ノ資産或ハ特種能力ニ於テ教養セラレ得ル兒童ハ、國家ト協議ノ上此ノ權利

ヲ放棄セシメラルベシ。

註一。人ノ居常且ツ終生ノ憂惧ハ子女ノ安全ナル生長ニアリ。封建時代ノ武士ガ凡テ後顧ノ憂ナキガタメニ其ノ道義的奮進又ハ犠牲的冒險ヲ敢行シ得タル如ク、國民ハ其ノ子女ノ國家的保障ノタメ戰場ニ於テモ平和ノ其レニ於テモ何等後顧ノ憂ナシ。其ノ兒童ノ權利トシテ兒童其者ヲ權利主體トセルハ、父母ノ如何ニ係ラズ、第二ノ國民タル點ニ於テ國民的人權ヲ有スルヲ以テナリ。

註二。父ナキ兒童ガ孤兒ト同一ナル權利ヲ有スル所以ハ、婦人ハ男子タル父ト同一ナル勞働ヲ爲ス能ハザル原則ニ基ク。慈悲深キ賢母ヲ勞働ノ苦役ニ驅リ貞節ナル良妻ヲ賣淫ノ汚濁ニ投ズルハ夫タリ子女タル國民ノ忍ブ能ハザル所。國家ハ夫ト子女ト婦人其者トノ爲ニ其ノ義務ヲ完ウセザル可ラズ。但シ母其人ノ生活ハ母自身ノ維持スベキモノトス。

註三。父生存シテ遺棄セラレタル兒童亦同ジキハ凡テ此ノ理由ニ依ル。結婚ト單ナル情交トヲ差別セズ。而シテ賠償ヲ別途ニ命ジテ同居ヲ父ニ強ヒ

ザル所以ハ、遺棄シタル事情ガ背德ニセヨ又ハ積極的活動ノ爲ニセヨ干涉スベカラザル別事ナレバナリ。

註四。父母共ニナキ兒童ヲ孤兒院ニ收容セザル所以ハ、孤兒院ノ弊害甚ダシキト、兒童ノ保護者トシテ血族長者ノ保護ニ優ル者ナキヲ以テナリ。全然保護者ナキ孤兒ハ國家ノ收容スベキハ論ナシ。

註五。以上兒童ノ權利ハ自ラ同時ニ母性保護トナル。

國家扶養ノ義務。 貧困ニシテ實男子又養男子ナキ六十歳以上ノ男女、 及び父又ハ男子ナクシテ貧困且ツ勞働ニ堪ヘザル不具癱疾ハ國家之レガ扶養ノ義務ヲ負フ。

註一。實男子又ハ養男子トシテ婦人ニ扶養ノ義務ヲ負荷セシメザル所以ハ、婦人ハ自己一人以上ヲ生活セシムル勞働力ナキ原則ニ依ル。且ツ其ノ女ガ他家ニ嫁シテ餘力アル者ト雖モ、其老親ノ扶養ヲ夫ノ資産勞働ニ依賴

セシムルコトハ父母ノ屈從不安ヲ招キ更ニ婦人ヲシテ夫ノ前ニ其ノ人格的
尊重ヲ傷クルニ至シム。則チ婦人ニ老親ヲ負擔セシメザルハ日本古來ノ
不文律ニシテ同時ニ婦人々權ノ擁護ナリ。

註二。實男子又ハ養男子ニ貧困ナル老親ヲ扶養セシムルハ歐米ノ賈的個人
主義ト雲泥ノ差アル者。彼ノ「ロイド・ゴード」氏ノ試ミタル養老年金
法案ノ如キハ、國民ノ大部分ガ扶養スベキ男子ヲ有スルガ故ニ日本ニ於テ
ハ茲ニ掲グル例外的不幸ヲ除キテ無用ナル立法ナリトス。

註三。不具癡疾者ヲ其ノ兄弟遠族又ハ慈善家ノ冷遇ニ委スルハ不幸ナル者
ニ虐待ヲ加フルト同ジ。其母又ハ女子ニ負荷セシメザル所以ハ、愛情アリ
ト雖モ扶養能力ナキガ故ニ、結局其ノ兄弟又ハ娘ノ夫ノ負擔トナリテ立法
ノ精神ヲ殺ス者トナルヲ以テナリ。

註四。兵役義務ノ爲メニ不具癡疾トナル者ノ國家扶養ノ義務ハ別ニ法律
ヲ以テ其ノ扶養ヲ完ウスベシ。固ヨリ別個ノ問題ナリ。

國民教育ノ權利。國民教育ノ期間ヲ、滿六歲ヨリ滿十六
歲マデノ十ヶ年間トシ、男女ヲ同一ニ教育ス。

學制ヲ根本的ニ改革シテ、十年間ヲ一貫セシメ、日本精
華ニ基ク世界的常識ヲ養成シ、國民個々ノ心身ヲ充實具
足セシメテ、各其ノ天賦ヲ發揮シ得ベキ基本ヲ作ル。

英語ヲ廢シテエスベラント國際語ヲ課シ第二國語トス。

女子ノ形式的又特殊の課目ヲ廢止シ小學、高等小學、中
學校ニ重複スルモノヲ廢シテ一貫ノ順序ヲ正シクス。

體育ハ男女一律ニ丹田ノ鍛冶ヨリ結果スル心身ノ充實具
足ニ一變ス。從テ從來ノ機械的直譯的運動及兵式訓練ヲ

廢止スベシ。

男女ノ遊戯ハ擊劍柔道大弓薙刀鎖鎌等ヲ個人的又ハ團體的ニ興味付ケタル者トシ從來ノ直譯的遊戯ヲ廢止ス。此ノ國民教育ハ國民ノ權利トシテ受クル者ナルヲ以テ無月謝教科書給付中食ノ學校支辨ヲ方針トス。男生徒ニ無用ナル服裝ノ劃一ヲ強制セズ。

校舍ハ其前期ヲ各町村ニ存スル小學校舎トシ、後期ヲ高等小學校舎トシ、一切物質的設備ニ浪費セズ。

註一。男女共中學程度終業ヲ以テ國民タル常道常識ヲ教育セラル、者。漸ク文字ヲ解シ得ルカ得ザルカノ小學程度ヲ以テ國民教育ノ終了トスルハ國民個々ノ不具ト國家ノ薄弱ヲ來ス者ナリ。之レ教育スベキ國家ノ窮乏セル

ト教育セラルベキ國民ニ餘裕ナカリシヲ以テナリ。一貫シタル十年間ノ教育ハ、其ノ終了ト同時ニ完全具足シタル男女タルベク、更ニ其ノ基本ヲ以テ各其ノ使命的啓發ニ向ツテ進ムヲ得ベシ。

註二。女子ヲ男子ト同一ニ教育スル所以ハ、國民教育ガ常識教育ニシテ或ル分科的專攻ヲ許スベキ年齢ニ非ザルト共ニ、滿十六歳マデノ女子ハ男子ト差別スベキ必要モ理由モナキヲ以テナリ。從テ女學校特有ノ形式的課目女禮式茶湯生花ノ如キ又女子ノ專科トセル裁縫料理育兒等ノ特殊課目ハ全然廢止スベキモノトナル。前者ヲ強制スルハ無用ニシテ有害ナリ。後者ハ各家庭ニ於テ父母ノ助手トシテ自ラ修得スベシ。女子ニ禮式作法ガ必須課目ナラバ男子ニモ男子ノ其レガ然ルベク、茶ノ湯生花ガ然ルナラバ男子ニ謠曲ヲ課セザレバ不可。車夫ノ娘ニ「ピフテキ」ノ燒方ヲ教授シ外交官ノ妹ニ袴ノ裁方ヲ説明シ、月經ナキ少女ニ育兒ヲ講義スル如キ、今ノ女子教育ノ凡テハ亂暴愚劣眞ニ百鬼夜行ノ態ナリ。學校ハ凡テニ非ズ。各人ノ欲スル所ニ隨ヒ各家ノ生活事情ニ應ジテ學ブベキ幾多ノ者ヲ有ス。

註三。一切ニ互リテ英語ヲ廢スル所以。英語ハ國民教育トシテ必要ニモ非ズ、又義務ニモ非ズ。現代日本ノ進歩ニ於テ英語國民ガ世界的知識ノ供給者ニ非ズ。又日本ハ英語ヲ強制セル、英領印度人ニ非ズ。英語ガ日本人ノ思想ニ與ヘツ、アル害毒ハ英國人ガ支那人ヲ亡國民タラシメタル阿片輸入ト同ジ。只英語ホド普及セズシテ而モ英語思想以上ニ影響ヲ與ヘタル獨乙語ニ依リテ其ノ害毒ノ緩和セラレタル天佑ヲ有スルノミ。英語國民ノ淺薄ナル思想ヲ通ジテ空洞ナル會堂建築トシテ輸入サレタル基督教。人格權ノ歴史的覺醒タル民主々義ガ哲學的根據ヲ欠如シタル民本主義トナリテ輸入サレツ、アル「デモクラシー」。英米人ノ持續セントスル國際的特權ノタメニ宣傳サレツ、アル平和主義非軍國主義ガ、其ノ特權ヲ打破センガ爲メニ存スル日本ノ軍備及ビ戰鬪的精神ニ對スル非難トシテ輸入サレツ、アル内容皆無ノ文化運動。單ニ是等ヲノミ視ルモ一利ニ對シテ千百害アルコト阿片輸入ノ支那ヲ思ハシム。言語ハ直チニ思想トナリ思想ハ直チニ支配トナル。一英語ノ能否ヲ以テ浮薄輕佻ナル知識階級ナル者ヲ作り、店頭ニ書

冊ニ談話ニ其ノ單語ヲ挿入シテ得々恬々トシテ恥無キ國民ニ何ノ自主的人格アラシヤ。國民教育ニ於テ英語ヲ全廢スベキハ勿論、特殊ノ必要ナル專攻者ヲ除キテ全國ヨリ英語ヲ驅逐スルコトハ、國家改造ガ國民精神ノ復活的躍動タル根本義ニ於テ特ニ急務ナリトス。

註四。國際語ヲ第二國語トシテ採用スル所以。而シナガラ實ニ他ノ歐米諸國ニ見ザル國字改良漢字廢止言文一致羅馬字採用等ノ議論百出ニ見ル如ク、國民全部ノ大苦惱ハ日本ノ言語文字ノ甚ダシク劣惡ナルコトニアリ。其ノ最モ急進的ナル羅馬字採用ヲ決行スルトキ、幾分文字ノ不便ハ免ルベキモ言語ノ組織其者ガ思想ノ配列表現ニ於テ悉ク心理的法則ニ背反セルコトハ、英語ヲ譯シ漢文ヲ讀ムニ凡テ日本文ガ顛倒シテ配列セラレタルヲ發見スベシ。國語問題ハ文字又ハ單語ノミノ問題ニ非ズシテ言語ノ組織根抵ヨリノ革命ナラザルベカラズ。而シテ不幸ナル幸ハ中學教育ニ英語ヲ課シ來レル習慣ノ爲ニ、其ノ程度ノ教育者モ被教育者モ、何等カノ言語ヲ習得スベキコトヲ必須的ニ確信セルコトナリ。國際語ノ合理的組織ト簡明正確ト

短日月、修得トハ世人ノ知ル如シ。成年者ガ三月又ハ半年ニテ足ル國際語ノ修得ガ、中學程度ノ兒童一二年ニシテ完成スベキコトハ、英語ガ五年間没頭シテ尙何ノ實用ニ應ズル完成ヲ得ザル比ニアラズ。兒童ハ國際語ヲ以テ國民教育期間中ニ世界的常識ヲ得ベシ。而シテ歐米ノ革命的團體ハ大戰ノ遙ニ以前此レヲ以テ國際語トセント決議セシ程ノ者。最モ不便ナル國語ニ苦シム日本ハ其ノ苦痛ヲ逃ル、タメニ先ヅ第二國語トシテ並用スル時、自然淘汰ノ理法ニヨリテ五十年ノ後ニハ國民全部ガ自ラ國際語ヲ第一國語トシテ使用スルニ至ルベシ。從テ今日ノ日本語ハ特殊ノ研究者ニ取リテ梵語「ラテン」語ノ取扱ヲ受クベシ。

註五。國際語ノ採用ガ特ニ當面ニ切迫セル必要アリト云フ積極的理由。下掲國家ノ權利ニ説ク如ク、日本ハ最モ近キ將來ニ於テ極東西比利亞濠洲等ヲ其ノ主權下ニ置クトキ、現在ノ歐米各國語ヲ有スル者ノ外ニ新タニ印度人支那人朝鮮人ノ移住ヲ迎フルガ故ニ、殆ド世界凡テノ言語ヲ我ガ新領土内ニ雜用セシメザルベカラズ。此ニ對シテ朝鮮ニ日本語ヲ強制シタル如ク

我自ラ不便ニ苦シム國語ヲ比較的好良ナル國語ヲ有スル歐人ニ強制スル能ハズ。印度人支那人ノ國語亦決シテ日本語ヨリ劣惡ナリト云フ能ハズ。此ノ難問題、實ニ三五年ノ將來ニ迫レル者ナリ。主權國民ガ西比利亞ニ於テ露語ヲ語リ濠洲ニ於テ英語ヲ語ル顛倒事ヲナス能ハザルナラバ、日本領土内ニ一律ナル公語ヲ決定シ彼等ガ日本人ト語ルトキノ彼等ノ公語タラシメザルベカラズ。劣惡ナル者ガ亡ビテ優秀ナル者ガ殘存スル自然淘汰律ハ日本語ト國際語ノ存亡ヲ決スル如ク、百年ヲ出デズシテ日本領土内ノ歐洲各國語、支那、印度、朝鮮語ハ亦當然ニ國際語ノタメニ亡ブベシ。言語ノ統一ナクシテ大領土ヲ有スルコトハ只瓦解ニ至ルマデノ槿花一朝ノ榮ノミ。

註六。體育ヲ丹田本位ト決定スル所以ハ、只肉體ノ一面ノミヲ見ルモ根本的體育タルヲ以テナリ。己ニ日本ノ各方面ニ先覺者ノ簇出シテ實證ヲ示シツ、アル所ナリ。是等ニ示サル、如ク印度ニ起リタル亞細亞文明ハ世界ヨリ封鎖セラレタル日本ヲ選ビテ天ノ保存シタル者。單ニ手足ヲ動カシ器具ニ依頼シ散步遠足ヲ以テ肉體ノ強健ヲ求ムル直譯的體育ハ實ニ根本ヲ忘レ

テ枝葉ニ走リタル彼等ノ惡摸倣ナリ。特ニ女子ヲシテ優美纖麗ノマヽニ發達シタル強健ヲ得シムルニハ丹田ノ根本ヲ整フル以外一ノ途ナシ。變性男子ノ如キ醜キ手足ヲ作りテ而モ健康ノ根本ヲ培ハザル直譯體操ハ特ニ嚴禁ヲ要ス。

註七。兵式體操ヲ廢止スル所以ハ、其形式亦實ニ丹田ノ充實ヲ忘レタル外形的整頓ニ捉ハレタルニ依ルモ一理由ナリ。且ツ下掲ノ如ク日本國民ハ永久ニ兵役ノ義務ヲ有シ、且ツ一年志願兵特權ハ此等ノ訓練アルヲ一理由トナスヲ以テ其レヲモ廢止スルガ故ニ、兵役ニ於テスベキコトハ凡テ兵營ニ於テスベシ。更ニ他ノ一理由ハ日本ノ將來ハ陸上ニアルト同一以上ノ程度ニ於テ海上ニ在ルガ故ニ、國民教育ニ於テ只陸軍的摸倣ヲナサシメテ海兵的訓練ヲ閑却スルコトノ矛盾ナルヲ以テナリ。國民教育ノ要ハ根本ノ具足充實ニ在リ。丹田本位ノ心身ヲ鍛冶シ十年間一貫ノ常識教育ヲ施サバ以テ海兵ニ用フベク以テ陸兵ニ用フベシ。兵ノ素質ニ於テ二等卒モ今ノ少尉級ニ劣ラズ。

註八。單純ナル遊戲トシテ男子ガ擊劍柔道ニ遊ビ女子ガ長刀鎖鎌ヲ戯ル、ハ其興味ニ於テ「ベースボール」「フットボール」等ト雲泥ノ相違アリ。精神的價值等ヲ擧ゲテ遊戲ノ本旨ヲ傷クベカラズ。コハ生徒ノ自由ニ一任スベシ。現今ノ武器ノ前ニ立チテ此等ニ尙武的價值ヲ求ムルニ及バズ。日本人ノ一般生活ニ沒交渉ナル直譯的遊戲ヲ課スルノ滑稽サハ床柱ヲ背ニシテ小猿ノ如ク跪坐スル洋服姿ト同ジ。

註九。國民教育ノ兒童ニ對シテ無月謝教科書給付中食ノ學校支辨トスル所以ハ、國家ガ國家ノ兒童ニ對スル父母トシテノ日常義務ヲ果スモノナリ。現今ノ中學程度ニ於ケル月謝ト教科書トハ一般國民ニ對スル門戸閉鎖ナリ。無月謝ヨリ生ズル負擔ハ各市町村此レヲ負フベク、教科書ハ國庫ノ經費ヲ以テ全國ノ學校ニ配布スベシ。中食ノ學校支辨ノ理由ハ第一ニ登校兒童ノタメニ毎朝母ヲ勞苦セシメザルコトニアリ。第二ノ理由ハ其ノ中食ニ一塊ノ「パン」薩摩芋麥ノ握飯等ノ簡單ナル粗食ヲナサシメ、以テ滋養價值等ヲ云々シテ眞ノ生活ヲ悟得セザル科學的迷信ヲ打破スルニアリ。第三ノ

理由ハ幼童ノ純白ナル頭腦ニ口腹ノ欲ニ過ギザル物質的差等ヲ以テ一切ヲ高下セントスル現代マデノ惡徳ヲ印象セシメザルニ在リ。學校トシテハ簡單ナル事務ニシテ、若シ兒童ノ家庭ガ惡感化ニヨリテ食事ヲ肯ンゼザル者アラバ教師ノ權威ヲ以テ其ノ保護者ヲ召喚訓責スベシ。

註一〇。今ノ中學程度ノ男生徒ニ制服トシテ靴洋服ヲ強制スルコトハ實ニ門戸閉鎖ノ有力ナル一理由ナリ。其不合理ナルコト恰モ現時ノ歐米ニ「キモノ」服ガ普及シタルヲ以テ其レヲ室内ノ制服トシテ強制セント云フト一般ナリ。和服ノ不便ナル裁方ナリト云フハ別問題ナリ。居常ノ衣服ヲ登校ニ用フルヲ得ザル大々的不便ヲ其ノ父母ノ經濟ニ課シテ何ノ便不便ゾ。實ニ今ノ日本教育ノ凡テハ教育ニ非ズシテ唯外形ノ摸倣ナリトス。

註一一。校舍ニ巨費ヲ投ズルハ亦最惡ナル直譯的摸倣ナリ。此ノ國民教育ノ根本的革命ハ戒嚴令施行中ヨリ實施スベキ者ナルヲ以テ、現時ノ校舍ヲ直チニ使用スベキコトヲ明示シタリ。器械的科目タル理化學ニ於テモ今ノ中學校程度ニ於テ別個ノ教室ヲ設備スル如キ摸倣的浪費ノ一。

註一二。以上ノ國民教育ノ説明ニヨリテ大學及ビ大學豫備校ノ方針、又其レガ生徒ノ自費タルコト等ハ推想シ得ベシ。而シテ不用ナルベキ各地ノ中學女學校舍ハ或ハ此レヲ取り毀チ、又ハ大學豫備校ノ校舍又ハ單科大學ノ校舍トナスヲ得。

婦人々權ノ擁護。其ノ夫又ハ其子ガ自己ノ勞働ヲ重視シテ婦人ノ分科的勞働ヲ侮蔑スル言動ハ之レヲ婦人々權ノ蹂躪ト認ム。婦人ハ之レヲ告訴シテ其ノ權利ヲ保護セララル法律ヲ得ベシ。

有婦ノ男子ニシテ蓄妾又ハ其ノ他ノ婦人ト姦シタル者ハ婦ノ訴ニヨリテ婦人ノ姦通罪ヲ課罰ス。

賣淫婦ノ罰則ヲ廢止シ其レヲ買フ有婦ノ男子ハ之ヲ拘留
シ又ハ罰金ニ處ス。

註一。現行法律ニ於ケル離婚ノ理由タル虐待云々ノ意味ニ非ズ。且ツ此ノ
訴ハ必ズシモ離婚ヲ目的トセズ、實ニ婦人が男子ノ勞働ニ衣食スルカノ誤
解アリテ、男子ノ勞働ガ其實却ツテ婦人ノ分科的勞働ノ助力アルガ故ニ行
ハル、ヲ忘却スル橫暴ナル行爲ヲ禁ジ、特ニ法律ヲ以テ婦人ノ人權ヲ擁護
スル者ナリ。若シ此ノ立法ガ男子ノ道念ニヨリテ行ハレザルナラバ忌ムベ
キ婦人勞働トナリ婦人參政權運動トナルベシ。

註二。男子ノ姦通罪ヲ罰スルコトハ第一ニ一夫一婦タル國民道德ノ大本ヲ
明カニスルガタメナリ。國家ノ興廢ハ悉ク男女ノ大本ノ清濁ニ在リ。現時
ノ歐洲諸國ニ「ノア」ノ洪水ガ來レル所以ヲ考へ、同胞殘害シテ地獄ヲ現
世ニ示シツ、アル露西亞ヲ考へヨ。如何ニ早く已ニ此ノ大本ガ腐爛シ盡シ
タルカヲ見ン。日本國民ガ全亞細亞ノ盟主タル大使命アルナラバ、人倫ノ大

本ヲ嚴守勵行スル立法ハ實ニ一日ヲ忘ルベカラズ。第二ノ理由ハ國家ガ國
家ノ兒童ニ對シテ大父母タル立場ニ於テ其ノ生ミノ父母ハ單ナル保姆ノ任
ヲ負フモノナリ。保姆ノ一方ガ殘虐ナル苦痛ヲ他ノ一方ニ加ヘテ橫暴ト悲
慘トヲ居常見聞セシメラル、兒童ノ惡感化ニ對シテ、國家ハ大父母ノ權利
ニ於テ殘虐ナル一方ヲ處罰スベシ。第三ノ理由ハ婦人々權ノ擁護ナリ。

註三。此ノ一夫一婦制ノ勵行ハ彼ノ自由戀愛論ノ直譯革命家ト人生ノ理解
ヲ根本ヨリ異ニセルモノナリ。彼レニ從ヘバ男子ノ姦通罪ヲ罰スル法律ノ
代リニ女子ノ姦通罪ヲ罰スル現行法律ヲ廢止セバ足レリト云フベシ。自由
戀愛論ノ價值ハ戀愛ノ自由ヲ拘束スル現代ノ政治的經濟的宗教的阻害者ヲ
打破セントスル點ニアリ。之レヲ途方モナキ一夫一婦制ニ對スル反逆ト考
フルハ恰モ政治的特權者ニ向ツテ叫バレタル政治ノ自由ヲ平等ナル國民間
ニ脫線セシメテ、相犯サザル各自ノ自由ヲ蹂躪スルコトモ等シク政治ノ自
由ナリト云フ低能者ノ昏迷ナリ。國民平等ノ自由ガ特權ニ非ザル如ク、一
夫一婦制ハ何等ノ特權ニ非ズ。自由ハ自由ノ侵害者ヲ拘束セザルベカラズ。

一夫一婦制ハ妻ノ戀愛ヲ自由ナラシメンガ爲メニ夫ノ濫用セントスル戀愛ノ自由ヲ拘束セントスルナリ。彼等ノ昏迷セル自由ノ解釋ハ、自由ヲ以テ放火ノ自由殺人ノ自由モ自由ナリト結論セシムルモノナリ。凡テノ自由ガ社會ト個人其人ノ利益ノ爲メニ制限サル、如ク、戀愛ノ自由亦國民道德ト其ノ保護者トノ爲メニ制限セラル、ハ論ナシ。コノ一夫一婦制ハ理想的自由戀愛論ノ徹底シタル境地ナリ。但シ今ハ之ヲ説クノ時期到來セズ。

註四。現行法律ガ賣淫婦人ヲノミ罰シテ買淫男子ヲ罰セザルハ姦通罪ガ婦人ヲノミ罰シテ男子ニ及バザルト等シキ片務的橫暴ナリ。貞操ノ賣買ハ此ノ改造組織ノ後ニ於テハ漸次消滅スベキコトヲ信ズルト共ニ、暫クノ近キ將來ニ存在スベキ其等ニ對シテ、國家ハ兩者共ニ法律ヲ以テ臨マザル方針ヲ取ルベシ。但シ有婦ノ男子ガ淫ヲ買フハ明カニ一夫一婦ノ大本ヲ紊ル者ナルヲ以テ別個ノ意味ニ於テ加罰スル者ナリ。拘留罰金ヲ以テセルハ婦ノ訴ナキ場合ニ於テ姦通罪ヲ檢舉セザル原則ニ依ル。斯クシテ輕キ國家ノ制裁ヲ受クルコトニヨリテ、男子ハ家族ニ對スル權威ヲ失シ交友ニ於ケル信

用ヲ損スル重大ナル苦痛ヲ受クルヲ以テ自ラ身ヲ慎ミ亦以テ婦人々權ノ擁護トナリ、全家族生活ノ保障ヲ加フルコト、ナルベシ。

註五。獨身ノ男子ヲ除外セルハ決シテ其性慾ヲ正義化スル所以ニ非ズ。婦人ガ純潔ヲ維持スル如ク男子ガ其ノ童貞ヲ完ウシテ結婚スルコトハ双方ノ道義的責務ナリ。其ノ之レヲ罰セザル理由ハ、未婚婦人ガ純潔ヲ破ルモ法律ノ干與セザルト等シク道德的制裁ノ範圍ニ屬スルヲ以テナリ。

國民人權ノ擁護。日本國民ハ平等自由ノ國民タル人權ヲ保障セラル。若シ此ノ人權ヲ侵害スル各種ノ官吏ハ別ニ法律ノ定ムル所ニヨリテ半年以上三年以下ノ體刑ヲ課スベシ。

未決監ニアル刑事被告ノ人權ヲ損傷セザル制度ヲ定ムベ

シ。又被告ハ辯護士ノ外ニ自己ヲ證明シ辯護シ得ベキ知
己友人其他ヲ辯護人タラベムベキ完全ノ人權ヲ有スベ
シ。

註一。人權ヲ蹂躪シテ却テ得々タルコト我國ノ官吏ノ如キハ少ナシ。此レ
歐米諸國ヨリ一步ヲ先ンゼントスル國民的覺醒ヲ裏切ル大汚濁ナリ。體刑
ト明示セル所以ハ其ノ弊風實ニ體刑ヲ以テセズンバ一掃スル能ハザル官吏
橫暴國ナルヲ以テナリ。此ノ戰慄ヨリ來ル反省改過ハ鏡ニ掛ケテ見ルガ如
シ。

註二。未決監ニアル被告ヲ豫備囚徒トシテ待遇シツツアルコトハ純然タル
封建ノ遺風ナリ。之ヲ反對ニ無罪ナル者ト假定スルトキ現時ノ如キ凌辱ナ
シ。警察亦然リ。要スルニ有罪ヲ假定スルガ故ニ未決期ノ日數ヲ刑期ニ加
算スル等ノコトアルニテ明カナリ。此ノ根本ニシテ明白ナラバ未決監中ノ
人權蹂躪ハ自ラニシテ跡ヲ絶ツベシ。

註三。被告ハ罪人ニ非ズ。從テ辯護人ノ自由ヲ無視又ハ制限サルル理由ナ
シ。特ニ職業辯護人ト限ラルルガ爲メニ被告ノ平常事件ノ真相ニ通ズル者
ヲ以テ直接ニ法官ト對セシムル能ハズ。爲メニ事件ノ鑑察、法ノ適用ニ於
テ遺憾多ク、被告ノ不利及ビ延イテ法官ノ判斷ヲ誤リ法ノ威嚴ヲ損傷スル
甚シキ現狀ナリ。

註四。社會主義者ノ或者ノ如ク一切ノ犯罪ナキ理想郷ヲ改造後ノ翌日ヨリ
期待スルハ空想ナリ。固ヨリ現今ノ政治的經濟的組織ヨリ生ズル犯罪ノ大
多數ハ直チニ跡ヲ絶ツベキハ論ナシ。國家ノ改造トハ其ノ物質的生活ノ外
包的部分ナリ。終局ハ國民精神ノ神の革命ナラザルベカラズ。十年一貫ノ
國民教育ガ改造ノ根本的内容的部分ナリ。

勳功者ノ權利。國家ニ對シ又ハ世界ニ對シテ勳功アル者
ハ、戰爭政治學術發明生產藝術ヲ差別セズ、一律ニ勳位

ヲ受ケ、審議院議員ノ互選資格ヲ得、著シク増額セラレタル年金ヲ給付セラルベシ。婦人亦同一ナルハ論ナシ。但シ政治ニ干與セザル原則ニヨリテ審議院議員ノ互選資格ヲ除ク。

註一。國民ハ平等ナルト共ニ自由ナリ。自由トハ則チ差別ノ義ナリ。國民ガ平等ニ國家的保障ヲ得ルコトハ益々國民ノ自由ヲ伸張シテ其ノ差別的能カヲ發揮セシムル者ナリ。彼ノ勳位ヲ忌ミ上院制ヲ否ム革命的思想家ハ、人類ノ進化程度ヲ過上ニ評價セル神學者的要求ニ發足スル者ナリト見ルベシ。

註二。勳功ニ伴フ年金ガ現時ノ如キ消極的ノ小額ナルハ不可ナリ。凡テノ光榮ハ其レヲ維持スベキ物質的條件ヲ欠クベカラズ。

私有財産ノ權利。 限度以下ノ私有財産ハ國家又ハ他ノ國

民ノ犯スベカラザル國民ノ權利ナリ。 國家ハ將來益々國民ノ大多數ヲシテ數十萬數萬ノ私有財産ヲ有セシムルコトヲ國策ノ基本トスルモノナリ。

註一。社會主義共產主義ヲ誤解シテ其ノ私有財産ヲ分與スルモノナルカノ如ク考ヘ又ハ國民ノ凡テニ其日暮シ其年暮シノ生活ヲナサシムル者ト考フルガ如キハ現實的改造ノ要求セラレツアル現代社會革命說ノ躍進的進歩ヲ解セザル者ナリ。從テ此ノ改造後ノ國民ニシテ如何ナル思想ニ導カルルニセヨ、國民ノ財産權ヲ犯ス者ハ、人類社會ノ存スル限り存スベキ法律ノ原則ニヨリテ、強窃盜トシテ罰セラレ又ハ乞食トシテ待遇セラルルハ論ナシ。

註二。年々多大ノ收益アリテ近ク私産限度ヲ超過スベク、而シテ超過額ヲ國家ニ納付スルヲ欲セザル目的ヲ以テ、限度以下ノ時ニ於テ、自己自身ノ欲望ニ從ヒテ消費セントスルハ亦國民ノ權利ナリ。此權利ハ國家ノ保障スル所有權ノ行使ニシテ其ノ消費ガ道德的ナルト酒色遊蕩ナルトヲ問フノ要

ナシ。人ハ各々其人ヲ中心又ハ分子トシタル小社會ヲ國家内ニ有シ或者ハ國境ヲ超越シタル大社會ノ中心又ハ分子タリ。從テ其ノ消費セル所ヲ收得スル者ハ國家ノ手ヲ經由セザル國民ナリ。私産限度制ハ國家ト國民ヲ害セザル程度ノ富ノ限度ヲ定ムル者ノミ。之ヲ誤解シテ限度超過額ノ上納ヲ促ス者トシ又ハ國民ノ獨自放膽ナル消費ヲ拘束スル者ト考フベカラズ。

平等分配ノ遺産相續制。特定ノ意志ヲ表示セザル限り、

父ノ遺産ハ其ノ子女ニ平等ナル分配ヲ以テ相續セラル。

父ノ妻タル其ノ母亦同シ。

母ノ遺産ハ夫タル父ニ於テ凡テ相續セルベシ。

註一。遺産相續ノ正義ヲ規定スルニ見ルモ、合理的改造案ガ必ズ近代の個人主義ノ要求ヲ一基調トスルコトヲ知ルベシ。

註二。現代日本ニノミ存スル長子相續制ハ家長的中世期ノ腐屍ノミ。父母ノ愛ノ百千分ノ一ニ足ザル長子ノ愛情利害ニ一切弟妹ノ運命ヲ盲從セシムルハ没人情ノ極。本然ノ人情其者ガ凡テノ法律道德ノ根源ナルヲ忘ルベカラズ。

註三。遺産相續ニ際シテ國家ガ課税ノ理由ナキコトハ相續者即被相續者ノ肉體的延長ナルヲ以テナリ。

卷七 朝鮮其他現在及ビ將來ノ

領土ノ改造方針

朝鮮ノ郡縣制。朝鮮ヲ日本内地ト同一ナル行政法ノ下ニ置ク。朝鮮ハ日本ノ屬邦ニ非ズ、又日本人ノ殖民地ニ非ズ。日韓合併ノ本旨ニ照シテ日本帝國ノ一部タリ一行政區タル大本ヲ明カニス。

註一。朝鮮ヲシテ日本ノ愛蘭土タラシムル如キコトアラバ、將來大羅馬帝國ヲ築カントスル日本ハ全然其ノ能力ナキコトヲ第一歩ニ於テ立證スルモノナリ。由來朝鮮人ト日本人トハ米國內ノ白人ト黑人トノ如キ人種的差別アル者ニ非ズ。單ニ一人種中最モ近キ民族ニ過ギザルナリ。從テ過般ノ暴

動ト米國市中ノ黑白人爭鬪トヲ比較スルトキ其耻辱ノ程度ニ於テ日本ハ幾百倍ヲ感ゼザルベカラズ。朝鮮問題ハ同人種間ノ問題ナルガ故ニ所謂人種差別撤廢問題ノ中ニ入ラズ。只一ニ統治國タル日本其者ノ能力問題タリ、責任問題タリ、道義問題タリトス。

註二。朝鮮人ガ異民族タル點ハ其ノ言語ト風俗トノ一部ナリ。國民生活ノ根本タル思想ニ於テハ有史以來日本ノ文明交渉ガ朝鮮ヲ經由シタルニヨリテ明カナル如ク全然同一系統ニ屬スル者ナリ。而シテ現在吾人ノ血液ガ如何ニ多量ニ朝鮮人ノ其レヲ混ジタルカハ人類學上日本民族ハ朝鮮支那南洋及ビ土着人ノ化學的結晶ナリトセラルルニテモ明白ナリ。特ニ純潔ノ朝鮮人ノ血液ヲ多量ニ引ケル者ハ彼ト文明交渉ノ密接セシ王朝時代ノ貴族ニ多ク現ニ公卿華族ト稱セラルル人々ノ面貌多ク朝鮮人ニ似タルハ凡テ其ノ類型ヲ現スモノナリ。既ニ王朝貴族ニ朝鮮人ノ血液ガ多量ナリト云フコトハ實ニ其ノ貴族ノ血液ガ皇室ニ入り得ベキ特權階級タリシ點ニ於テ、日本ノ元首其者ガ朝鮮人ト沒交渉ニ非ズト云フコトナリ。敢テ今次ノ朝鮮太子ト

日本皇女トノ結合ヲ以テ日鮮ノ融合ガ試ミラルルニアラズ。是レ決シテ人種問題ノ範圍ニ非ズ。

註三。要スルニ凡テノ原因ハ朝鮮ガ日本支那露西亞ノ三大國ニ介在シテ自立スル能ハザリシ地理的約束ト、其ノ道義的廢頹ヨリ一切ノ政治産業學術思想ノ腐敗萎微ヲ來シテ内外相應ジテ亡ビタルモノナリ。朝鮮其者ヲ歴史ガ示ス如ク、又清國ガ此レヲ屬國トセンガ爲ニ起リタル日清戰爭及ビ滿洲ニ來タル露西亞ガ其ヲ侵略セントセシガタメニ破レタル日露戰爭ニ示ス如ク、其ノ亡國タルベキ内外呼應ノ原因ハ統治者ガ日本タラザル時ハ露支兩國ノ焉レカナリシハ明白ナリ。日本ノ國防ニ取リテ彼ガ日本ノ脅威タル強國ノ領有又ハ同盟者タル危機ハ、恰モ英國ニ取リテ白耳義ガ獨乙ノ領土タリ同盟國タル其レト同ジキ存亡問題ナリ。今次ノ大戰ニ於テ若シ白耳義ガ獨乙ト握手シ、而シテ英國ノ軍隊ガ其レヲ擊破シテ白耳義ニ滯陣セシトセヨ。彼ハ講和會議ニ於テ其ノ獨立ヲ承認セザルノミナラズ、明カニ其ノ領有ヲ主張スベキハ論ナシ。朝鮮ノ亡國的腐敗ハ悉ク事大的國是トナリテ現

ハレ、日清戰爭ニ於テハ清國ニ從ヒ、日露戰爭ニ於テハ露西亞ヲ迎へ、聊カモ英國ト白耳義ノ結托ニ似タル者ナカリシハ開戰原因ヲ顧レバ明白ナリ。此間ニ於テ彼ノ革命黨ノミハ大局ヲ達觀シ日本ト結ビテ獨立ヲ企劃シテ勞苦止マザリシト雖モ、終ニ日露開戰ニ至ル迄國政ヲ把リテ志ヲ行フ能ハザリキ。而シテ戰爭中日本ノ朝鮮ニ於ケル立場ハ英國ノ白耳義ニ於ケル如クナラズ、朝鮮全部ヲ掩有スルニ實力ヲ以テシタリ。國內ノ革命黨ハ依然トシテ志ヲ得ズ、露國又依然トシテ強大ヲ維持シ講和條約ハ單ナル休戰條約トシテ調印セラレタリ。自立シ能ハザル地理的約束ト眞個契盟スル能ハザル亡國的腐敗ノ爲ニ、日本ハ露國ノ復讐戰ニ對スル自衛的必要ニ基キテ獨立擁護ノ誓明ヲ取消シタル事ガ眞相ナリ。是レ侵略主義ニ非ズ、又謂フ所ノ軍國主義ニ非ズ。朝鮮ヲ領有スル結果ヨリ見テ、恰モ百萬圓ヲ貯蓄シタル結果ヨリ見テ、其レガ高利貸ニヨルト忠實ナル勞働ニヨルトヲ考査セズシテ等シク守錢奴ト詈リ侵略者ト誣フルハ昏迷者ノ狂言ナリ。重大ナル罪惡ナリ。朝鮮ノ亡國史ヲ知リ露國ノ脅威ニ戰慄シタル危機ヲ顧ルナラバ、

愛蘭士獨立問題ヲ朝鮮ニ直譯シテ論及スルノ理ナシ。空疎守舊ノ學說ト薄弱ナル意志ト衆愚ノ喝采ヲ足レリトスル虛榮ト、實ニ通俗政治家ノ標本タル「ウキルソン」輩ノ通辯ニ得々タリシ所謂學者ナル者ノ反省ヲ要ス。

註四。故ニ日本存立ノ國防上ヨリ朝鮮ハ永久ニ獨立ヲ考フベキ者ニ非ズ。露西亞ノ脅威ガ「ツアール」ノ亡ビタルヲ以テ去レリト考フル如キハ齒牙ニ足ラザル淺慮。「ツアール」ガ侵略シ來レルト、「レニン」ガ幾多ノ謬妄ヲ附帶セル社會革命說ヲ奉ジテ殺到シ來ルベキト、日本ガ國防上朝鮮ニ據リテ戰フコトハ國家ノ國際的權利ナリ。特ニ露西亞ノ脅威ハ、過渡時代ノ「レニン」ニ非ズシテ「レニン」無キ後眞ニ再建セラルベキ十年後ノ將來ニ存ス。漸ク中世史ノ革命ヲ學ビツツアル未開後進ナル彼ニ對スルニハ現代的再建ヲ想像スルヨリモ、反動ノ襲來又ハ眞乎ノ建國者ニヨリテ「ピーター」大帝ノ再現ヲモ打算外ニ置ク能ハズ。

註五。此ノ國防上朝鮮ヲ獨立セシメズト云フコトハ、英人ガ印度ヲ獨立セシメズ又亞弗利加殖民地ヲ獨立セシメズト云フコトトハ全ク別事ナリ。印

度ガ英國ノ屬邦タリ、英領亞弗利加ガ殖民地タルニ對シテ、朝鮮ハ日本ノ屬邦ニ非ズ、又殖民地ニ非ズト明示セシ所以ナリ。印度又ハ亞弗利加ノ住民ガ全然英人ト人種ヲ異ニセルニ對シテ、日鮮人ハ古來ノ混血融合ノミナラス同一人種中ノ最モ近キ異民族ナル點ニ於テ屬邦タルベカラズ、又殖民地タルベカラズ。朝鮮ハ日本ノ一部タルコト北海道ト等シク正ニ「西海道」タルベシ。日本皇室ト朝鮮王室トノ結合ハ實ニ日鮮人ノ終ニ一民族タルベキ大本ヲ具體化シタル者ニシテ、泣ク／＼匈奴ニ皇女ヲ降嫁セシメタル政策的ノ者ニ非ズ。實ニ現時ノ對鮮策ナルモノハ甚ダシク英國ノ殖民政策ヲ摸倣シタガ故ニ、根本精神ヨリシテ日韓合併ノ天道ニ反スルモノナリ。朝鮮ガ日本ノ西海道ナル所以ヲ明ニスルトキ百般ノ施設悉ク日鮮人ノ融合統一ヲ來サザル者ナク、獨立問題ノ如キ希フト雖モ生起セザルハ論ナシ。

註六。「コルシカ」島民ノ大皇帝ハ「コルシカ」獨立ノ戰陣ニ孕マレ獨立ノ憤ヲ抱キテ敵國ノ士官學校ニ學ベリ。而モ革命佛蘭西ガ「コルシカ」ヲ佛蘭西ノ本國ト平等ナラシメ「コルシカ」島民ヲ佛蘭西人ノ自由ニ開放スルヤ、獨

立黨ノ青年士官ハ佛蘭西ニ對スル愛國心ヲ「エルバ」島ニ葬ルマデ變ゼザリキ。日本海ヲ庭池トシテ南北滿洲ト極東西比利亞トニ革命大帝國ヲ建ツル時、朝鮮ハ特ニ其ノ心臟肺肝ノ重キヲナサントス。日本々國ノ一部トシテノ平等、日本人トシテノ自由ヲ對鮮策ノ眼目トナス。

朝鮮人ノ參政權。約二十年後ヲ期シ朝鮮人ニ日本人ト同一ナル參政權ヲ得シム。

此ノ準備ノ爲メニ約十年後ヨリ地方自治制ヲ實施シテ參政權ノ運用ニ慣習セシム。

註一。是レ流行ノ所謂民族自決主義ニ非ザルハ論ナシ。朝鮮ガ日本ノ西海道タリ朝鮮人ガ日本人ト大差ナキ民族タル理由ニヨリテ、日本國民タル國

民權ヲ最初ニ且ツ完全ニ賦與セララルヲ明カニスル者ナリ。

註二。奈翁ノ世界統一主義ニ對シテ起レル民族主義ガ近世史ノ一大潮流ナリシハ言フノ要ナシ。只之レガ彼ノ暗昧ナル「ウキルソン」ノ口ヨリ民族自決主義ト呼バルルニ至リテ空想化シ滑稽化シタルナリ。自決トハ抑々何ゾヤ、或ル民族ガ其ノ國家組織ヲ失フ所以ハ外部的壓迫ト内部的廢頽トニヨリテ自決スルカヲ缺ケルガタメナリ。覺醒セル民族ガ内部的興奮ニヨリテ外部的壓迫ヲ排斥セントスル時、是レ無用ナル自決ノ文字ヲ加ヘザル傳來ノ民族主義ナリ。幾多ノ民族ノ中ニ於テ自決スルヲ得ル覺醒的民族ト然ラザル者トアルハ、恰モ等シキ人間ノ中ニ於テ自決スル能ハザル八十歳ノ老婆アリ十歳ノ少女アルガ如シ。民族主義ノ本旨ハ人道主義ト云フガ如キ合理的命題ナリ。是レヲ民族自決主義ト名クルニ至リテハ人道主義ノ命題ニ代フルニ人間自決主義ト云フガ如キ笑倒ノ沙汰。老幼男女ヲ論ゼズ各人ノ人格ヲ認識スル人道主義ヲ滑稽化シテ八十歳ノ老婆ニモ生活ヲ自決セシムベク、十歳ノ少女ニモ戀愛ヲ自決セシム可シト云ハバ如何。或ル民族ハ老

婆ノ如ク或ル民族ハ少女ノ如シ。此ノ國際間ニ於ケル民族ノ老幼ヲモ壓迫シ虐遇セザルベキ人道主義ガ即チ民族主義ノ終局理想タルベキ者ナリ。現時ノ強國中各種老幼ノ民族ヲ包有セザル者ナキコト各家庭ニ於テ老婆少女ヲ有スルガ如シ。是等ニ向ツテ自決ヲ迫ラバ各家庭ノ分散スベキ如ク一切ノ強國ハ分解スベシ。強國ノ無用ヲ云フカ。然ラバ「ウキルソン」ハ「ヴェルサイユ」ニ行カズシテ瑞西ノ社會黨大會ニ列席スベカリシナリ。而シテ其ノ主張ヲ堂々タル非國家主義、世界統一主義ニ宣明スル彼等ハ大ナル歡迎ヲ以テ噴飯スベキ此ノ命題ノ製造者ヲ嘲弄スベシ。

註三。實ニ朝鮮ハ合併以前自決ノカナカリシコトハ八十歳ノ老婆ノ如ク、合併以後未ダ自決ノカナキコト十歳ノ少女ノ如シ。末節枝葉ニ於テ如何ナル非難アルニセヨ、朝鮮ハ露西亞ノ玄關ニ老婆ノ如ク窮死スベカリシ者ヲ日本ノ懷ニ抱カレテ少女ノ如ク生長シツツアルハ之ヲ無視スル能ハズ。已ニ日本ノ懷ニ眠レル以上、日本建國ノ天道ニヨリテ一點差別ナキ日本人ナリ。日本人トシ日本人タル權利ニ於テ其ノ生長ト共ニ參政權ヲ取得スベキ

者ナルハ論ナシ。

註四。約十年ト云ヒ約二十年ト云フ年限ヲ豫定シタルハ、過去ノ專制政府等ガ民權運動ニ讓歩スルトキ成ルベク長ク專制ヲ維持セント欲スル期間ノ留保ニ非ズ。數百年間ノ半亡國史ハ實ニ朝鮮人ノ道念ヲモ生活ヲモ腐敗シ盡シタルヲ以テ眞ノ國家的覺醒アル鮮人ハ之ヲ現在新精神ニヨリテ教育セラレツツアル人々ノ生長ニ待ツノ外ナキヲ以テナリ。教育トハ必ズシモ「サーベル」教師ニ非ズ。必ズシモ日本語ノ教科書ニ非ズ。愛國の暴動ノ如キ之ヲ覺醒シテ顧ルトキ貴重ナル政治教育ノ一ナリ。醫學ニ萬能ノ藥品ナキニ係ラズ政治學ニ參政權ヲ神權視スルコトハ歐米ノ迷信ナリ。彼ノ投票神權說ニ累セラレテ、鮮人ニ先ヅ參政權ヲ與ヘテ政治的訓練ヲナスベシト考フルハ、其ノ權利ノ根本タル覺醒の生長ヲ閑却シタル愚人ノ云爲ナリトス。日本ハ眞個父兄の愛情ヲ以テ、斯カル短時日間ニ此ノ道義的的使命ヲ果たシ、以テ異民族ヲ利得ノ目的トセル白人ノ所謂殖民政策ナルモノニ鐵槌一下セザル可カラズ。

三原則ノ擴張。私有財産限度私有地限度私人生産業限度ノ三大原則ハ大日本帝國ノ根本組織ナルヲ以テ現在及ビ將來ノ帝國領土内ニ擴張セラルル者ナリ。

註一。東洋拓殖會社ノ横暴ハ實ニ當年ノ東印度會社ニ學バントスル一大罪惡ナリ。日本ノ亞細亞ニ與ヘラレタル使命ハ英人ノ罪惡ヲ再ビスルヲ許サズ。拓殖會社ノ土地ハ土地私有限度ニヨリテ一度國家ニ徵集スルト共ニ朝鮮ニ在ル内鮮人ハ平等ノ權利ニ於テ其ノ分配ヲ受クベシ。日本建國ノ精神ハ内外人ニヨリテ正義ヲニセザルコトヲ誇リトス。朝鮮ニ於ケル所謂拓殖政策ナル者亦實ニ歐人ノ罪惡的制度ヲ直譯シタル者多シ。日本ハ凡テニ於テ惡摸倣ヨリ蟬脫シテ其ノ本ニ返ラザルベカラズ。

註二。將來ノ帝國領土中、先住國民ノ大富豪大地主アリテ多大ノ土地ヲ獨占シ又ハ生産業ヲ專有スル時、是ヲ是認スル如キアラバ、日本國家ハ只彼等ノ不義ナル財産ノ保護ヲ負擔セシメラレ、日本國民ハ只其ノ小作人タリ勞働者タルニ過ギザル可シ。是レ主權國民タル自負ト欲望ニ於テ忍ブ能ハザル所。爲メニ遂ニ國家ノ法律ヲ扞ゲテ自國民ヲ保護シ彼等ノ財産ヲ奪ハントスル非違ヲ頻出シ不仁ノ名ヲ國家ニ冠セシムルニ至ル。故ニ日本々國ニ於テ先ヅ此ノ三大原則ヲ確立シテ擴張セラレタル領土ニ臨ムトキ、眞ノ公平無私ハ自ラニシテ得ベシ。大領土ヲ有スル名實具足ノ大日本帝國ヲ考フル者、此ノ三大原則ヲ確立スル日本自ラノ改造ガ實ニ將來ノ建設ニ避ク可カラザル準備ナルヲ悟得スベシ。

現在領土ノ改造順序。朝鮮臺灣樺太等ノ改造ハ此三大原則ヲ決定スルニ止メ、漸ヲ追ヒテ其ノ餘ヲ施行シ、十年乃至二十年後ニ於テ日本人ト同一ナル生活權利ノ各條ヲ

得シムルヲ方針トス。

但シ日本内地ノ改造ヲ終リ戒嚴令ヲ撤廢スルト同時ニ三大原則ノ施行ニ着手ス。

此等ノ領土内ニ在郷軍人團ナキヲ以テ、國家任命ノ改造執行機關ヲシテ土地資本財産ノ調査徵集ニ當ラシム。

改造執行機關ハ日本内地ノ改造ニ經驗ヲ得タル官吏又ハ同ジキ在郷軍人團中ヨリ任命ス。

註一。日本ノ改造ヲ終リタル後ニ着手スル所以ハ、無智ト事情不通トノ爲メニ日本内地ト同時ニ着手スルトキハ、内地ノ紛囂ヲ誤傳シタル不安騷擾ヲ醸スベキヲ以テナリ。第二ノ理由ハ在郷軍人團ナル好適ノ機關ナク、今

ノ殖民政策的頭腦ノ總督府等ニ此ノ大任ニ當ラシムルハ明白ニ不正不義ヲ殘シテ改造ノ精神ヲ傷クルノミナラズ、或ハ意外ノ變ヲ招クベキヲ以テナリ。第三ノ理由ハ三年間ノ日月ハ日本ノ整然タル改造組織ヲ傳聞セシムルニ十分ナルガ爲メニ、日本大多數國民ノ歡喜ヲ傳ヘテ彼等ノ大多數國民亦速ニ其ノ福利惠澤ニ浴センコトヲ欲スルニ至ルベキヲ以テナリ。

註二。過般朝鮮ノ内亂ハ今ノ總督政治ガ一因ナラズトハ云ハズ。而モ根本原因ニ日本資本案ノ侵略ガ官憲ト相結ビテ彼等ノ土地ヲ奪ヒ財産ヲ掠メテ不安ヲ生活ニ加ヘ怨恨ヲ糊口ノ資ニ結ビタルコトニ存スルヲ知ラザルベカラズ。「ウキルソン」輩ノ呼號何ノ影響アラン。國家ノ内外ヲ毒シテ終ニ大羅馬ヲモ亡ボシタル者ノ金權政治ナリシコトヲ忘ルベカラズ。

改造組織ノ全部施行セラルベキ新領土。將來取得スベキ新領土ノ住民ガ其ノ文化ニ於テ日本人ト略等シキ程度ニ

アル者ニ對シテハ、取得ト同時ニ此ノ改造組織ノ全部ヲ施行スベシ。但シ日本々國ヨリ派遣セラレタル改造執行機關ニヨリテ改造セララル者ナリ。

其ノ領土取得ノ後移住シ來レル異人種異民族ハ、十年間居住ノ後國民權ヲ賦與セラレ日本國民ト同一無差別ナル權利ヲ有スベシ。

朝鮮人臺灣人等ノ未ダ日本人ト同一ナル國民權ヲ取得スベキ時期ニ達セザル者ト雖モ、此ノ新領土ニ移住シタル者ハ居住三年ノ後右ニ同ジ。

註一。例ヘバ濠洲ヲ取得シタル時其ノ住民ノ文化程度ハ直ニ此ノ改造組織ノ下ニ生活スルヲ得ベシ。極東西比利亞ノ如キハ其程度先ヅ三大原則ヲ施行シ順ヲ追ヒテ施行スベキ者ナリ。

註二。將來ノ新領土ハ異人種異民族ノ差別ヲ撤廢シテ日本自ラ其ノ範ヲ歐米ニ示スベキハ論ナシ。濠洲ニ印度人種支那民族ヲ迎へ、極東西比利亞ニ支那朝鮮民族ヲ迎へテ先住ノ白人種トヲ統一シ、以テ東西文明ノ融合ヲ支配シ得ル者地球上只一ノ大日本帝國アルノミ。從テ此ノ改造組織ヲ其等ノ領土ニ施行シテ主權國民自ラ私利橫暴ヲ制スルト共ニ、先住ノ白人富豪ヲ一掃シテ世界同胞ノタメニ眞個樂園ノ根基ヲ築キ置クコトガ必要ナリ。單ナル地圖上ノ彩色ヲ擴張スルコトハ兒戲ナリ。天道宣布ノ爲メニ選バレタル日本國民ハ將ニ天譴ニ亡ビントスル英國ノ二舞ヲ爲サザルハ論ナシ。

註三。朝鮮人臺灣人が其ノ故郷ニアリテ未ダ取得スル時期ニ達セザル國民權ヲ此ノ領土ニ於テ三年後ニ取得シ得ベキ理由ハ、既ニ移住シ居住スルホドノ者ハ大體ニ於テ優秀ナルヲ以テナリ。第二ニ白人ノ新移住者印度人支

那人ノ移住者ガ取得スル所ヲ、已ニ早ク日本國民タリシ彼等ニ拒絶スベキ理由ナキヲ以テナリ。第三ノ理由ハ東西文明ノ融合ヲ促進スルタメニ特ニ日本ノ思想制度ニ感化セラレタル彼等ノ移住ヲ急トスルガ故ナリ。
 註四。日本人ノ改造執行機關ヲ以テシテ土着人ニ當ラシメザル所以ハ主權本來ノ性質トシテ説明ノ要ナシ。

卷八 國家ノ權利

徵兵制ノ維持。國家ハ國際間ニ於ケル國家ノ生存及ビ發達ノ權利トシテ現時ノ徵兵制ヲ永久ニ互リテ維持ス。徵兵猶豫一年志願等ハ之ヲ廢止ス。
 現役兵ニ對シテ國家ハ俸給ヲ給付ス。
 兵營又ハ軍艦内ニ於テハ階級的表章以外ノ物質的生活ノ階級ヲ廢止ス。

現在及ビ將來ノ領土内ニ於ケル異民族ニ對シテハ義勇兵

制ヲ採用スル者アルベシ。

註一。支那ニ於テ傭兵ト云フ者、英米ニ於テ義勇兵ト名付ク。則チ雇傭契約ニヨル兵士ナリ。是レ彼等ノ國民精神ニ適合スル制度ナリ。米國ノ建國ガ社會契約說ヲ理想トシテ殖民セル者ノ契約結合ナルハ前說ノ如シ。英國又實ニ其ノ謬說ノ誕生地ナルヲ以テ、今尙「ジョンブル・ソサイティー」ト名クル如ク英帝國其者ヲ組合視シ會社視シテ悉ク社會契約說ニ基ク立法ナラザルナシ。從テ其ノ國防ニ於テモ組合ト組合員トノ間ニ雇傭契約ヲ締結スルハ、米ノ建國トシテ又英ノ國家組織トシテ少シモ不可ナシ。而モ此ノ故ヲ以テ「ヴェルサイユ」會議ニ於テ英米ガ傭兵制度ヲ日本ニ強ヒタルハ何タル迷妄ゾ。日本ハ建國精神ヨリ、又現代國民思想ノ凡テニ於テ、日本帝國ヲ契約ニヨリテ組織シタル者ト一考セシコトモナシ。日本國民ノ國家觀ハ國家ハ有機的不可分ナル一大家族ナリト云フ近代ノ社會有機體說ヲ、深遠博大ナル哲學的思索ト宗教的信仰トニヨリ發現セシメタル古來一貫ノ信念

ナリ。徵兵制度ノ形式ハ獨佛ニ學ビタルモ、徵兵制度ノ精神タル國民皆兵ノ義務ハ、中世封建ノ期間ヲ除キテ、上世建國時代ニ發源シ更ニ現代ニ復興シテ漲溢シツツアル國民の大信念ナリ。日本ノ講和委員ハ何ガ故ニ英米ト日本トガ國民精神ノ根本、國家組織ノ信念ヨリ異ニスル所以ヲ指摘シテ日本國民本有ノ國家有機體的信仰ヲ彼等ニ訓フルコトナカリシカ。徵兵制其者ガ直ニ所謂軍國主義ニ非ザル事ハ、徵兵制ナリシガ故ニ辛ウジテ獨逸ヲ防止スルヲ得タル佛蘭西ガ、會議ノ人々ヨリ軍國主義ナリトシテ攻撃セラレザリシガ如シ。日本ノ講和委員ハ何ガ故ニ「カイゼリズム」ト日本ノ國家有機體的信仰ヨリ結果セル國民皆兵主義トヲ混同シテ臨ミシ無智ノ昏迷者ニ學バシムル所ナカリシカ。軍國主義ナルカ否カハ傭兵ト徵兵トニヨリテ決セラルル者ニアラズ。軍備ニ依頼シテ弱國ヲ併呑シ以テ私慾ヲ恣ニセントスル意味ノ者ガ軍國主義ナラバ嘗テ陸上ニ於テ獨逸ガ然リシ如ク、海上ニ於テ英國ノナシツツアル者ハ實ニ遺憾ナク完成シタル海上軍國主義ナリ。此ノ軍國主義ガ單ニ自己ガ問題外ナル傭兵制ナリト云フノ理由ヲ以テ

他ノ徵兵ニヨリテ斯カル軍國主義者ノ侵害ヲ防衛セントスル者ニ已ノ冠ヲ冠セントセシハ惡ムベシ。彼ノ愚昧ナル善人ガ斯カル惡魔ノ喇叭卒ニ使役セラレテ其レヲ日本ニ向ツテ吹キシコトハ米國史上空前ノ恥辱ナリトス。

註二。從テ傭兵ト徵兵トノ強弱ヲ論ズルコトハ無用ナル詮議ナリ。英米ノ國情ニ於テハ必ズシモ強兵ヲ意味セズシテ、日本ノ建國ト信念トニ於テハ傭兵ハ必ズ弱兵ナルハ論ナシ。是レ徵兵制ヲ明確ニ永久ノ制度ナリトセル所以ナリ。只獨逸ガ最後ニ破レタルガ故ニ徵兵制ノ價值ヲ疑フハ非常ナル妄斷ナルコトヲ注意ス。一人ト五人ト角力シテ已ニ三人ヲ倒シタル者ガ他ノ二人ヨリ足ヲ奪ハレタルヲ見テ其ノ人ヲ弱者ナリト云フ能ハズ。特ニ獨逸ノ實戰シタル軍隊ハ徵兵制ノ佛蘭西ト露西亞ニシテ、甲ノ徵兵國ガ乙ノ徵兵國ニ破ラレタリト云ヒ得ベシ。今次ノ大戰ニ於ケル英米ハ只海上封鎖ニヨリテ食料ト軍需品トヲ遮斷シタル任務ニ働キシ者。英米ノ傭兵ト獨逸ノ徵兵トノ優劣ハ實戰ニヨリテ立證セラレタルモノニ非ズ。只退却將軍ノ報告文トシテ古今獨歩ノ文豪「ヘーグ」元帥ニヨリテ英國傭兵ノ光榮ガ十分

ニ認知セラレタルハ周知ノ如シ。

註三。或ル理想又ハ或ル信仰ニ基キテ徵兵ヲ拒否セントスル者ノ歐米ニ多キヲ以テ、日本ガ國家ノ權利トシテ主張スルヲ非議スル者アラシ。而シナガラ政治ノ自由經濟ノ自由戀愛ノ自由ガ他ノ社會的生活ヲ犯サザル自由ノ意味ニ於テ、思想ノ自由信仰ノ自由亦絕對的ノ者ニ非ザルハ論ナシ。

自由ノ誤解セル解釋ヨリ來ル思想ノ自由信仰ノ自由ハ、自由戀愛說ノ註ニ説明シタル所ヲ移シテ直ニ説明トスルヲ得ベシ。思想又ハ信仰ノ點ヲ考フルトキ、實ニ價值ナキ又ハ有害ナル者ヲ神ノ如ク裁決シ得ルノ大處ニ立ツヲ要ス。印度人ガ生殖器ノ形像タル「リンガム」ヲ頸ニ掛ケ寡婦ガ自ラ薪ヲ抱テ夫ニ殉死スルコトヲ天國ニ行ク道ナリト信仰ストモ、西藏人蒙古人ガ諸神ト動物トノ生殖行爲ノ彫像圖書ヲ禮拜シテ極樂行ヲ信仰ストモ、基督教徒中ノ舊教一派ガ一度結婚シタル者ノ離別ハ地獄ノ火ニ燒カルト信仰ストモ、是等ノ信仰ガ信仰ナルガ故ニ自由ナリト認ムル能ハザルコトハ、戀愛ナルガ故ニ自由ナリト認ムル能ハザルト同ジキ意味ト程度ニ於テ然リ。

思想信仰ノ價值ハ其ノ民族精神又ハ世界思想ニ戰ヒテ凱歌ヲ舉ゲタル時ニ認メラルル者ナリ。戰ノ中途ニ於テ又ハ退却或ハ降伏ノ状態ニ於テ信仰ノ自由ヲ鳴號スル如キ信仰ハ、終ニ十字架上「我レ勝テリ」トシテ國家ト世界ノ上ニ其自由ヲ建設スル價值ナキ者ナリ。彼ノ兵役忌避ヲ本旨トスル「クエーカー」宗ノ如キハ、小乗教ノ基督ニ於テスラ天國ノ戰ヲ指シ、地上ニ於テ尙我レ刃ヲ出サンガ爲ニ來レリト宣シテ終ニ羅馬ヲ天火ニ亡シタル一面ヲ有スルニ係ラズ、只其ノ殺ス勿レノ一項ヲ盾トシテ盲守スルニ過ギザル者。同ジキ一神教ニ於テ「マホメット」ハ刃ヲ出サンガ爲メニ來レルヲ明言シテ殺スベシト教フルニ非ズヤ。「コーラン」ト共ニ劔ヲ示シテ殺スベシト云フ信仰ト、殺ス勿レト云フ信仰トヲ兩立セシムルニ、Libertyナル「アルファベット」七個ニ依頼セントスルガ如キ淺薄ナル信念ニテ何ノ信仰ゾ。「クエーカー」宗ノ價值ハ天理教ヨリ遙カニ以下ニシテ「リンガム」禮拜ヨリ聊カ以上ナル程度ノ者ナリ。彼等ノ信仰ガ強固ニシテ犠牲ヲ甘ンズル事例ヲ舉ゲテ對抗スルナラバ宗教ノ低級ナル者ニ於テ斯カル例ノ他ニ無數ナル

者ヲ舉グ可ク、更ニ斯ク頑迷移サザル者多キガ故ニ殺スベシト云フ回教ノ信仰ニヨリテ答ヘザルベカラズ。神ハ全智ニシテ全能ナルガ故ニ、古ヘ「ノア」ノ洪水ヲ以テ大殺戮ヲナシ、現時又六月二十八日ニ始マリテ六月二十八日ニ終レル五年間ノ屍山血河アリ。神ヲ信ジテ而モ殺スコトヲ否ム「クエーカー」宗徒ハ、神ノ能力ト智見ガ此ノ殺戮ヲ防グ能ハザリシ完キ者ニ非ズト云フ信仰根本ノ矛盾ニ立ツ者。基督其人スラ彼レノ弟子等ニ向ヒテ明カニ「我が神」「汝ノ神」トシテ神其者ニ自他彼此大小高級ヲ差別シタリ。日本國民ノ神ハ「クエーカー」教徒ノ神ニ對シテ、彌陀ノ利劔ヲ揮フベキノミ。生死ノ煩悶ヲ天空ニ求ムル如キ低級極マル小乗的信仰ヲ以テ、印度文明ノ密封セラレタル寶庫トシテ漸ク將ニ二十世紀ノ今日ヲ待チテ開カレントスル日本民族ノ大乘的信仰ニ對セントスル如キハ、眞ニ龍車ニ向フ螻蛄ノ斧。信仰既ニ然リ。况ンヤ學者文士輩ノ口耳ヨリ濫造セラレタル思想ナル者ノ自由ヲヤ。將來「クエーカー」宗ノ如キ又淺薄ナル非戰主義ノ如キヲ輸入シテ徵兵忌避ヲ企ツル者アラバ、刑罰ハ斷々トシテ其ノ最モ重キ者ヲ

課シテ可ナリ。

註四。徴兵猶豫一年志願兵等ハ現時ノ教育的差等ヨリ結果セル者ナルヲ以テ、十年一貫ノ國民教育ニヨリテ此等ヲ存置スル善惡一切ノ理由ハ消失スベシ。特ニ其ノ兵質ガ前註説明ノ如ク今ノ少尉級ニ匹敵スベキヲ以テ自ラ現役年限ノ短縮トナルベク、一年又ハ一年半ノ軍隊的訓練ハ如何ナル專門的使命アル者モ身心ノ根源ヲ培養シテ其ノ使命ノ大成ヲ準備セシムル者ナリ。今ノ徴兵猶豫ハ速成學士ノ「ローズ」物ヲ官廳會社ニ賣出サントスル現經濟組織ヨリ來レル者。特ニ彼等ノ殆ド凡テハ今ノ大學教育ナル高等職業紹介所ニ入ルコトヲ以テ一種ノ特權階級ノ如ク考へ、心裏實ニ徴兵忌避ノ私ヲ包藏シテ其ノ猶豫ヲ求ムル者ナラザルハナシ。此ノ一點ヲ寬過スルハ實ニ國家ノ大綱ヲ紊ル者。他ニ百利アリト假想スルモ存置セシムベキ除外例ニ非ズ。

註五。現役兵ニ俸給ヲ給付スベキハ國家ノ當然ナル義務ナリ。俸給ガ傭兵ノ其レト全ク別個ノ義ナルハ論ナシ。國民ノ義務ニセヨ、父母妻子ノ負擔

アル男子ヨリ其ノ勞働ヲ奪ヒテ何等ノ賠償ヲナサザルコトハ國家ノ權利ヲ濫用スル者ナリ。此ノ權利濫用ノ下ニ血涙ヲ吞ミシ爆發ハ現前ニ見ル露西亞ノ勞兵會ノ蹶起ナリ。軍隊ノ強盛ヲ念トスル軍事當局スラ此ノ強兵ヲナス根源ヲ提唱スル者無ク、凡テノ國民ノ義務ナル道念ニ忍ビテ一ニ只忘却ニ封ジツツアルトキ、兵卒其者ガ憤恨ニ爆發スルノ日ハ則チ勞働者ト結合シタル勞兵會ノ出現ナラザルベカラズ。「ボルセヴィキ」ハ此レヲ防グベク「ボルセヴィキ」ヲ必然スル義務ノ忘却ハ可ナリト云フノ理ナシ。或ハ國庫ノ負擔堪ヘザルヲ云ハン。然ラバ多大ナル俸給ニヨル傭兵ヲ以テ戰ヒシ英米ヲ見ヨ。生産各省ノ收入優ニ餘リアリ。

註六。兵營又ハ軍艦内ニ於ケル將校ト兵卒トノ物質的生活ヲ平等ニスル所以ハ自明ノ理ナリ。古來將ハ卒伍ノ飲食ニ後レテ飲食スト云フガ如ク、口腹ノ慾ニ過ギザル飲食ニ差等ヲ設ケテ部下ノ反感ヲ平時ニ養成シ戰時ニモ改メザル如キハ殆ド軍隊組織ノ大精神ヲ知ラザル者ナリ。敗戰國又ハ亡國ノ將校ガ常ニ兵卒ノ粗食飢餓ヲ冷視シテ己レ獨リ美酒佳肴ヲ列ベシハ一ノ

例外ナキ史實ナリ。之ニ反シテ皇帝ニ墮落セザル以前ノ奈翁軍ノ連勝セシ精神的原因ハ彼ノ無慾ト其ノ物質的生活ガ兵卒ト大差ナカリシ平等ノ理解ニ立チシガ故ナリ。日本ノ最モ近キ將來ハ奈翁ノ軍隊ヲ必要トス。乃木將軍ガ軍事眼ヨリ許ス可カラザル大錯誤ヲナシテ彼ノ大犠牲ヲ來タセシニ係ラズ、彼ガ旅順包圍軍ヨリ寛過サレシ理由ノ一ハ己レ自ラ兵卒ト同ジキ辨當ヲ食ヒシ平等ノ義務ヲ履行セシガ故ナリ。士卒ヲ殺シテ士卒ニ赦サルル將軍ハ日本ノ最モ近キ將來ニ於テ千百人ト雖モ足レリトセザル必要アリ。マサカニ兵卒ト同ジキ飲食ニテハ戰爭ニ堪ヘズト云フ者アルマジ。是レ其ノ飲食ヲナス兵卒ガ戰爭スル能ハズト云フモノ。斯ル唾棄スベキ思想ガ上級將士ヲ支配スルトキ、其ノ國ノ往クベキ唯一ノ途ハ革命カ亡國カナリ。勞兵會ヲ作ラシムベキ宮廷ノ權臣ト腐敗將校トハ實ニ日本ニ「レニン」ノ宣傳ヲ導クベキ内應者ナリト云フベシ。但シ家庭等ノ隊外生活ニ於テ物質的差別アルベキハ、兵卒ガ等シク其ノ範圍ニ於テ貧富ニ應ジタル自由アルガ如シ。

開戦ノ積極的權利。國家ハ自己防衛ノ外ニ不義ノ強力ニ抑壓サルル他ノ國家又ハ民族ノ爲メニ戰爭ヲ開始スルノ權利ヲ有ス。(即チ當面ノ現實問題トシテ印度ノ獨立及ヒ支那ノ保全ノ爲メニ開戦スル如キハ國家ノ權利ナリ)。
 國家ハ又國家自身ノ發達ノ結果他ニ不法ノ大領土ヲ獨占シテ人類共存ノ天道ヲ無視スル者ニ對シテ戰爭ヲ開始スルノ權利ヲ有ス。(即チ當面ノ現實問題トシテ濠洲又ハ極東西比利亞ヲ取得センガタメニ其ノ領有者ニ向テ開戦スル如キハ國家ノ權利ナリ)。

註一。近代ニ至テ世界列強ガ戰爭ヲ開始セントスルトキ悉ク自他ヲ欺ク舊道德的名分ヲ掲ゲ、又ハ之ヲ自己防衛ノ口實ニ求ムルハ國家生活ノ權利ヲ半解スルヨリ來ル卑怯ナリ。眞ノ徹底的理解ハ自ラニシテ正々堂々タル宣布トナル者。日本ガ積極的發展ノ爲メニ戰フコトノ單ナル我利私欲ニ非ザルコトハ、他ノ民族ガ積極的覺醒ノ爲メニ占有者又ハ侵略者ヲ排除セントスル現狀打破ノ自己的行動ガ正義視セララル如ク正義ナリ。自利ガ罪惡ニ非ザルコトハ自滅ガ道德ニ非ザルト同ジ。從テ利己其者ハ不義ニ非ズシテ他ノ正當ナル利己ヲ侵害シテ己ヲ利セントスルニ至テ正義ヲ逸ス。正義トハ現在ノ狀態其者ニ非ザルハ論ナシ。英國ガ印度ヲ牛馬視シテ己ヲ利シツツアル現狀ガ正義ニ非ザル如ク、日本及ビ近接ノ亞細亞七億ノ民族ヨリ濠洲ヲ封鎖シツツアル現狀ハ同一ナル不義ナリ。支那ヲ併吞シ朝鮮ヲ領有セントシタル「ツアール」ノ利己ガ當時ノ狀態ニ於テ不義ナリシ如ク、廣漠不毛ノ西比利亞ヲ獨占シテ他ノ利己ヲ無視セントスルナラバ「レニン」政府現在ノ狀態亦正義ニ非ズ。正義トハ利己ト利己トノ間ヲ劃定セントスル者。

國家内ノ階級爭鬪ガ此ノ劃定線ノ正義ニ反シタルガ爲メニ爭ハルル如ク、國際間ノ開戰ガ正義ナル場合ハ現狀ノ不義ナル劃定線ヲ變改シテ正義ニ劃定セントスル時ナリ。英國ハ全世界ニ跨ル大富豪ニシテ、露國ハ地球北半ノ大地主ナリ。散粟ノ島嶼ヲ劃定線トシテ國際間ニ於ケル無產者ノ地位ニアル日本ハ正義ノ名ニ於テ彼等ノ獨占ヨリ奪取スル開戰ノ權利ナキカ。國內ニ於ル無產階級ノ鬪爭ヲ認容シツツ獨リ國際的無產者ノ戰爭ヲ侵略主義ナリ軍國主義ナリト考フル歐米社會主義者ハ、根本思想ノ自己矛盾ナリ。「ヒューズ」ガ勞働者出身ナリトモ「レニン」ガ社會主義者ノ尊敬スベキ同志ナリトモ、國際的對立ヨリ見テ彼等ガ大地主タルコトハ、昔時魚賣タリシ大倉喜八、貧書生タリシ加藤高明ガ無產階級ヨリ見テ富豪タルト同ジ。國內ノ無產階級ガ組織的結合ヲナシテ力ノ解決ヲ準備シ又ハ流血ニ訴ヘテ不正義ナル現狀ヲ打破スルコトガ彼等ニ主張セララルナラバ、國際的無產者タル日本ガ力ノ組織的結合タル陸海軍ヲ充實シ、更ニ戰爭開始ニ訴ヘテ國際的劃定線ノ不正義ヲ匡スコト亦無條件ニ是認セララルベシ。若シ是レガ

侵略主義軍國主義ヲ以テ日本ハ全世界無産階級ヲ歡呼聲裡ニ黄金メ寇トシテ之ヲ頭上ニ加フベシ。合理化セラレタル民主社會主義其者ノ名ニ於テモ日本ハ濠洲ト極東西比利亞トヲ要求ス。如何ナル豊作ヲ以テストモ日本ハ數年ノ後ニ於テ食フベキ土地ヲ有セズ。國內ノ分配ヨリモ國際間ノ分配ヲ決セザレバ日本ノ社會問題ハ永遠無窮ニ解決サレザルナリ。只獨逸ノ社會主義ニ此ノ國際的理解ナク、且ツ中世組織ノ「カイゼル」政府ニ支配セラレタルガ爲ニ、英領分配ノ合理的要求ガ中世的組織ノ破滅ニ殉ジテ不義ノ名ヲ頌チタルコトヲ注意スベシ。從テ今ノ軍閥ト財閥ト日本ガ此ノ要求ヲ掲グルナラバ獨逸ノ轍ヲ踏ムベキハ天日ヲ指ス如シ。改造セラレタル合理的國家、革命的大帝國ガ國際的正義ヲ叫ブトキ之レニ對抗シ得ベキ一學說ナシ。

註二。印度獨立問題ハ來ルベキ第二世界大戰ノ「サラエヴオ」ナリト覺悟スベシ。而シテ日本ノ世界的天職ハ當然ニ實力援助トナリテ現ルベシ。假令英國ガ彼等ノ所謂自治ヲ許容シテ「チヨンブル・ソサイター」ノ組合ヲ脱セ

シメザラント計ルトキモ、彼ニシテ全然沒交渉ナル獨立ヲ欲シテ蹶起スルナラバ固ヨリ然ルベキハ論ナシ。大戰中ニ於ケル印度獨立運動ノ失敗ハ凡テ日本ガ日英同盟ノ忠僕タリシガ爲メニシテ、從テ英國ガ一時的全勝將軍タルガ爲ニ瞬時雌伏スルニ過ギズ。而シテ日本ノ實力援助ニツキテ大方針トスベキハ海上ニ於テノミ彼ノ獨立ヲ援護スルコトナリ。印度ノ獨立ハ尙米國ノ獨立ノ如シ。米國ノ十三洲獨立戰ハ其ノ始メ常ニ英兵ニ敗ラレツツ幾年ヲ經過シタル後、最モ有力ナル實力援助ヲ與ヘタル佛蘭西海軍ガ英國海軍ヲ「メーン」岬ニ決定的ニ擊破シテ陸兵輸送ヲ不可能ナラシメタルコトニ存ス。外力ノ援助ナクシテ殖民米人ガ戰フベキ武力ヲ有セザリシ如ク、一切ノ武器ヲ奪ハレシ印度獨立軍ニ對シテ恣ニ鎮壓軍ヲ輸送セシムルナラバ其ノ獨立ハ永久ニ期待スベカラザル者ナリ。實ニ米國ノ獨立ヲ決定シタル者ガ佛蘭西海軍ナリシ如ク、印度獨立ノ能否ヲ決定スル者ハ一ニ只英國海軍ヲ擊破シ得ベキ日本及日本ノ同盟スベキ國家ノ海軍力如何ニ在リ、日本ノ陸軍援助ハ多ク有用ナラズ。却テ戰後ニ於ケル利權設定等ノ禍因ヲ

播キ、印度其者ヨリハ何等ノ報謝ヲ求メザル天道宣布ノ本義ニ汚點ヲ印シ易キハ豫メ深ク戒ムベシ。「レニン」政府ノ尙存續シテ陸上ヨリノ援助ヲ假想ストモ、決定的成否ハ已ニ海軍力ヲ喪失セル露國ニ非ズ。日本ハ此ノ改造ニ基ク國家ノ大富力ヲ以テ海軍力ノ躍進的準備ヲ急グベシ。日英兩國ハ中立的關係ニ立ツ能ハズシテ、彼ノ從屬的現狀ヲ維持スルカ彼ノ分割ヲ結果スル征服者タルカノ二ナリ。日本ガ永遠ニ政治的、言語的、思想的屬邦トシテ印度ノ志士ヲ屠ラントセバ止ム。國ヲ擧ゲテ道ニ殉ズル天道ノ使徒トシテ世界ニ臨マントセバ、英國ノ海上軍國主義ヲ碎破スルニ足ルベキ軍國的組織ハ不可缺ナリ。「カイゼル」ハ海上ニアリ。コレ佛蘭西ガ陸上ノ英國ニ對シテ軍國的組織ヲ放棄シ得ザリシ所以。日本ニ加冠セラレタル軍國主義トハ印度獨立ノ「エホバ」ナリ。此ノ萬軍ノ「エホバ」ヲ冒瀆シテ誣妄ヲ逞ウスル所謂平和主義ナル者ハ、其ノ暴戾惡逆ヲ持續セントシテ「エホバ」ノ怒ヲ怖ルル惡魔ノ甘語ナリトス。英人ヲ直譯スル輩ハ「レニン」ヲ宣傳スルヨリモ百倍ノ有害ナリ。

註三。支那ハ亦大戰ノ結果ニヨリテ急轉直下純然タル印度タラントス。日本ガ印度ノ獨立ヲ欲スル如ク支那ノ保全ヲ希フナラバ、眼前ニ迫レル支那ト英國トノ衝突ハ日英同盟ヲ存立セシメザル者ナリ。英國ガ早く已ニ支那ヲ財政的准保護國トセルコトハ説明ノ要ナシ。假令平家全滅ノ前ノ隆盛ノ如キニセヨ、英國ガ今次ノ大戰ニ於テ本國ヲ脅威セシ獨逸ト、印度ヲ脅威セシ露國トニ恐怖ナキニ至レルコトハ、支那ニ於テ二國ガ亦同様ナル脅威ヲ滿蒙ト青島ヨリ加ヘタル恐怖ヲ除去シタル者ナリ。英國ハ日本ヲ外ニシテ支那ニ恐ルベキ實力ヲ見ズ。而シテ日本ノ奴隸的臣從ハ大戰中ト講和會議トニ於テ彼ノ十分ニ安意シタル所。則チ彼ハ西藏獨立ノ交渉中ニ青海四川甘肅ノ一部ヲ包有スル要求ヲ加ヘ來レリ。是レ日露戰爭ニヨリテ露西亞ガ南下ノ途ヲ日本ノ滿洲ニ塞ガレタルガ故ニ、直路中央亞細亞ヨリ中部支那ニ殺到セントセシ大道ノ繼承ヲ要求スル者。印度ヲ基點トシテ已ニ阿富汗ニ及ビ波斯ニ及ビタル彼ガ中央亞細亞ニ進出スルハ論ナク、極東海上ノ基點香港ト相應ジテ中部支那以南ノ割取ヲ考ヘ始メタルハ明白ナリ。此レ

往年露西亞ノ滿洲ニ進出シタルヨリモ支那ノ一大危機。而シテ支那保全主義ヲ堅持スル日本ハ彼トノ衝突ニ於テ其ノ支那經路ノ根據地香港ノ有害ナルコトハ、日露戰爭ニ於ケル旅順浦鹽斯德ノ根據地ニ優ルトモ劣ラズ。彼ハ日本ノ口舌的抗議等ヲ眼中ニ置カズ天下無敵ノ全勝將軍トシテ支那ニ臨ムベシ。是レ單ナル推定ニ非ズ。事實ヲ以テ立證セラルル日ハ即チ日英兩國ガ海上ニ見ユルノ日ナリ。支那保全ニ於ケル日英開戦ハ已ニ論議時代ニ非ザルナリ。

註四。日本ハ支那ニ於テ東洋ノ獨逸ヲ學バントスル野心國ナリト云フ世界ノ批評ニ對シテ男子的ニ是認シ而シテ男子的ニ反省シ改過スベシ。周知ノ如ク英獨協商ハ香港ヲ根據トセル英國ト青島ヲ根據トセル獨逸トガ、支那分割ノ亞弗利加大陸ノ如ク實現スベキコトヲ確信シテ、北支那ヲ獨逸ニ中央支那以南ヲ英國ニ妥協シタル者ナリ。彼ノ津浦鐵道ガ南北ニ分割サレテ列車ヲ直通スル能ハズ、南段ノ英資ニ對シテ北段ノ獨資ナルハ先ヅ投資的分割ニ現ハレタル者。然ルニ今次ノ大戰中ニ於テ日本ハ獨逸ノ青島ヲ領有

シテ支那ニ還付セザランコトヲ企ツルト共ニ、獨逸ノ投資ヲ繼承シ更ニ北支那ニ投資的侵略ヲ學ビタルコト悉ク獨逸ノ跡ヲ追フ者ナラザルハナシ。天道ハ甲國ノ罪惡ヲ罰シテ乙國ノ同一ナル其レヲ助クル者ニ非ズ。日本ガ東洋ノ獨逸ナリト云ハレ、獨逸ト等シキ軍國主義侵略主義ノ國ナリト云ハレ列國環視ノ間「ウキルソン」輩ノ口舌ニ萎縮シテ面上三斗ノ汗ヲ拭フノ耻晒シヲ爲セシ者悉ク是レ天意。敢テ軍閥内閣ト黨閥内閣トニ差等ヲ附スルノ要ナシ。明治大帝ナキ後ノ歴代内閣ノ爲ス所悉ク大帝降世ノ大因縁タル日露戰爭ノ精神ニ叛逆セザル者ナシ。一幸徳秋水ノミガ大逆罪ニ非ズ。其ノ罪正ニ大帝ノ陵墓ヲ發クノ大逆政策ヲ改メズシテ支那ノ排日ニ怒リ米國ノ排日ニ憂ヘ尙且ツ茫々然トシテ天佑ヲ夢ム。彼等ハ講和會議ニ於テ英國ノ保護ヲ蒙リテ獨逸ノ利權ヲ繼承スルコトヲ認容セラレタルトキ相賀シテ「國難去レリ」ト云ヘリ。何ゾ然ラン。英國ハ英獨協商ノ相手方ヲ日本ニ代ヘタルガ故ニ、今ヤ該協商ノ目的タリシ中部支那以南ノ領有ヲ現實ナラシメントシテ茲ニ青海四川甘肅ヲ包有セル西藏獨立ノ要求トナリテ現レタル

ナリ。早ク已ニ揚子江流域ハ英國ノ範圍ナリト云ハルル今日、日本ヲ相手方トシテ英獨協商ヲ日英協商トシテ支那ニ臨ム時、明治大帝ハ何ノ爲メニ日露大戰ヲ戦ヒシカヲ解スベカラザラントス。日本ハ「ヴェルサイユ」ニ救ハレタル同盟ノ誼ニヨリテ英國ノ支那本部併合ニ報謝スベシト云フカ。排日ノ聲ガ支那ト米國トニ一齊ニ舉レル所以ハ日露戦争ニヨリテ保全サレタル支那ト、日露戦争ヲ有力ニ後援シテ日本ニ支那ヲ保全セシメタル米國トガ、天ニ代リテ當年ノ保全者ニ脚下ノ陷穽ヲ警告スル者ナリ。驕兒「カイゼル」ハ世界的排斥ニ反省セズシテ陷穽ニ墜落シタリ。米支兩國ノ排日ニ省悟一番シテ日露戦争ノ天道宣布ニ歸ル時、日本ハ排日ノ實ニ天寵限リナキヲ見ルベシ。英國ノ恩惠ノ下ニ青島ニ租借地ヲ得ルヨリモ、英國其者ノ香港ヲ奪ヒテ日本ノ海軍根據地トセヨ。香港ニ根據セバ青島ノ如キハ無用ノ長物ナリ。山東苦力トシテ輸出セザルベカラザルホドニ人口漲溢セル支那ノ貧弱ナル一角ニ没頭スルヨリモ、支那其ノ者ヨリ廣大ニシテ豊饒ナル英國ノ濠洲ヲ併合セヨ。日本ニ取リテ支那ハ只分割サレザレバ足ル。四

千年住ミ古シタル支那ヲ富源ナルカノ如ク垂涎スル小膽國民ニシテ、如何ゾ世界的大帝國ヲ築クヲ得ベキ。日本ガ首ヲ擡ゲテ英領ヲ直視スル時、支那ノ排日ハ根本的ニ永久的ニ跡ヲ絶ツベシ。

註五。此ノ支那保全主義ノ徹底ヨリ見ル時、日本ノ極東西比利亞領有ハ日本ノ積極的權利タルト同時ニ、支那ヲ北方ヨリ脅威セル露西亞ノ傳統的國是ヲ打破スル者。日本ガ東清鐵道ヲ取得シテ、極東西比利亞トヲ結合スル時、内外蒙古ハ支那自ラノ力ヲ以テ露國ノ侵略ヲ防禦スルヲ得ベシ。斯クシテ日本ハ北ニ大ナル圓ヲ畫キテ支那ヲ保全シ、支那亦日本ノ前營タルベシ。露西亞ノ外蒙古進出ニ押サレテ日本亦内蒙古ニ進出シテ防備ヲ試ミントスル軍閥ノ支那保全策ハ、或ル程度ニ於テ支那ヲ保全シツツ或ル程度ニ於テ支那ヲ分割スル者。其ノ無策ト不徹底ト斷ジテ亞細亞聯盟ノ盟主タルベキ器ニ非ズ。特ニ「セミヨノフ」輩ヲ用ヒテ内外蒙古ノ獨立ヲ策シツツアル如キハ誠ニ小策士ノ陰險手段。國家ノ有スル開戦ノ積極的權利ヲ心解セバ公々然日本及ビ支那ノ必要ヲ主張シテ「レニン」其人ニ向テ極東西比

利亞ノ割讓ヲ要求スベシ。「チエック、スローバツク」援助ノ口實ノ蔭ニ國家ノ當然ナル權利ヲ陰蔽スルガ故ニ野心ヲ包藏ストナシテ敵味方ノ警戒ヲ受クルナリ。日本ノ對外行動ハ取ルベカラザル者ヨリ寸土ヲ得ザルト共ニ、天日照覽ノ下苟モ奪フベクンバ全地球ヲモ大ナリトセザルベキ大丈夫ノ健脚ニ立ツベシ。

註六。要スルニ日本ハ日本海朝鮮支那ノ確定的安全ノ爲メニ、即チ日露戰爭ノ結論ノ爲メニ、極東西比利亞ヲ領有スベク露西亞ニ對スル大陸軍ヲ缺クベカラズ。而シテ印度獨立ノ援護、支那保全ノ確保、及ビ日本ノ南方領土ヲ取得スベキ運命ノ三大國是ニ於テ、英國ト絶對的ニ兩立セザルガ故ニ實ニ大海軍ヲ急務トス。若シ今次ノ大戰ニ際シテ大西郷アリ明治大帝アリシナラバ、獨逸ノ陸軍ト東西呼應シテ一舉露國ヲ屈服セシメ、海軍亦東西ニ相分レテ英國艦隊ヲ本國ト印度濠洲トノ防備ニ兩分セシメ十分ナル優勢ヲ持シテ各々之レヲ擊破シ期年ナラズシテ早ク已ニ北露南濠ニ大帝國ヲ築キタリシ筈。獨逸ノ敗因實ニ其ノ始メニ於テ背後ニ迫レル露軍ノ爲メニ巴

里占領ノ好機ヲ逸シ、更ニ英國艦隊全部ヲ本國ニ集中セシメタルガ爲メニ一舉根本ヲ屠ル能ハザルノミナラズ、却テ其ノ艦隊ヲ「キール」軍港ニ封鎖セラレテ國內物資ノ空乏ヲ來シ僅カニ潛航艇戰ノ窮策ニ訴フルヤ、又却テ米國ヲ脅威シテ之ヲ敵ニ驅リシニ基ツク。開戰當初ヨリ露ノ陸軍ト英ノ海軍トヲ兩分シ得ベキ日本一國ノ向背實ニ世界大戰ノ勝敗ヲ決シタルヲ見ルベシ。日本ハ明カニ英獨ノ間ニ「キヤスチングヴォト」シテ其力ヲ以テ獨逸ヲ亡ボシ英國ヲ活カセシ者。然ルヲ舉國一致此ノ天寵ヲ逆用シテ却テ兩立スベカラザル敵國ノ犬馬ニ就キ、救國ノ恩主倒マニ其ノ脚下ニ俯伏シテ糞土ニ値セザル小群島ト一青島トヲ哀訴ス。國政ヲ執ツテ國ヲ亡ボサントスル斯クノ如キ者ニ加フベキ大逆罪ノ法文ナキヲ如何セン。

註七。只一大事因縁ヲ告グ。「ヴェルサイユ」ニ於ケル調印ハ獨逸ヲ目的トシテ聯合シタル列強ガ更ニ英國ヲ第二ノ獨逸トシテ新タナル聯合軍ヲ組織スベキ天與ノ一大轉機。日本ハ米獨其ノ他ヲ糾合シテ世界大戰ノ眞個決論ヲ英國ニ對シテ求ムベシト云フコト是レナリ。講和會議ハ印度洋ノ波濤ヲ

「テーブル」トスベシ。米國ノ恐怖タル日本移民。日本ノ脅威タル比利賓ノ米領。對支投資ニ於ケル日米ノ紛争。一見兩立スベカラザルカノ如キ此等ガ、其實如何ニ日米兩國ヲ同盟の提携ニ導クベキ天ノ計ラヒナルカノ如キ妙諦ハ今是レヲ云フノ「時」ニ非ズ。一ニ只此ノ根本的改造後ニ出現スベキ偉器ニ待ツ者ナリ。天皇ニ指揮セラレタル全日本國民ノ超法律的運動ヲ以テ先ヅ今ノ政治的經濟的特權階級ヲ切開シテ棄ツルヲ急トスル所以ノ者、内憂ヲ痛ミ外患ニ惱マシムル凡テノ禍因只コノ一大腫物ニ發スルヲ以テナリ。日本ハ今ヤ皆無カ全部カノ斷崖ニ立テリ。國家改造ノ急迫ハ維新革命ニモ優レリ。只天寵ハコノ切開手術ニ於テ日本ノ健康體ナルコトニ在リトス。

結 言

「マルクス」ト「クロポトキン」トヲ墨守スル者ハ革命論ニ於テ羅馬法皇ヲ奉戴セントスル自己矛盾ナリ。英米ノ自由主義ガ各其ノ民族思想ノ結ベル果實ナル如ク、獨人タル「マルクス」ノ社會主義露人タル「クロポトキン」ノ共產主義ガ幾多ノ相違扞格セル理論ヲ以テ存立スルコトハ各其ノ民族思想ノ開ケル花ナリ。其ノ價值ノ相對的ノ者ニシテ絶對的ニ非ザルハ勿論ノ事。

故ニ強ヒテ此ノ日本改造法案大綱ヲ名ケテ日本民族ノ社會革命論ナリト云フ者アラバ甚ダシキ不可ナシ。然シナガラ若シ此ノ日本改造法案大綱ニ示サレタル原理ガ國家ノ權利ヲ神聖化スルヲ見テ「マルクス」ノ階級闘争說ヲ奉ジテ對抗シ、或ハ個人ノ財産權ヲ正義化スルヲ見テ「クロポトキン」ノ相互扶助說ヲ戴キテ非議セント試ムル者アラバ、其ハ疑問ナク「マルクス」ト「クロポトキン」ノ智見到ラザルノミト考フベシ。彼等ハ舊時代ニ生レ其ノ見ル所歐米ノ小天地ニ限ラレタルノミナラズ、淺薄極マ

ル哲學ニ立脚シタルガ故ニ、躍進セル現代日本ヨリ視ル時單ニ分科的價值ヲ有スル一二先哲ニ過ギザルハ論ナシ。過去ニ歐米ノ思想ガ日本ノ表面ヲ洗ヒシトモ今後日本文明ノ大波濤ガ歐米ヲ振撼スルノ日ナキヲ斷ズルハ何タル非科學的態度ゾ。「エヂプト」「バビロン」ノ文明ニ代リテ希臘文明アリ。希臘文明ニ代リテ羅馬文明アリ。羅馬文明ニ代リテ近世各國ノ文明アリ。文明推移ノ歴史ヲ只過去ノ西洋史ニ認メテ而モ二十世紀ニ至リテ漸ク眞ニ融合統一シタル全世界史ノ編纂ガ始マラントスル時、獨リ世界史ト將來トニ於テノミ其ノ推移ヲ思考スル能ハ

ズトスルカ。印度文明ノ西シタル小乘的思想ガ西洋ノ宗教哲學トナリ、印度其者ニ跡ヲ絶チ、經過シタル支那亦只形骸ヲ存シテ獨リ東海ノ粟島ニ大乘的寶藏ヲ密封シタル者。茲ニ日本化シ更ニ近代化シ世界化シテ來ルベキ第一第二大戦ノ後ニ復興シテ全世界ヲ照ス時往年ノ「ルネサンス」何ゾ比スルヲ得ベキ。東西文明ノ融合トハ日本化シ世界化シタル亞細亞思想ヲ以テ今ノ低級ナル所謂文明國民ヲ啓蒙スルコトニ存ス。

天行健ナリ。國ハ興リ國ハ亡ブ。歐洲諸國ガ數百年以上ニ「ジンギス」汗「オゴタイ」汗等蒙古民族ノ支配ヲ許サ

ザリシ如ク、「アングロサクソン」族ヲシテ地球ニ濶歩セシムル尙幾年カアル。歴史ハ進歩ス。進歩ニ階梯アリ。東西ヲ通ジタル歴史的進歩ニ於テ各々其ノ戰國時代ニ亞ギテ封建國家ノ集合的統一ヲ見タル如ク、現時マデノ國際的戰國時代ニ亞ギテ來ルベキ可能ナル世界ノ平和ハ、必ズ世界ノ大小國家ノ上ニ君臨スル最強ナル國家ノ出現ニヨリテ維持サルル封建的平和ナラザルベカラズ。國境ヲ撤去シタル世界平和ヲ考フル各種ノ主義ハ其ノ理想ノ設定ニ於テ、是レヲ可能ナラシムル幾多ノ根本的條件即チ人類ガ更ニ重大ナル科學的發明ト神性的躍進トヲ得タ

ル後ナルベキコトヲ無視シタル者。全世界ニ與ヘラレタル現實ノ理想ハ何ノ國家何ノ民族ガ豊臣徳川タリ神聖皇帝タルカノ一事アルノミ。日本民族ハ主權ノ原始的意義統治權ノ上ノ最高ノ統治權ガ國際的ニ復活シテ、「各國家ヲ統治スル最高國家」ノ出現ヲ覺悟スベシ。「神ノ國ハ凡テ謎ヲ以テ語ラル。」嘗テ土耳其ノ弦月旗アリキ。「ヴェエルサイユ」宮殿ノ會議ガ世界ノ暗夜ナリシコトハ其レヲ主裁シタル米國ノ星旗ガ默示ス。英國ヲ破リテ土耳其ヲ復活セシメ、印度ヲ獨立セシメ、支那ヲ自立セシメタル後ハ、日本ノ旭日旗ガ全人類ニ天日ノ光ヲ與フベシ。世

界ノ各地ニ豫言サレツツアル基督ノ再現トハ實ニ「マホメット」ノ形ヲ以テスル日本民族ノ經典ト劔ナリ。

日本國民ハ速カニ此ノ日本改造法案大綱ニ基キテ國家ノ政治的經濟的組織ヲ改造シ以テ來ルベキ史上未曾有ノ國難ニ面スベシ。日本ハ亞細亞文明ノ希臘トシテ己ニ強露波斯ヲ「サラミス」ノ海戰ニ碎破シタリ。支那印度七億民ノ覺醒實ニ此ノ時ヲ以テ始マル。戰ナキ平和ハ天國ノ道ニ非ズ。

大正八年八月稿於上海

北
一
輝

日本改造法案大綱終

無數千萬衆 欲過此險道——時有一導師

強識有知慧 明了心決定 在險濟衆難

——慰衆言勿懼 汝等入此城 各可隨所樂

(妙法蓮華經化城喻品)

參考論文

『支那革命外史』序文

ヴェルサイユ會議に對する最高判決
ヨツフェ君に訓ふる公開狀

『國體論及純正社會主義』序文

第三次公刊『改造法案』序文

支那革命外史序

日本の東方には今ワシントン會議なる名に於てヴェルサイユ條約が寸裂燒却されんとする國際的大舞臺の廻轉が轟き始めた。而して西の方支那の革命的進行が十年間の下燃えから噴出して將に冲天の焰を擧げんとして居る。時を同じうして起れる東西兩大陸の驚異の間に、六年間埋もれて居た此書を公けにする。

今秋の十月十日で清朝三百年の君主政治を顛覆した武漢の烽火から滿十年目になる。隔世の感の如く又昨今の想もする。支那は民國元年となり、同時に日本亦大正元年となつた。日露戰爭の勝利と、日露戰爭に打勝つた日本の思想とに啓蒙されて起きたものが十年前の清末革命である。徒らに民主國の名を冠して而も何等の建設、何等の破壊を爲し得なんだ爾後十年間の支那は、支那自身の爲めにも恥づべき限りであつた。支那が日本の輕侮を招いたのは必ずしも不當でない。日本亦徒らに大正義の改元を宣して

而も其の支那に加へた言動は悉く不義の累積であつた。支那の革命を啓發した戦争の國家的大道念其者を喪失してウロ／＼して居たのが爾後十年間の日本であつた。日本自身の恥辱に於て支那の百千倍である。日本が支那より排侮され列國より脅威さるゝのに少しも不當はない。

民國及び大正の三年、支那及び日本の爲めに、参加すべからざる世界大戰に先頭第一の輕燥を以て日本は引摺り込まれて居た。此書は翌四年、故袁世凱が帝政計畫を遂行し日本の施策再び三たび謬妄を重ねんとしつゝあるを見て、其年の十一月執筆の傍より印刷しつゝ時の權力執行の地位に在る人々に示した者である。第八章『南京政府崩壞の真相』迄が其れである。然るに暗合の如く一致して同月故蔡鍔 雲南から通稱第三革命といふ討袁の兵を擧げたので、革命黨の諸友悉く動き、故譚人鳳の上京して時の大隈内閣との交渉を試むる等のことあり、爲めに筆を中止した。後半の執筆は翌五年四五月の間で、革命も酣はならんとするかに見えたので眞に寸閑を窃んで筆を走らせる後から／＼と印刷を急がせた。元來文筆の士に非ざる

者の文字更に拙惡蕪雜を加へた所以である。當時老眼鏡の人々に見易きため大きな活字の者であつたのを、此冊子に組み改める機會に於て章句段落等を整へて見たが、文章としては誠に申譯ないものである。而して最後の印刷が配布されつゝある時、實に六月六日討袁軍の目標として居た袁世凱が急死した。革命は又々頓挫した。不肖は別個滿腹の決意を抱いて一人再び支那に渡つた。

而しながら後半の配布に論述して在る凡ての題目、則ち支那の革命が如何に徹底し而して如何に其れが日本及び其他の國際政局に決定的方向を與へるかの洞察は、當時に於て不退轉の大信念なりし如く今日に及んで不可抗の大現實として日本の東西に出現して來た。大兵亂を捲き起さんとしつゝある革命支那とワシントン會議とは、此書を道念と聰明を以て讀み得る者の當り得るところである。故に此の書は支那の革命史を目的としたものでないことは論ない。清末革命の前後に互る理論的解説と革命支那の今後に對する指導的論議である。同時に支那の革命と並行して日本の對支策及

六
び對世界策の革命的變を討論力説してある。即ち『革命支那』と『革命的對外策』といふ二個の論題を一個不可分的に論述したものである。

書中、二十一箇條の對支交渉を遺憾限りなしとし又、對支政策及對外策の全局に於て日本は日英同盟に據るべからず日米の協調的握手にあることを指示した所が多い。今にして明かに見るのは當時の執權者全部よりも不肖の正當であつた事だ。英國に引摺られて鼻糞大の三五個の島嶼と山東の一角の爲めにヴェルサイユの暗礁に乗り上げたのは誰だ。此等を仕出來した加藤外務卿が首縊りをするだけの良心もなくて、今更日英同盟の無用を陳述するから凄まじい。已に日露戦争の大事實によりて決定されて居る滿洲の主權を、九十九箇年に猿まねをして二十一箇條に盛り込んだ汚らはしき小細工、反對に九十九年にして支那に返附さるゝことなき青島を、『支那に還附する目的を以て』と自ら全世界に公約したベラボー至極の顛倒事。

——大戰參加の發足より地獄の港に向けた船である。爲る事爲す事悉く國家を殘害するものであつたのは勿論の事だ。

實に『日米經濟同盟』は大戰中に於て固より決行すべき者であつた。たとへ大戰參加の途を誤れりとも支那に對して日米の同盟的利害を確定してあつたならば、尠くもヴェルサイユに於て支那と米國とから一整に排日の泥を投げつけられることはなかつたのである。この點に於て彼等の最惡に亞いだ寺内政府の對支策が亦最惡の者であつたのは論ない。此書は米國と及び米國に盲従して支那が大戰に参加せなかつた以前に書かれた。而も今日に至つて權威を持てる者の如く日本の進むべき一道を指示して居る。——ワシントン會議の議題の一とさるゝ支那が大革命の火を擧げんとしつゝある時、ワシントン政府と革命支那との間にこの一事、——日米經濟同盟の一事を決行することは政府及び國民の國家的大義務となつた。是れ日英同盟より日米同盟に轉向する槓杆である。當時日英經濟同盟の如きを放言して居た大隈侯が、此書を熟讀せしめられたことによりて、爾來米國資本團の來朝者等に向つて日米經濟同盟の説法を試みつゝあつたのは悦ばしい。勿論、鐵道の大大的統一の爲めに日米合同借款と云ふ大眼目を把握し

得ず單なる口頭的反響であつたが、彼等としては上出來の部である。書中、如何に此翁をさへ正道に導かんとして期待激勵に努めたるかを憫れめ。只經國の大業に仕ふるを以ての故に、辭を厚ふし禮を卑ふするの文章がある。

書中『革命支那』の爲めには支那の武斷的大統一を力説し、日本の『革命的對外策』の爲めには南北滿洲と西比利亞の領有を力説した。ロマノフの露西亞がレニンの露西亞に代はれりとも日本の大亞細亞政策に一分の退轉はない筈だ。國家内に於て國民生活の分配的正義が主張さるゝ根據に立ちて、國際間に於ける國家生活の分配的正義を劍に依りて主張するのだ。——これ不肖の民主社會主義が日本群島に行はるゝ時革命的大帝國主義たる所以の一である。故寺内元帥が朝鮮に鎮坐します時『此の書物に讀まれた』ことは感謝する。而も大隈内閣に代るや直ちに日獨同盟の失言事件を生じたり、袁世凱の更に無價値なる者に過ぎざる段祺瑞に一億五千萬圓の軍資軍器を貢いだり、西比利亞に——チエツク、スロバツクと申すものゝ

爲めに、——御覽の如き出兵をしたりした。何たる迷惑な讀まれ方であるぞ。虎を描いて狗に類するとは眞實この事である。

本書を讀まるゝ方は文調の舊式であり態度の諫諍的であるのを怪むであらう。不肖は六年後の今日之れを校正しつゝ、符節を合する如き古今の一致に眉を擧めた。日蓮と雖も元寇襲來を警告せる立正安國論は彼自身の文調でなく又時の權力者に對する諫諍的態度であつた。不肖は此書を時の權力階級の人々に配布して支那に去る時、是れ『大正安國論』なり、正義を大成して國家を安んずるの道を論叙せる者なりとして書いた。而も之を受取つた彼等は、殆ど悉く書中の作爲名詞支那の『亡國階級』其者ではなかつたか。不肖は日蓮に非ず又日蓮の奴隸にも非ず。切に讀者諸公の間より膽甕の如き相模太郎の出現を待望止まざる者である。

不肖は此書が極めて限られた範圍の配布なりしに係らず、これに依りて滿川龜太郎君を得た。大川周明君を得た。五年に來訪を受けたゞけの滿川君に『ヴェルサイユ會議の最高判決』を書き送り得る信賴の大節義を見た。

一面識だにない六尺豊かな大川君が日本が革命になる、支那よりも日本が危いから歸國しろとワザ／＼上海にまで迎へに來た大道念に刎頸の契を結んだ。此書が大隈寺内氏等に誤り讀まれても、斯く炎々焰の如き魂を以て此書が何を欲し何を目的とするかを看破したものがあつた。若し此書にして更に幾十人かの大川公満川伯を得ば、日本の事、大亞細亞の事、手に唾して成すべしである。

相抱いて淵に投じた二人の中、一人は眠から覺めなんだ。一人は蘇生した。蘇生した一人が倒幕革命的一幕を終つて空しく墓前に哭した時、頭を回らせば已に十有餘年の夢である。不肖亦支那の革命に與みして十有餘年真に一夢の如し。碌々何事をも成す能はざりし遺憾は盟友等の墓石に對するも快くない。清朝顛覆的一幕、盟友等にとりて何程のことであらう。非命に仆れた宋教仁、范鴻仙君等の凄慘な屍を卷頭に弔らひ掲げて、獨り暗涙を呑みつゝ筆を執つて居た六年前の不肖自身の心中が悲まれる。

當時世に在り、功罪を論ずるには餘りに中心的人物であつたので筆法に

大なる制限を用ひた譚人鳳も昨九年四月——共に或は生きて相見ざるべきかの袂別をして僅か四箇月の後——老楠の摧くる如く上海に客死した。翁の遺像を掲げて三世を契れる知己を弔つて置く。實に彼は清末革命の大根柱であつた、彼の雄略斗膽は豊太閤を現代支那に再生せしめたかとも見えな。宋范二友の遺志を一人生き残りて負へるかの如き于右任君の大徳と共に天の囑望した双壁であつた。今日彼の愛孫を撫育しつゝあるにつけても思出の種のみである。翁の二子故譚二式君が七年夏湖南の獄を逃れんとして背後より銃殺されたゝめに、生後已に十日にして母を失つて居た彼の愛孫——父と祖父との恨を負へる孤兒は今隣國革命家の手に養はれて外國人なる我を父と呼んで居る。悲憤其者を搖籃にして睦み戯むるゝ兒よ。不幸若し汝が今父と呼べる者の世に無き運命に會した時、汝の眞の父と祖父と而して汝の故國とを此書によりて學べ。汝を抱くことによりて隣國の父は産れた許りなる汝の革命支那を抱いて居るのだ。何たる不可思議なる一致ぞ。母を弑して産れた汝を懷ろにして祖父の老英雄が亡命の地に斷腸の想

をして居た時、——四年の十一月、——時を同じうして此書が汝の故國を隣國に訴へんが爲めに書かれ始めたのである。朝々暮々の禱は汝の健かに長じて汝の父と祖父の遺志を汝の故國に繼ぐことであるぞよ。此書は汝一人の爲にも世に留むべきものである。——三更經前に黙坐する時の如き、綿々の恨を引く此等盟友の魂が迷ふ支那の山河があり、と眼底に現する。あゝ歴史とは斯かる魂より滴り落つる血の聯續であるのか。

此書の當時は露西亞皇室の顛覆せる革命も起らず、獨逸奧太利の君臣萬々歳に見えたこと、恰も今日大英帝國と其の皇室とが然か見ゆる如くであつた。佛蘭西革命以後百年にして始めて、露西亞の革命がガボンの火花に一蹶して以來亦始めて、而かも意外なる亞細亞民族に突發した君主政顛覆の革命であつたのである。固より深刻なる理解者に取りて古今凡ての革命とは君主政對民主政と云ふが如きものでない。從て清末革命亦一民族の一體的復活の爲めに其の命を革めんとする躍動、則ち民族主義の革命であつたことは書中に説ける通りである。而しながら今日と全然時代の風潮が異

つて居た爲に、全世界特に日本の驚異であつた。實に大戰の始と終とに於て世界の革命風潮は眞實一世紀を隔つる急變をした。從て此書は一世紀前の舊文字とも言ひ得る。而しながら支那の革命的進行を推斷してある部分——例へば破産せる財政革命の基本として掠奪沒收徵發等の前提的過程を要する事を指示したり、列強の分割を豫劃せる財政的侵略則ち外債全部の沒收を避くべからざる道程なりとして論叙せる部分の如き、——當時日本及び支那の識者の首肯に危ぶんだところの者も今は却て露西亞の人々によりて實證されたのを見よ。革命の鮮血舞臺に演舞すべく天より遣はさるゝほどの者の思想行動には、國境と時代を一貫して枉ぐべからざる或者がある。大西郷のしたことはレニン君の爲す所であり、大奈翁の行つたところは明治大皇帝の踏める道である。彼此を學ぶに非ず、先聖後聖其軌一なるが故である。有田ドラツクの梅毒廣告と皇室中心主義者流によりて維新革命の君臣二英雄が理解されると思ふか。小田原のラスブーチンの前に最敬礼を表する軍閥者輩によりて、佛蘭西革命の産んだマホメットが知悉され

ると思ふか。然らばレニン和尚ほどのもの亦凡骨でない限り、センチメンタルな翻譯蚊士共によりて窺知されやう道理がない。レニン君が革命支那から何等指導を受けない如くに、來るべき日本の英雄——諸公はレニンと没交渉の後聖であると信ずる。然り。來るべき支那が此書以後露西亞の革命によりて立證された如く、革命の支那は東洋革命の露西亞である。(日本は支那から火のつく東洋の獨逸ではない)。官僚と翻譯蚊士とはレニンの宣傳によりて支那が赤化するかに考へて恐怖し又は待望して居る。其の低能さ加減に於て兩々相下らざる野呂間共である。革命は維新の日本を赤化した。然らば支那が自ら燃ゆる時其の火の赤きに何の愕くことがある。

諸公。此書が革命の支那を解説せんとして筆を佛蘭西革命と維新革命とに横溢せしめた所以は是の爲めである。今の元老(一世紀前の此書なるが故に禮を厚うして指名した人々)及び死去せる元老なる者等が維新革命の心的體現者大西郷を群がり殺して以來、即ち明治十年以後の日本は聊かも革命の建設ではなく、復辟の背進的逆轉である。現代日本の何處に維新革

命の魂と制度とを見ること出来るか。押されたる者の押し返へさんとする物理的の原則——封建時代への反動的な要求を挾んで、是亦反動時代であつた英佛獨露の制度を輸入せる——朽根に腐木を接いだ東西混淆の中世的國家が現代日本である。屍骸には蛆が湧く。維新革命の屍骸から湧いてムクムクと肥つた蛆が所謂元老なる者と然り而して現代日本の制度である。維新革命の奈翁皇帝の内容に大西郷と其の他の二三子の魂が躍々充塞して居た時代と、伊藤山縣等の成金大名(權助ベク内から成り上つた)の輩が光輝を蔽つてしまつた時代との差別さへ附かない現代日本だ。我自ら中世的國家の泥の中に住んで居る鱈の如き人々に、支那の革命を理解せしめんとした此書は恥づべき努力であつた。大西郷が何故に第二革命の叛旗を擧げたか。而して其の失敗が如何に爾後四十年間の日本を反動的大洪水の泥土に洗ひ流して、眼前見る如き黄金大名の聯邦制度と其れを維持する徳川其儘の御役人政治とを築き上げたか。是等日本自身の一大事を心得て居るならば、清末革命の後に第二第三の革命あり更に革命目的を徹底せんとする

現下支那の戦雲に一々の註釋を要しない筈である。革命とは順逆不二の法門であり、其の理論は不立文字である。湊川の楠公は二百年間逆賊であつた。其墓碑さへも外國人の一亡命客に指示されて建つた。是れ英國人自身のカーライルによりてクロムエルの泥が洗はれたよりも恥かしき逆賊である。大西郷亦足利尊氏でよろしい。彼の銅像は圖々しくも彼れを亂刺したブルタス共によりて築かれた。而して今や忠臣藏のお化の如く上野の森に迷つて居る——あゝ、『支那革命外史』に萬言を列ねて而して求むる所の者は何ぞ。不肖は歴史を書く爲めに生れては來ない。彼等と共に書かるべき運命の波に投げ込まれて居る。恰も頼山陽の日本外史が日本の歴史的記録に非ざるが如し。

『ヴェルサイユ會議に對する最高判決』の全部的適中によりて不肖を賣卜者の如く取扱ふ事に不可なし。而も是れを以て過去の者と看じ去るならば此の憐むべき賣卜者やを遇する所以ではない。三年の前に道理を卦とし事實を筮竹として下した斷案が今日に至つて世界的現實として表はれたならば

未だ現實に現はれて來ない部分の斷案は更に三年の今後を指示する者でないか。——英米の割裂。延いて英米相屠るべき第二世界大戰の運命。其渦中に處して印度の獨立と支那の自立とを負へる日本國自身の革命的大帝國の破壊及び建設。日の本の神々は若き『明治三世』の御見學の爲に、日英同盟の屍骸を土左衛門の如くテームス河に浮き上げて指し示した。而してワシントン會議がヴェルサイユ條約を葬むる會葬式である默示を、亦米國々務省に藏せる條約正文の盜失によりて全世界に掲げ示した。神々の照覽の下に敢て此言をなさん。嘗に此の一書簡のみでなく、此全部が今や我が日本國の進むべき唯一の對支策及び全部の對外策となつたのである。若し此書の指示する所と反對に日本國を導く者あらば、是れ三千年の歴史を亡ぼすロマノフの廷臣でありカイゼルの臣僕である。

支那公使山座圓次郎氏と同參事官水野幸吉氏の遺影を書中に挟んで置いた理由につきては不肖自身の語るべき限りの者でない。歴史は沈黙のまゝに流れて居ればよろしい。或は天、選ばれたる者の手を借りて歴史の唇を

引裂く日もあらう。あゝ黒い血潮を吐いて前後任地に仆れた公等の道義的對支策を繼承すべき第二の公等は今何處にあるのだ。凡ての聰明の源泉である道念の人々こそ、公等の盡くるなき恨を噛み殺しつゝ洩し訟へて居る此の書の謎を解き得るであらう。——さうだ。今日終に時機到來した日英間の袂別は公等の死を以て購ひ得たのであるか。支那と、印度と、而して日本國自身の爲めに、日英戦争の運命を憤叫して置いた此書こそ、今は公等の恨の爲にも公等の國家に捧ぐべきものとなつた。

經文に大地震裂して地湧の菩薩の出現することを云ふ。大地震裂とは過ぐる世界大戰の如き、來りつゝある世界大戰の如き是れである。地湧菩薩とは地下層に埋るゝ救主の群といふこと即ち草澤の英雄下層階級の義傑偉人の義である。——支那は十年前の十月十日、清末革命の本義を徹底せんが爲めに禹域四百州の大地今將に震裂せんとして居る。露西亞の大地震裂に際して地湧の菩薩等は不動尊の劍を揮ひ、不動尊の火を放つた。露西亞と同じき中世的制度と中世的墮落を持てる支那は、露西亞の救はれつゝあ

る途を踏むことに依りてのみ救はるゝ。書中、革命過程に於ける議會の法理的不合理と事實的有害とを論究し、哲人的皇帝の意味に於ける終身大總統制を革命の支那に見んことを提示した。是れ亦内外に對する財政的沒收の主張と共に皮相的デモクラシーの徒の愕き否んだ所の者であつた。而も不肖の革命哲學は支那の立證を待たずして先づ露西亞の不動尊共に裏書人を得た。レニン君の現はれざる以前、奈翁皇帝と明治大帝とに學ぶべしとして置いた支那の大統一は、支那の何處より湧出する菩薩摩訶薩によりて爲さるゝであらうか。泥人形の如き大總統が三頭交々迭立し、烏の雌雄を辨せざる議會が南北に正閏を争ふ。佛蘭西革命に恥ぢ、維新革命に恥ぢ、而して後れたる露西亞革命に恥ぢよ。

明かに告ぐ。隣國の革命的諸友と後進とは亦此の書に學ぶべき者である。此書は公等の先進犠牲の魂を埋めた聖なる墓標である。何ぞ著者に抱かるゝ一孤兒のみならんや。書中革命支那の大統一者を『オゴタイ汗』と名づけた。是れ革命的統一の潮頭に立つ程の大器は、必ず其の馬首を中央亞

細亞に進むべき必然を密かに暗示したのである。人口過剰の支那に缺くべからざる土地、即ち『第二支那本部』は中央亞細亞の沃野であらねばならぬ。是れ中央亞細亞に國を建て、歐亞兩大陸を支配した古英雄の名を借りた所以である。ピーター大帝は東に來た。革命支那の大道は坦々として西に通じて居る。日英戦争が日本の運命なる如く、書中に論述せる露支戦争は露國が如何に變化し支那が如何に變化すとも露支兩國の避くべからざる運命である。

あゝ支那は清末革命の十月十日に歸へらんとする。而も日本は何處に歸へれば宜いのであるか。隣國の生殘者によりて『支那革命外史』が書かるゝ如きことは、日本の想ひも寄らざる所である。

大正十年八月

ヴェルサイユ會議に對する最高判決

拜啓。過日の書簡を廣く示され誠に感謝します。支那の事終に實行時代に入りましたので、今後は鮮血の筆が小生の拙文に代て御報告申すであらうと信じます。今月今日は大戰滿五年目を以て調印する筈の日でありますから、歐洲講和會議に對する『最高の判決』を君に向つて書きます。此事は世上の見る所と大に異つて居りますが、四年前の舊著が一步一步立證される點よりしても、小生の所述を納受さるゝる方々に御傳へを願ひたい。そして明確に各方面の根柱たるべき方々に慎重なる熟慮と泰山の決意を促して下さい。

小生が力を極めて斷言せんとすることは、講和會議に於ける失敗者は日本であることは固よりであるが、其の第一の失敗者はウキルソン其人なりと云ふことです。彼と日本委員との個人的輕重を比較して、彼を以て講和會議に於ける成功者の如く考ふるは非常なる幻惑であつて、實に彼の失敗

を正當に理解することは、將來の對支政策、對米政策、否凡てを包括する日本の國策の樹立に於て、最も必要缺く可からざることである。即ち是によりて日本が如何にして失敗したかの根本的的了解を得ることも出來、從て日本の方針を將來如何にすべきかの事も自ら結論さるゝことゝなるのである。小生は巴里に於ける人々よりも法華經の前に安座して此の斷言に權威を持ちます。

それはウキルソンなる男は其本國が何故に大戰に参加したかと云ふ『戰爭目的』を忘却して、鐘太鼓に浮かれ廻つた事に在る。申すまでもなく米國參戰の理由は『海上の自由』と云ふことにあつた。海上の自由が公海に於ける英國の捕獲臨檢に脅かされたる當時英國に向て起たんとしたと同じ理由によりて、海上のそれが獨逸の潜航艇に脅かされたが故に、一轉して獨逸に向つて起つた開戰當時の事情を回顧すれば明白です。正義人道はツァールの言ふのもカイゼルの言ふのもウキルソンの言ふのも同じ事で眼中に置くに足りない。米國を考ふるには只海洋自由の一事にて充分であつたの

だ。若しウキルソンにして『憲政の神様』と等しき御調子者で無かつたならば彼れは英、佛、伊が風説さるゝ同盟を結んでウキルソンの來るのを待つた時に、彼は此の三國を引裂くに『海洋自由』の一點張りで押すべきであつた筈だ。米國の此の要求に對して苦痛を感じるものは一英國のみであつて、佛國の如き伊太利の如き、將た日本の如きは、海上に於ける自由を求むる點に於て米國と利害一致するものである。然らば彼は一に是れによりて英佛伊同盟を引裂き、日英同盟を搖撼し、以て全勝將軍たる英國を脚下に屈服せしむることが出來たのである。獨立戰爭後戦はれたる英米戰爭なる者は實に『海洋自由』の爲めではなかつたか。米國は大戦參加の目的上よりして且つ此の歴史上の回顧よりして、彼に絶大なる後援をなし、一時兩國を危機に置くかの如き形勢を現するとも彼れを支持したであらう。小生の實に洪歎に堪へざりしは、何故に日本が率先して先づ彼の主張を助けなかつたかと云ふ大眼目である。彼れにしても少しく歴史的價値を有する如き人物ならしめば、何故に日本を敵に驅りて自ら墓穴を掘るが如きことを

したかを反省して宜しい。講和會議の勝負を決する者は戦争に盡力したる功勞ある國にあらずして、戦争終了の時に有する兵力財力に在りと云ふ原則に依りて、日米兩國の完全なる提契あらば、疲弊せる英佛伊を屈服せしむるは易々たるものであつたのだ。況んや佛も伊も此點に於て英と利害を異にせるをや。

彼は舌切雀の慾張婆の如く大小二箇の箱を提示された。一は小さき寶物を満たした『海洋自由』の箱であつて、一は百足や蛇や三目小僧の出て來る『國際聯盟』と云ふ大きな箱である。一箇口舌の雄にして乾坤を吞吐する大器に非ざる彼は、小さき寶物の箱を日本の手を借りて開くことを忘れたるのみならず、柄にも無き世界改造といふ大望に逆上して化物の箱を背負つたものである。此の二つの箱が兩立する性質の者でない如くに、米國の立場より見る時、海洋の自由なき國際聯盟が成立するものでないことは小學兒童でも承知のことだ。彼の反對黨が彼の極力主張せし聯盟と講和條約との合本を分冊にせよといふのは、是れ將に三目小僧が飛出さんとして

ゐる者である。日本の輿論は何故に此の大馬鹿者を笑殺しないのか。實に小生の見るところでは、非難のある西園寺よりも牧野よりも、彼が如き其愚劣さの程度に於て三文錢の價なき凡骨である。

固より小生は日本の失敗を非難することに於て異論を挾むものではない、其れは日本委員なる個々氏の失敗に非ずして、日本の朝野凡ての負擔すべき國策の樹立せざるより生じたる失敗である。則ち米國が海洋自由に於て日本に握手を求めざりし失敗と同じく、日本が米國の『不併土不賠償』の主張を極力支持せなかつた事である。戦争すれば必ず鼻糞ほどの土地でも取らなければならぬと云ふ傳統的思想が先づ此事に累してをる。之は金を貸せば必ず利子を取らねばならぬといふ質屋の禿頭の考であつて大建國者の大策でない。現にビスマークは來るべき普佛戦争の目的準備のため奧太利から何者をも割取しなかつたではないか。大正五年六月に小生が獨逸との提携を言説した當時とは異なつて、近時日本國民の親獨的傾向は始ご輿論の如くなつて居たにも拘らず、依然たる猫の割前を争ひて他に獨り獅

子の満腹するを恣にしたとは何事である。戦後の對獨策は今日となつては別問題だ。講和會議に於ける問題は、獅子の貪食を阻止する事が日本及米國の熟慮すべきことではなかつたか。米國は此點に注意したるが故に『不併土不賠償』を高調した。彼としては英國獨り獨領を併合すべきを看たのであるからして、少くも此點に於ては日本よりも高眼大處の國策と云ふべき者だ。小生の思考では『國際聯盟』とは此不併土不賠償の主張が獨逸の對抗なき全敗と云ふ意外なる結果によりて表皮を着せ替へた者に過ぎない。獨逸が彼の十四箇條の宣言せられたる當時の如き形勢で講和する者であつたならば、彼は國際聯盟を云はずして不併土不賠償を固守したことは勿論である。只ウキルソンは形勢の激變に應ずるに足る妙境に達した達人でないだけに、御面が外れたら胴を打つと云ふことを知らぬ。彼は正義人道屋の看板に對し遁辭を設けて、凡ての敵國領は國際聯盟の領有とすべしと脱線して來た。滿川君。日本は何故に彼の本心が何を求めてるかを見破らなかつたか。彼が英國の獨占を阻止せんとして、品のよい大學教授の昔

を出して舊式な非科學的な政治學講義を始めたといふことが分からなかつたのか。國際聯盟が不併土の變形であると知つたならば、日本は二段の計畫を胸に疊んで言下に賛意を表し、日本亦獨領を得んと欲する者にあらず青島の如き、マーシャル、カロリンの如き獨逸に還附すべしの意を示すべきであつた。日本と米國とは講和會議に於ける唯二國のみの強者であるが故に、英佛伊三國を十二分に威嚇することが出来る。而して三國の中佛國の如き伊太利の如きは各々存立上讓歩すべからざるアルサス、ローレンの如きフイウメ港の如き領土併合上の欲求を有する。故に、英國に裏切つても日本と米國とに不併土不賠償の主張の緩和を求めて來る。其時である。日本と米國とは國家存立上必要とする佛伊の要求のみを聽入れて、單なる強慾なる英國の獨領々有を打ち破るべき裏切者として味方せしむる事が出来るのだ。米國と日本との戦時中の功勞、及び戦後に有しつゝある實力より考へても、廣大なる獨領を一英國にのみ恣にせしむべき理由が何處に在るか。

日本は米國に向て亞弗利加の獨領占有を約束し、米國は日本に向つて赤道以南の南洋獨領を約束する。然らば青島爭奪の醜態なくマーシャル、カロリンの尠少なる獲物に非ざるのみならず、歐洲の舞臺に於て眞個の強國たる認識を得るのであつた。或は米國が承知すまいかと云ふ者あらん。國際聯盟か亞弗利加獨領かと云ふ二つを提出した時、ウキルソンと雖も後者を取るは自明の理である。米國の侵略を東洋に招來する根本原因は、彼れをして英國の殖民地に絶望せしむるから起る事でありませぬ。要するに國家が一時聯合して共同の敵を仆したる時は、其の刹那に於て打勝ちたる國家間に於ける戰爭を決意せずしては斷じて講和會議に臨むことは出來ぬ。米國の斯かる不用意に加へて、日本は出席前何れを敵とし何れを味方とするかの大略方針すら決定して居なかつたとは實に情けないにも程がある。昨年小生が書簡にて『今後日本の方針は如何にして英米を引裂くことに成功すべきかに在り』と申し上げしに、御返事に其書旨に御同意の方々が多かつたとありました。而も今にして見ると日本政府も在野の國柱諸氏も、未

だ此事に具體的政策を有して居らなかつたであらうか。小生は只茲に一つの期待を持つ。其は米國がウキルソンの箱を開いて見て百足や蛇や三目小僧を發見し、以て絶大なる國力を有して史上未曾有の失敗をした講和全權であつたと氣の付く日の遠かるまいと云ふことを。日本は自らのなせる失敗を正當に受入れて内外に示すと共に、——米國民に其失敗を理解せしめ、——以て兩國の將來を如何せんと云ふ同病相憐むの情を涌起せしむるの外はない。是英米相食むの第一歩である。英米相和する時巴里に於て日本全權の被告扱となり、支那に於ては全部に互る排日熱の昂騰となる。ウキルソンが米國に於て逆立ちの曲藝を演じて九天落下するの日は、支那に於ける親米的妄動の閉息する時である。

要するに今日の調印は日本の天佑である。若し獨逸が調印せずして日本も米國も従前の行きがかりに引摺られて、出發の第一歩より誤れる聯合軍參加を續くるならば、或は國家を底無し沼に投じたかも知れぬ。固より此の調印はカイゼルとレニンの其れである。小生は近き將來に於て獨逸が

社會革命の大風潮を煽つて一片の反故紙となすことを確信し且一の權威を以て豫言する。日本は速かに彼の使節等を歸朝せしめて、ヴェルサイユ其者が革命に包まるゝ日を望見して準備しなければならぬ。

固より國際聯盟の如きは大馬鹿者の喜劇として残さるゝに過ぎぬ。由來國際聯盟とは我々社會革命的思想家が各其の國を支配したる將來の問題である。西園寺、牧野等が岩倉卿もごきに、ちよん鬚を戴せて巴里の見世物となりしことが時代錯誤なる如く、ウキルソンは『未來の意味に於ける時代錯誤』である。資本家の番頭等によりて組織さるゝ今の米國政府の一員の分際としては誠に大外れた野望である。カイゼルが世界征服を夢みて天の斧鉞に仆れた如く世界改造を舊式なる政治學講義の舌先で言上する彼が如きを如何なる天か之を怒らざるべきぞ。小生は日本先覺の力を以て日米兩國を誤まる斯かる『憲政の神様』を米本國より葬らしむべく期望する。即ち米國に向つて日本將來の根本方針の了解を宣傳する如き其の一の方法なりと信じます。

約言すれば今日の講和條約が故紙となる時に起る問題は、英帝國の分割に在る。今の英國は軍艦の數のみ多くを有して居る點に於て外見に驚倒する田舎者には強國と見えるだらうが、滿五箇年の大戰によりて疲弊し盡したること、全く講和前の獨逸と同一程度の弱國と打算して掛ければ宜しい。日本が米國の野心を支那より外に轉せしむるには、彼に向て英國が今日有する亞弗利加の英領及新たな獨領（委任されたといふ占領地）を以てすることである。日本は則ち赤道以南の獨領たりし植民地及び濠洲を領有する。濠洲の日本に對する恐怖は明かに日本の來襲を豫覺したる叫である。

勿論日本は獨逸を中心としたる從來の敵國側を味方に引入れる準備をも要するが是等は日本の決心如何によりて容易な事で論ずるまでもない。而して米籍を有する一千萬の獨人が米國參戰の無意味なりし事を覺醒し始めると同時に米國內に於て米國の國論を一轉せしむべく、茲に始めて日獨米提携の英帝國分割といふ歴史的大段劃を見るであらう。日本の朝野は日露

戦争前に日英同盟を準備したる如く、英國を分割すべき共同目的の爲に米國を正道に導くべく堅忍力説して中挫してはなりません。機會は固より天の與ふる所。要するに此れが日本の大方針たるべきもので、是れ以外今の小日本が名實伴へる大日本たる日は斷じて有りとは信じませぬ。講和會議に於ける英米の提携——現時の支那に於ける英米提携の排日運動——を大きくする時は——英米同盟の日本叩き潰ぶしといふ元寇來の恐怖を推論することが出来ます。小生は巴里と支那とに於ける米人の排日的行動に感情を刺戟せられて、而も此間に漁夫の利を占めつゝある英國を忘れんとする日本の現状を見て深甚なる憂懼を抱く者です。神功皇后は熊襲を討ずるに其後援をなす三韓の根本を衝きて後世の經國者に英米の關係を指示して居るではないか。

序でながら芳書に支那の過激化といふ點を論せられ、又内地の新聞にも然様に見えますが此の俗稱が若し徹底的革命と云ふ意味ならば勿論左様です。而し資本對労働の争が現はれたる露獨の如き其れであるとするると其れ

は大間違です。産業の勃興した結果の社會革命を要求する獨逸の者、及獨逸の理論と獨逸人の移住とによりて社會主義が培養された露西亞の者は近代的の革命であつて、支那の徹底的革命は拙文に『中世的代官階級』と稱して置いた中世的遺物が政治即掠奪をやつて居るのである。從て獨露の社會革命黨の云ふ資本即掠奪といふのとは全く政治組織も社會組織も異なつて居るのです。只新人物中にウキルソンが出れば直ちにそれを崇拜し依頼するといふ風に妙に事大的流行的の者があつて、今回の排日運動がバタ臭い理由で過激化とは申されません。凡て支那の事は近き將來の事實が説明します。只一事承知すべきことは現時支那を掩有せんとしつゝある英米的勢力を打破する者は支那本來の徹底的革命家の一團であつて、日本が眞個生死榮辱を共にするに足る新興支那の國柱的人物である。

小生は固より文筆の士に非ず。從て前書の舊説を固持する次第ではありませんが、事實は滿三年後の今日支那革命に於ても、列強の向背に於ても着々として卑見を證明して來始めました。大戦參加の第一歩より國歩を反

對方面に導きて今日の四面楚歌の危機に投じたことを悟つた以上は、大勇
 猛心を揮つて國策を樹て直さなければなりません。芳書には日本の外交革
 命を絶望したかの如く見えませんが大丈夫です。數十人の國柱的同志あらば
 天下の事大抵は成るものと御決意下さい。

今日講和會議の歸途に在る永井柳太郎君に逢ひました。氏と懇談の暇が
 ありませんでしたから此書簡を氏にも示して下さい。又同じく講和會議に
 於ける日本委員の不始末を國民に警告せられた中野正剛氏にも頼みます。
 更に拙文を讀まれた小笠原海軍中將にも願ひます。

(大正八年六月二十八日於上海滿川龜太郎君宛書簡)

ヨツフエ君に訓ふる公開狀

(露西亞自らの承認權放棄)

敬重すべきヨツフエ君。君は今革命露西亞の承認と其れに附帶せる外交
 的折衝の爲めに日本に來た。病軀を擔荷に横へて敵國に乗り込む信念と勇
 氣だけに於て己に君の歴史に悲壯なる幾頁を加へて居る。君が交渉の相手
 として居る後藤新平君の階級及び其れを中心として愚論を渦いて居る知識
 階級とに對照する時、拙者共は實に御恥かしい次第だと思つて居る。

而し乍ら君が今相手として居る後藤君及び輿論は君等の政府が革命の始
 めに於て投獄し銃殺し絞殺した地主貴族階級と知識階級とである。君の周
 圍に群り接して居る彼等の心理状態を、側面から觀察して居ると實に面白
 い。怖いやうな安堵したやうな接近したいやうな逃出したいやうな、丁度
 小供等が猛犬の耳や尾に觸れる時のビク／＼した又強がりを示す心持で居
 る。膽力も智力も分娩の時産婆に盜まれて持合せない連中ではあるが、只

ヨツフエ君に與ふる公開狀

もう如何にしてヨツフェ閣下の逆鱗に觸れまいかと云ふ憂慮が彼及び彼等の全部を支配して居る。君が一言ノーと吼えれば子供等はワアと逃腰になる。君が目を細くして『後藤君の顔を立てゝやる』とでも言へば、子供の一人は君の耳を引き尾を掴んで、他の子供等に向つて己れの強がりやを誇示する。是れだけで君は全勝に近い程度の勝利を把握して居る。

而し御同類の拙者共から見ると、斯んなことは君に取つて何んでもない茶飯事だ。君等がロマノフの全盛時代に極度の少数者として彼等に接した時の鬪弄術眩惑手段で、風霜幾十年の練磨を以てするのだ。殊に一旦権力を握るや一足残らず噛み殺して猶滿腹の虎舌を吐いて居る君等だ。日露交渉の相手方に後藤新平君と其の輿論とを選ぶなどは、餘りに人の悪い腕の凄さで御座る。

ヨツフェ君。君は今日日本の首都の最只中に大の字になつて寝そべつて居る。猫は如何なる群集と雖も鼠の中ならば安眠を妨げない。而も其中の最も肥えたる一疋を捕へて前足でヂャレて居る。この猫の快さは日本にも存

する多くの猫共の羨望の的である。日本の猫屬は——猫屬の中には虎もあり、豹もあり、ライオンもある——空腹の面前に君一人の滿腹を見て喉を鳴らし舌を舐めて居る。温泉に浸り乍らの極東宣傳も、茲に至つては亦滿點だ。

依て猫が猫に物申さう。ライオンが虎に物申さうでも宜ろしい。——全體貴公は何の理由ありとして日本に承認を求めに來られたか。露西亞對列國の承認交渉に於て、非を列國に塗りつけて來た君等の言分は何年來詳知して居る。道理を踏み外つた又愚劣な言分は何年反覆しても同じく無効だ。古今を貫き東西を通ずる自然律の法則——この法則の中に革命の法則もある——に依りて君等自身が革命の第一歩に於て、國際間に自己の承認權を放棄して居るのではないか。列國が與へないのではない。君等自ら放棄して居るのだ。

頭の悪い奴は鼠の中にも居るが猫の中にも澤山居る。諸君の政府は世界革命史中に於て頗る頭の宜ろしからざる分類に屬する。ヨツフェ君の虎頭

に事理辨別の能力あらばライオンの問題に答へよ。——承認とは何ぞや。承認を求むるとは大使の往來と云ふタワけたことではあるまい。則ち前代主権者の有せし國際的諸權利を繼承することを承認せよと云ふ義である。諸權利の中の根本的權利——前代主権者の領有せる領土繼承權の承認——是が則ち承認問題の實質である。(鼠共の輿論が言ふ實質的承認とは意味をなさない。)

然らばヨツフェ君。承認を要求すること、ロマノフ皇帝の領土繼承權を主張することは、ソギエト政府がロマノフ政府の延長であると云ふ法理の上に立つのだ。則ち君等自身の主張を以て、革命當初の君等の革命宣言を根柢から全部抹殺する。此の點は今論ずまい。拙者共の諸君に敬意を保ち得る點は、其の行動の男子的なることであつて其の議論の出鱈目なる故ではない。殊に世界中で嘘を吐く國民は支那人と露西亞人であるが故に、五六年前の世界的約束を證文に取つて諸君を革命理論で攻め立て、も牛角に蜂の無關心と信ずる。依て今日諸君の主張してゐるロマノフ政府の延長説を

許容して、——其れだから諸君自ら承認權を放棄してると云ふ根本義を講釋して上げやう。

革命當初の如く、地球北半の地理的土地に——ロマノフ帝國の政治的城跡ではない——社會主義國家の建設を試みるのだと云へば、是れ初期の空想的社會主義者が『理想郷』なる考案を村落的區劃に試みたのを大平原に試みるだけの者である。從てレニンの『理想郷』とロマノフ帝國との間に何等の義務はない。勞農組合政府は此の主張に立ちし點に於て、何百億圓の義務を拒絶しやうと自己を欺かざる自己の理論に立つて居たのだ。斯のレニンの理想郷ロマノフ帝國の義務を負はずと云ふ主張は、則ちロマノフ帝國の凡ての權利——何百億圓の債務に何百倍せる價格の大領土は勞農政府の繼承せんと欲する所に非ずと云ふ結論と一個不可分の者である。依て英米佛等の債權者はロマノフ帝國なる債務者を失へるが故に、債務者の所を有せし領土の上に兵力を以て強制執行に出た。當時の露西亞は法理上單なる月世界である。——レニン政府は無主の世界に漂着した氣分を以て一切

の義務を負はずと聲明して村落を結んで行く。債權國等は兵力の強制執行に出でつゝ、而も無主の土地を分割して居居はる高利貸の見識決斷さへ無かつた。要するに拙者共から見ればバカとバカの摺合ひであつたのだ。

而しながら體驗は諸君のバカを一級だけ伶俐者にした。諸君は革命建國の理論を打捨て、別個の主張に乗り替へた。自分共は前代のロマノフ帝國と没交渉の者ではない。前代帝國の財産——ロシアでは悉く土地——は其の子孫の相續すべき者である。親爺も阿母も悉く叩き殺した極道者ではあるが、其家に生れた戸籍上、一切の田畑山林は息子の所有權に屬すると云ふ主張に一變して來た。然り！聰明にして御尤なる御變説で御座る。則ちマルクスの祖述者からピーターの相續人に宙返へりして來たのだ。社會主義から大帝國主義大侵略主義に一足飛びをして來たのだ。

斯くして諸君はバカを止めた。然らば相手も亦バカを止めなければならぬ。——宜ろしい。親殺しの息子だが相續を承認しやう。君の家の親子喧嘩に割込みはしない。只親爺様の借金は如何うなさるか。

敬重すべきヨツフェ君。諸君は是れに對して何と答へて來、又答へつゝあるか。英・米・佛は資本主義國である。金貸である。吾々は社會主義である。プロレタリアトである。吾々が父祖の大資産を相續するのに對して父祖の負債をも相續せよと云ふのは迷惑である。吾々は斯かる資本主義に屈服することは出來ぬと。——あゝヨツフェ君。諸君は革命の後に權力を握れる者が常に墮落して天の斧鉞に亡びた史上の戒をも見ざるやうに逆上して居るのか。革命者の少數が警察と軍隊とを以て蔽へる全天下を粉碎し得る所以は、其の理論と行動が天地一貫の大自然律に則りて行くからである。諸君の榮冠を全世界が手を額にして慶賀した所以は何だ。諸君の行動に諸君自らを裏切る者がなかつたからである。——然るに五六年の瞬時に於て全世界の血を嘗めても自己の利益ある權利は主張し自己の損失になる義務は負はぬと頑張るのはどうしたのだ！。白耳義國に何百億圓の金を貸す者はない。水呑百姓に壹萬圓を貸す猶太人もない。彼の大領土を有する大地主なるが故に、佛蘭西の農民と工夫とは其の額上の汗を積んで君等の前代

に預金したのだ。兄は鋤を以て弟は鋤を以て其父を撲殺した。而して其の土地を占有して大地主となつた。子に殺されるやうな親爺の借金は返へす義務がない。國際債務の問題は國內に於ける争鬭、殺した子が悪いか殺された父が悪いかの問題とは別個獨立の者である。大債務の繼承を承認せざる者に大領土の繼承權を承認すべき御用は拙者共に於て斷じて罷り成らぬ所である。斯かる兩立すべからざる辻強盜の言掛りを社會主義國家の名に於て宣傳しつゝ來れる如きは、君等の師匠——拙者共には師匠ではない——マルクスを賣る者である。師を賣れるユダの子孫を以て政府の中樞を構成せるが故にユダを行ふのみと言はしむる勿れ。猶太人の中よりキリストが出たではないか。

ヨツフェ君。眞實、諸君は今世界と其の國民に對してユダたるかキリストたるかの分水嶺に立つて居るぞ。依て諸君の革命行路を公明と安全の一路に導かんが爲めに、諸君の隣國、支那が如何にして其の革命の時列強の爪牙を免かれて承認を得たるかを御聞かせ申さう。革命は諸君が元祖でも

なければ特權者でもない。承認問題に於て支那の諸君は君等よりも非常に複雑な險呑な列強關係に絡まつて居たに係らず、一滴の流血もなく極めて滑かに之れを處理した。君等は承認問題よりも先に君等自身から捲き起した國際債務不承認問題に依りて國境の全線に幾年の國際戰爭を招いた。支那は弱國なり吾々は強國なりと云ふまいぞ。弱國として常に列強の侵害に悩まされて居たればこそ、支那の諸君は革命の時にも自ら守るべき國際的公義を忘るゝ如き驕慢專恣に走らなかつたのである。諸君は全世界を脅威しつゝあつた大帝國の臣民として國際的苦勞の如きは藥にしたくも味ふことがなかつた。國際生活に於ては權門の驕兒である。大抵の暴逆は隣家の父老に加へても咎められない習慣に養はれて來た。——此の幸運が革命決行の壯氣冲天の機に際して國際的交渉の時不運に齎らし現はれたのである。殊更に不承認を聲明せずとも事足れる正當の國際債務を蹂み躪りて、ロマノフ帝國の大戦敗に加算すべき天命の如く内亂外戦の幾十萬人を殺した。殺人の多きは革命の徹底だなど云ふ迷信で自己辯護は許されない。革命家